

平成 27 年度
包括外部監査結果報告書

テーマ

「沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」に関連する事務
の執行について

平成 28 年 3 月
沖縄県包括外部監査人
友利 健太

目次

第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査対象とする事件名	1
3 監査対象事件を選定した理由等	1
4 包括外部監査の手法	1
5 監査実施期間	2
6 監査対象部局名等	2
7 監査従事者	3
8 利害関係	3
9 表示数値	3
10 語句の説明	3
第2 監査対象の事業概要	4
1 沖縄県の農林水産業の特徴	4
(1) 全国からみた沖縄県の農業	4
(2) 沖縄の地理的・自然的条件	4
(3) 耕地面積・耕作放棄面積	5
(4) 生産量	6
(5) 就農人口	8
2 沖縄21世紀農林水産業振興計画の概要	9
(1) 沖縄21世紀ビジョン	9
ア 沖縄21世紀ビジョン基本計画	9
イ 沖縄21世紀ビジョン実施計画	9
(2) 振興計画策定に至る経緯と取り巻く環境	11
(3) 振興計画の体系	12
ア 沖縄21世紀ビジョンにおける位置づけ	12
イ 7本柱のポイント	12
ウ 振興計画の体系表	13
3 本県の農林水産業における課題認識	15
4 わが国の農林水産政策	16
5 農林水産部の概要	19
(1) 組織構成	19
(2) 職員数	20
(3) 予算概要	20

6 監査対象事業	21
(1) 農林水産総務課（12事業）	21
(2) 流通・加工推進課（11事業）	21
(3) 農政経済課（6事業）	22
(4) 営農支援課（17事業）	22
(5) 園芸振興課（12事業）	23
(6) 糖業農産課（6事業）	23
(7) 畜産課（14事業）	24
(8) 村づくり計画課（5事業）	24
(9) 農地農村整備課（3事業）	24
(10) 森林管理課（4事業）	25
(11) 水産課（11事業）	25
(12) 漁港漁場課（2事業）	25
第3 監査の結果	26
1 全般的な事項	26
(1) 意見I 振興計画の実現に向けた具体的な戦略の必要性について	26
(2) 意見II 他部署との連携を意識した事業計画の必要性について	32
(3) 意見III 新たな視点で事業スキームの構築を検討する必要性について	35
2 個別事項	36
A 農林水産総務課	36
A-1 モズク消費拡大に向けた機能性成分高含有品種育成と加工技術開発	36
A-2 うちなー島ヤサイ商品化支援技術開発事業	38
A-3 次世代沖縄ブランド作物特産化推進事業	40
A-4 新たな時代を見据えた糖業の高度化事業	42
A-5 肉用牛生産拡大沖縄型牧草戦略品種作出総合事業	44
B 流通・加工推進課	45
B-1 卸売市場対策事業費	45
B-2 中央卸売市場活性化事業	47
B-3 農林水産物流通条件不利性解消事業	48
B-4 おきなわ島ふーど利用促進事業	50
B-5 県産農林水産物販売力強化事業	51
B-6 直売所を核とした県産食材消費拡大事業	53
B-7 プレミアム加工品開発支援事業	54
C 農政経済課	56
C-1 農業経営トップランナー育成事業	56
C-2 農業委員会等助成費	58

C-3 農地中間管理機構事業	59
C-4 農地保有合理化促進対策事業.....	61
C-5 農地利用集積事業	62
C-6 農業近代化資金等利子補給事業	64
D 営農支援課.....	66
D-1 鳥獣被害防止総合対策事業	66
D-2 イネヨトウの交信かく乱法による防除技術普及事業	68
D-3 環境にやさしい土づくり推進事業	70
D-4 総合的病害虫管理技術推進事業	72
D-5 病害虫総合防除対策事業.....	74
D-6 有機農業促進事業	76
D-7 特殊病害虫特別防除事業.....	78
D-8 県立農業大学校運営費	80
D-9 産地後継者育成支援事業.....	82
D-10 農業経営改善総合指導活動事業	84
D-11 農業改良普及活動事業	86
D-12 アグリチャレンジ普及推進事業.....	87
E 園芸振興課.....	89
E-1 おきなわトロピカルフルーツブランド産地育成事業	89
E-2 デリシャスパインアップル推進事業	91
E-3 果樹産地総合整備事業	93
E-4 災害に強い栽培施設の整備事業	95
E-5 野菜振興対策事業	97
E-6 地域農業経営支援整備事業、経営構造対策推進事業	99
E-7 沖縄型植物工場実証事業.....	101
F 糖業農産課	103
F-1 おきなわ紅茶ブランド化支援事業.....	103
F-2 合みつ糖振興対策事業費	105
F-3 分みつ糖振興対策支援事業費	107
F-4 沖縄型農業共済制度推進事業	109
G 畜産課.....	111
G-1 自給飼料生産振興対策事業費	111
G-2 肉用牛群改良基地育成事業	113
G-3 養豚生産性向上緊急対策事業	116
G-4 系統造成豚等利活用推進事業	119
G-5 種豚改良推進事業費.....	122

G-6	県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業	124
G-7	家畜伝染病監視・防疫情報ネットワーク構築事業.....	127
G-8	畜産担い手育成総合整備事業（交付金事業）	129
G-9	畜産担い手育成総合整備事業（補助金事業）	131
H	村づくり計画課	133
H-1	中山間地域等直接支払事業.....	133
H-2	農地・水保全管理活動支援事業.....	135
H-3	ゆがふ農山漁村認定確立事業	137
H-4	農林水産業活性化推進拠点整備事業.....	138
I	農地農村整備課	140
I-1	農業基盤整備促進事業	140
I-2	農山漁村活性化対策整備事業	142
J	森林管理課.....	144
J-1	やんばる多様性森林創出事業	144
J-3	林業改善資金貸付事業.....	147
J-4	森林ツーリズム推進事業	150
K	水産課.....	151
K-1	栽培漁業センター生産事業費	151
K-2	漁業者の安全操業の確保を支援する事業.....	153
K-3	水産業構造改善特別対策事業	155
K-4	持続的な漁業生産額拡大のためのマーケティング支援事業.....	158
K-5	産地漁協ビジネス連携新商品開発支援事業	160

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 監査対象とする事件名

「沖縄21世紀農林水産業振興計画」に関する事務の執行について

3 監査対象事件を選定した理由等

沖縄県は、平成22年3月に「沖縄21世紀ビジョン」を策定している。これは、県民の参画と協働のもとに、将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と、県民や行政の役割などを明らかにする基本構想となっている。県として初めて策定した長期構想で、沖縄の将来像の実現を図る県民一体となった取り組みや、これから県政運営の基本的な指針として位置づけられている。

「沖縄21世紀農林水産業振興計画」（以下「振興計画」という。）は、21世紀ビジョンの基本施策で重点項目として位置づけられて策定された具体的な計画である。本計画に基づく事務の執行をテーマとすることは、以下の点で意義があると考えた。

- 農林水産業に係る就業・雇用状況の改善や豊かさの実現を図ることは、長期的な視点で県民の福祉に資するものとして期待されているところであり、関連する事業について有効性の観点から監査する意義が認められる。
- 農林水産業と同じく重点項目として位置づけられる観光業におけるグリーン・ツーリズムの推進など、目的達成のためには連携が必要と考えられる事業について、効率的な組織運営が図られているかの観点から監査する意義が認められる。
- これまでの沖縄県の監査テーマとしては、補助金や委託料に係る一事業として農林水産業が取り上げられているものの直接対象となっていない。また、産業関連のテーマはこれまで無い。

以上の点を踏まえて、振興計画に関する事務の執行について合規性のほか、経済性、効率性及び有効性を検討するため監査対象事件として選定した。

4 包括外部監査の手法

（1）監査の視点

計画の趣旨及び目的に沿った事務の執行が行われているかという視点から、以下の問題意識をもって監査を実施した。

- 事業趣旨を踏まえた事業スキームが有効に構築されているか。
- 事業を効率よく遂行しているか。
- 事業目的実現のために他部局との連携を意識した取り組みを行っているか。
- 目標数値と実績値に乖離があるなど、事業目的が実現していないと考えられる場合、問題点はどこにあったのか。
- 問題点の分析は行われているか。
- 問題点の分析結果を踏まえてフィードバックされて次年度以降の事業スキームに反映されているか。

また、以下の点についても留意した。

- ・ 関係法令に基づき適正に行われているか。
- ・ 法第2条第14項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか。
- ・ 法第2条第15項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- 収支計算書等財務書類についての分析的手続
- 関連書類、証憑の閲覧
- 関係部局等へのヒアリング
- 事業現場の視察
- その他、監査人が必要と認めて実施する手続

5 監査実施期間

平成27年8月25日から平成28年3月25日まで

なお、平成27年4月から8月中旬までは、特定の事件の選定、監査人補助者の選任及び予備調査等を実施した。

6 監査対象部局名等

(1) 農林水産部

「振興計画」第3章 施策・事業の展開において列挙された実施事業のうち、地理的特性を活かした自立型経済の推進、および農林水産業の担い手育成と雇用状況の改善という視点から、予算の規模や増加状況等を考慮して選定した事業（農林水産部関係団体が実施する事業ならびに委託事業を含む。）ならびに関連する財務事務の執行。

(2) 企画部、商工労働部、文化観光スポーツ部、環境部

「振興計画」実現のために他部局との連携を意識した効率的な取り組みを行っているかという視点から、上記3. に関連すると考えられる企画部、商工労働部、文化観光スポーツ部及び環境部が行う事業ならびに財務事務の執行。

(3) 総務部財政課

沖縄県として事業の有効性（効果）についてどのような判断基準を設けているのか確認するため、第7次沖縄県行財政改革プランに基づいて実施されている県単補助金の見直しや予算査定等に関する事務の執行。

7 監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 友利 健太

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 大竹 栄	公認会計士 小澤 朋人
公認会計士 大久保 和孝	公認会計士 長山 雄一郎
公認会計士 大坪 秀憲	公認会計士 馬路 智司
公認会計士 小松 千恵	弁護士 伏見 達

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 表示数値

報告書の表の合計（または差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（または差額）とが一致しない場合がある。

10 語句の説明

「指摘」：一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」：一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第2 監査対象の事業概要

1 沖縄県の農林水産業の特徴

(出典：「沖縄の農林水産業 平成27年3月」)

(1) 全国からみた沖縄県の農業

主要指標の全国シェア

	単位	年(年度)	沖縄県	全国	県／全国(%)
総 農 家	戸	平22	21,547	2,527,948	0.85
自 給 的 農 家	戸	平22	6,424	896,742	0.72
販 売 農 家	戸	平22	15,123	1,631,206	0.93
主 副 農 家別					
主 業 農 家	戸	平22	5,747	359,720	1.60
準 主 業 農 家	戸	平22	3,123	388,883	0.80
副 業 的 農 家	戸	平22	6,253	882,603	0.71
專 兼 農 家別					
專 業 農 家	戸	平22	7,594	451,427	1.68
兼 業 農 家	戸	平22	7,529	1,179,779	0.64
農 家 人 口(販 売 農 家)	人	平22	45,104	6,503,219	0.69
農 業 就 業 人 口	人	平22	22,575	2,605,736	0.87
基 幹 的 農 業 従 事 者	人	平22	20,318	2,051,437	0.99
耕 地 面 積	ha	平26	38,700	4,518,000	0.86
耕 地 率	%	平26	17.0	12.1	(4.9)
作 付 延 ベ 面 積	ha	平25	33,300	4,167,000	0.80
耕 地 利 用 率	%	平25	85.8	91.8	(△6.0)
農 業 产 出 額	億円	平25	885	85,742	1.03
生 産 農 業 所 得	億円	平25	388	29,646	1.31
生 産 農 業 所 得 率	%	平25	43.8	34.6	(9.2)
農 家 総 所 得	千円	平24	2,669	4,762	56.05
農 家 所 得	千円	平24	1,505	2,909	51.74
農 外 所 得	千円	平24	688	1,347	51.08
農 業 所 得 率	%	平24	25.7	26.9	(△1.2)
農 業 依 存 度	%	平24	45.7	46.3	(△0.6)
食 料 自 給 率	%	平24	29(概数値)	39	(△16)

資料：農林水産省「農林業センサス」、「作物統計調査」、「生産農業所得統計」、「食料自給率」

内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」、沖縄県農林水産総務課資料

注1：県／全国(%)のうち、()で示されているものは、全国とのポイント差である。

注2：食料自給率はカロリーベースである。

(2) 沖縄の地理的・自然的条件

(出典：「平成26年度 沖縄農林水産業の情勢報告」内閣府沖縄総合事務局農林水産部を要約)

(1) 位置

- 我が国の南西端に位置。東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に点在する大小約160の島しょ（うち有人離島49島）からなる地域。
- 日本本土と中国及び東南アジアを結ぶ位置にあり、那覇から1,000km圏に台北、上海、1,500km圏に香港、東京等がある。

(2) 地勢

- 県土の総面積は、国土総面積（約377,962km²）の約0.6%に当たる約2,277 km²。都道府県の中で第44位。
- 内訳は、沖縄本島（約1,208km²）（県土総面積の約53%）が最も大きく、

次に西表島（289km²）、石垣島（約223km²）、宮古島（約159km²）の順で、これら4島で県土総面積の約8割（1,880km²）を占める。

- ・ 地形は大きく2つのタイプに分類。
 - 平地型：本島中南部、宮古島、南大東島、北大東島等
 - 山地型：本島北部、石垣島、西表島等
- ・ 山地型の地域に主要な河川が集中。それらの河川は全般に河川延長が短いという特徴がある。
- ・ 土壤の分布は、国頭マージが最も多く、次いで島尻マージ、ジャーガル、沖積土壤の順。
 - 国頭マージ：赤色～黄色を呈する中性～弱アルカリ性の石灰岩土壤。保水力が弱い。
 - ジャーガル：オリーブ褐色～灰色のアルカリ性の重粘性土壤。排水性が悪い。

（3）気象

- ・ 垂熱帯海洋性気候。周年温暖な気候。
- ・ 台風の常襲地帯。さらに冬期は季節風や寡日照の影響を受ける。農林水産業にとって不利な条件も有する。
- ・ 年降水量、日照時間ともに年、季節、地域における差は大きい。
- ・ 平成26年の年平均気温は、那覇で23.1℃、宮古島で23.8℃、石垣島で24.6℃と平年に比べて0.2℃程度高くなった。
- ・ 年降水量は、沖縄地方全体で平年比85%と少なく、特に7月の台風8号以降、八重山地方では記録的な少雨となり、波照間島をはじめ各地でさとうきびへの干ばつ被害が発生した。
- ・ 日照時間は、那覇で1,760.2時間、宮古島で1,829.5時間、石垣島で2,051.0時間と、ほぼ平年並み。

（3）耕地面積・耕作放棄面積

本県における平成26年7月15日現在の耕地面積は38,700haで、前年に比べ100ha減少している。そのうち、田は852ha、普通畠は30,100haとともに横ばい、樹園地は1,910haで前年に比べ10ha減少、牧草地は5,810haで170ha減少となっている。

耕作放棄地とは：農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作する意思のない土地。

耕地面積の推移

	単位	昭50	昭55	昭60	平2	平7	平12	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26
合計	ha	41,600	43,800	46,200	47,000	44,800	41,400	39,300	39,200	39,100	39,100	39,100	39,200	39,100	38,900	38,800	38,700
田	ha	1,800	1,150	871	876	970	912	877	874	879	867	876	878	865	851	851	852
畑	ha	39,700	42,600	45,300	46,100	43,900	40,500	38,500	38,400	38,200	38,200	38,200	38,300	38,200	38,100	38,000	37,800
普通畑	ha	34,000	36,600	39,000	39,900	36,700	33,000	31,000	30,700	30,500	30,400	30,200	30,200	30,200	30,100	30,100	30,100
樹園地	ha	4,770	4,440	3,580	3,090	2,580	2,000	1,990	2,000	2,020	2,040	2,050	2,030	2,030	1,980	1,920	1,910
牧草地	ha	935	1,600	2,720	3,130	4,580	5,530	5,450	5,680	5,730	5,790	5,930	6,030	6,020	5,970	5,980	5,810

資料：農林水産省「耕地面積統計」

注：四捨五入のため、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

耕作放棄地面積の推移

	単位	昭60	平2	平7	平12	平17	平22
合計	ha	872	1,109	1,629	1,523	3,240	2,994
農家	ha	872	1,109	1,629	1,523	1,274	1,088
販売農家	ha	696	872	1,248	1,080	780	634
自給的農家	ha	176	237	381	443	494	455
土地持ち非農家	ha					1,966	1,906

資料：農林水産省「農林業センサス」

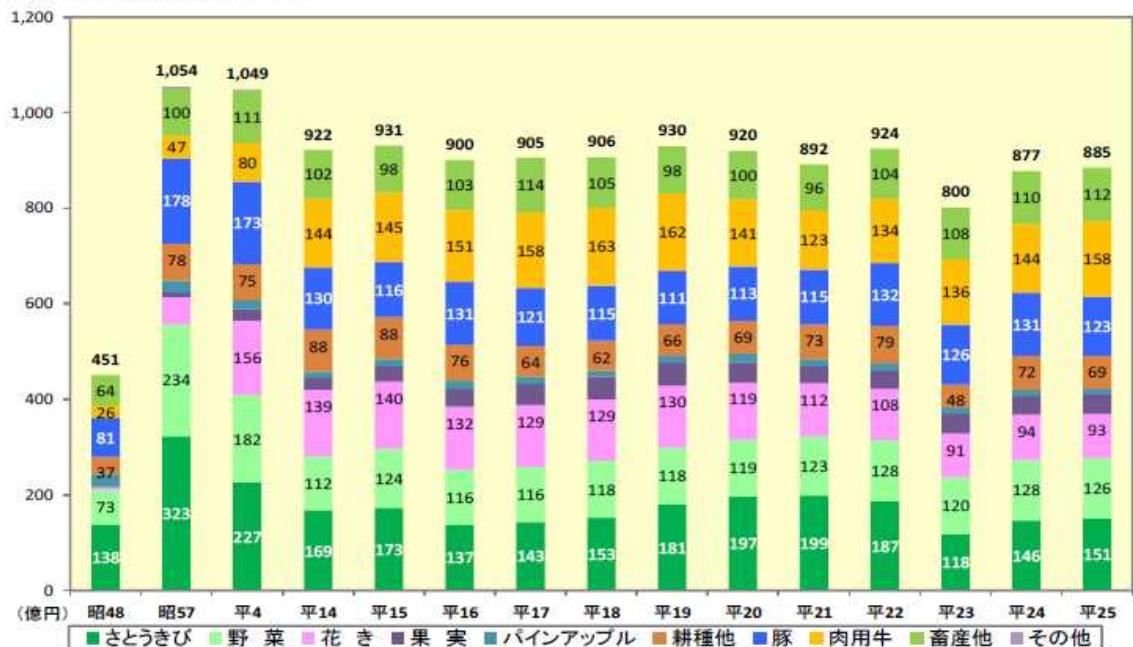
なお、「第43次 沖縄農林水産統計年報」（沖縄総合事務局農林水産部統計調査課）データを用いて補足すると、沖縄県の総面積2,276km² (=227,600ha) に占める農地面積の割合は17.0%であり、全国ベースの12.0% (=4,518,000ha/377,961km²) より高い。地域別に見ると、宮古地域が最も大きく30.2%、次いで南部22.6%，八重山地域20.6%である。沖縄本島（北部の離島を含む）の面積は県全体の57.2%を占めるが、農地面積では49.0%であり、沖縄本島の農地面積は意外に小さい。一方、宮古・八重山地域（宮古島、石垣島、西表島等）は、土地面積では36.0%であるが、農地面積では50.9%を占めている。

（4） 生産量

平成25年の農業産出額は885億円で、前年に比べ約8億円の増加となった。豚等は減少したものの、さとうきびや葉たばこ、肉用牛等は増加した。

作物別の構成比でみると、肉用牛17.9%（158億円）、さとうきび17.1%（151億円）、野菜14.2%（126億円）、豚13.9%（123億円）、花き10.5%（93億円）となっている。

農業産出額の推移(グラフ)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

農産物産出額(上位10位)

順位	昭55	粗生産額	昭60	粗生産額	平2	粗生産額	平7	粗生産額	平12	粗生産額
	農業粗生産額	936	農業粗生産額	1,160	農業粗生産額	1,069	農業粗生産額	1,022	農業粗生産額	902
1	さとうきび	271	さとうきび	374	さとうきび	250	さとうきび	212	さとうきび	186
2	豚	172	豚	195	豚	161	豚	158	肉用牛	126
3	鶏卵	56	く	65	く	94	く	112	豚	122
4	肉用牛	43	鶏卵	54	肉用牛	87	肉用牛	94	く	87
5	バインアップル	31	肉用牛	50	鶏卵	44	葉たばこ	47	葉たばこ	49
6	葉たばこ	25	葉たばこ	34	生乳	38	生乳	44	生乳	48
7	生乳	22	生乳	33	さやいんげん	35	鶏卵	37	鶏卵	37
8	かぼちゃ	22	かぼちゃ	30	葉たばこ	26	さやいんげん	28	鉢もの類	23
9	さやいんげん	20	さやいんげん	29	洋ラン	20	バインアップル	16	さやいんげん	17
10	きゅうり	18	バインアップル	22	バインアップル	18	ブロイラー	15	マンゴー	17

順位	平21	産出額	平22	産出額	平23	産出額	平24	産出額	平25	産出額
	農業産出額	892	農業産出額	924	農業産出額	800	農業産出額	877	農業産出額	885
1	さとうきび	199	さとうきび	187	肉用牛	136	さとうきび	146	肉用牛	158
2	肉用牛	123	肉用牛	134	豚	126	肉用牛	144	さとうきび	151
3	豚	115	豚	132	さとうきび	118	豚	131	豚	123
4	きく	87	きく	82	きく	69	きく	72	きく	71
5	葉たばこ	48	鶏卵	52	鶏卵	55	鶏卵	53	鶏卵	53
6	鶏卵	46	葉たばこ	47	生乳	36	生乳	41	生乳	41
7	生乳	33	生乳	37	マンゴー	20	葉たばこ	37	葉たばこ	39
8	マンゴー	20	マンゴー	17	にがうり	17	にがうり	18	マンゴー	20
9	にがうり	17	にがうり	17	葉たばこ	16	マンゴー	17	にがうり	15
10	さやいんげん	17	バインアップル	15	バインアップル	13	バインアップル	13	バインアップル	13

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

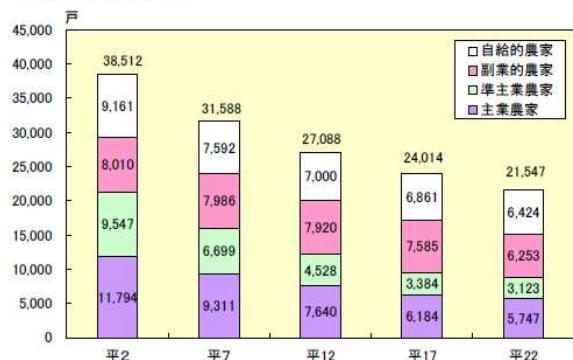
(5) 就農人口

本県の総農家数は減少傾向にあり、平成 22 年は 21,547 戸で、そのうち販売農家は 15,123 戸となっている。

また、販売農家の農業就業人口も年々減少しており、平成 22 年は 22,575 人で、5 割以上が 65 歳以上と高齢化が進んでいる。

なお、2015 年（平成 27 年）農林センサス（速報ベース）によれば、総農家数は 20,040 戸で、そのうち販売農家は 14,241 戸となっている。また、販売農家の農業就業人口は 19,916 人で、依然として 5 割以上が 65 歳以上となっている。

主副業別農家数



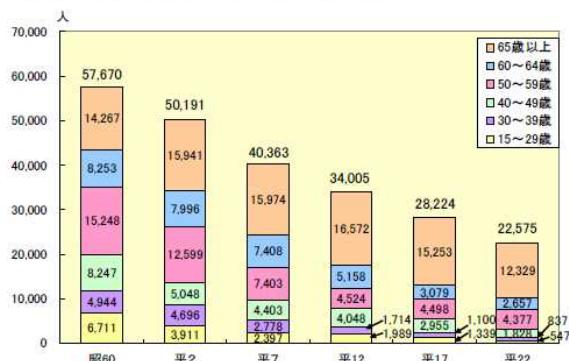
資料：農林水産省「農林業センサス」

専兼業別農家数



資料：農林水産省「農林業センサス」

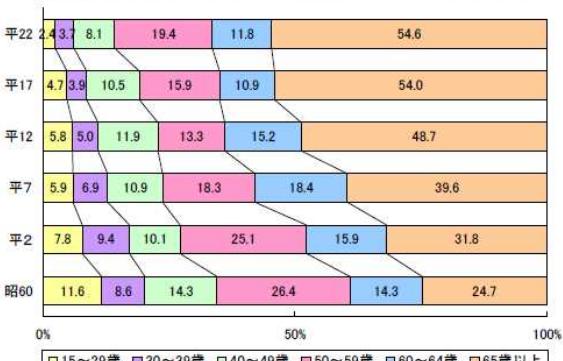
年齢別農業就業人口（販売農家）



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：昭60及び平2の「15~29歳」は、「16~29歳」。

年齢別農業就業人口（販売農家）の構成比



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：昭60及び平2の「15~29歳」は、「16~29歳」。

注:1 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。

2 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

3 「自給的農家」とは、経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家をいう。

4 「主業農家」とは、農業所得が主で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

5 「準主業農家」とは、農外所得が主で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

6 「副業的農家」とは、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がない農家をいう。

7 「専業農家」とは、世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家をいう。

8 「兼業農家」とは、世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

(※上記定義の出典：農林水産省 HP)

2 沖縄 21 世紀農林水産業振興計画の概要

(出典：「沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」、「沖縄の農林水産業」「沖縄 21 世紀ビジョン」、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」、沖縄県 HP より引用・要約)

本県は、平成 22 年 3 月、沖縄県の「あるべき姿」「ありたい姿」を示した長期的ビジョンである「沖縄 21 世紀ビジョン」を策定し、国においては、改正沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興の意義及び方向を明らかにした「沖縄振興基本方針」を平成 24 年 5 月に決定した。

県においては、21 世紀ビジョンで描いた将来像の実現に向け、同基本方針に基づき、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)、及び実施計画を策定した。同基本計画において自立型経済の構築に向けた重点産業の一つとして位置付けられている農林水産業について、地域特性を生かした振興を図るため、同基本計画及び実施計画を補完するアクションプランとして、新たな「沖縄 21 世紀農林水産業振興計画」を策定したものである。本計画は、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)の目標を着実に達成するよう農林水産業のさらなる振興対策に取り組むこととされている。

(1) 沖縄 21 世紀ビジョン

沖縄 21 世紀ビジョンは、県民の参画と協働のもとに、将来（概ね 2030 年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と県民や行政の役割などを明らかにする基本構想である。沖縄県として初めて策定した長期構想で、沖縄の将来像の実現を図る取り組みや、これから県政運営の基本的な指針となるものとされている。

ア 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画

沖縄 21 世紀ビジョンで示した県民が望む将来像を実現するため、平成 24 年 5 月 15 日に沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画〈平成 24 年度～平成 33 年度〉）を策定している。この基本計画では、沖縄 21 世紀ビジョンで掲げた 5 つの将来像の実現及び 4 つの固有課題の解決を図り、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」を実現することを目標としている。

イ 沖縄 21 世紀ビジョン実施計画

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の着実な推進のため、平成 24 年 9 月 13 日に沖縄 21 世紀ビジョン実施計画を策定している。実施計画では、基本施策の目的や目標となる姿を示し、県民をはじめとした多様な主体の参画と協働を促すほか、主な課題や成果指標を掲げ、課題の解決に向けた具体的な取組や活動量を設定することにより、成果指標を用いた施策効果の検証や各施策に係る取組の進捗状況

の確認などの PDCA サイクルを確立し、基本計画の着実な推進を図るとしている。

沖縄県 PDCA とは

県は、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」の着実な推進を図るため、Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善)のいわゆる PDCA サイクルを導入し、平成 24 年度以降毎年度、検証や改善を継続的に行い、この結果を取組に反映させることにより、施策の評価にとどまらず、効果的な推進を図ることとしている。

1. 沖縄県 PDCA の対象

PDCA は、毎年度、「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」で示した「主な取組」(= 個別事業) と、これを課題ごとにまとめた「施策」(=36 の基本施策) を対象に行っている。

「主な取組」⇒『「主な取組」検証票』

「施策」⇒『「施策」総括表』

2. 沖縄県 PDCA の視点

(1) 主な取組を着実に推進しているか

※推進状況とは：「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」で示した「主な取組」の年度別計画における活動指標に対する活動実績の状況

(2) 成果指標の達成や主要な課題の解決に向かっているか

※成果指標とは：「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」で示した課題に対する成果、県民生活の向上への効果等、沖縄県等が実施する活動の成果を表す。施策効果を検証する際の基準や物差しとしての役割を持つ指標として設定している。

(3) 推進上の留意事項や環境変化を把握し、対応を図っているか

3. 成果指標の達成状況の判定方法

①基準値と現状値の比較

「前進」：基準値と比較して良くなっている

「横ばい」：基準値と比較して変わらない

「後退」：基準値と比較して悪くなっている

「その他」：統計年度未到来などの理由により成果指標の状況が確認できない等

②5 年後の目標値 (H28 目標値) に対する現状値の割合

「達成率」：5 年後の目標値を 100 として、基準値 (0) との間における、現状値の進捗状況を示した割合

4. 沖縄県 PDCA の活用

PDCA 実施結果は県 HP 等で公表される。これに対して寄せられた県民意見等を踏まえながら、取組の改善案を次年度以降の予算要求等に活用し、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の効果的な施策展開を図るものとしている。

(2) 振興計画策定に至る経緯と取り巻く環境

本県においては、農林水産業の振興のため、国の3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画や県独自の計画等（下記参照）を通じて、「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件整備」に努めてきた。

（県独自の計画等）

- 「沖縄県主要事業推進計画」（平成5年9月策定）
- 「圏域別農業振興方向」（平成6年12月策定）
- 「沖縄県農林水産業振興ビジョン・アクションプログラム」（平成11年2月策定）
- 「沖縄県農林水産業振興計画」（平成14年8月策定。平成14年度から平成23年までの10年間のうち、3年、3年、4年の計画期間）

この間、以下の施策により、我が国唯一の亜熱帯地域の特性を生かして、さとうきび、野菜、花き、果樹、肉用牛、モズク等の生産が多様に展開され、国内における甘味資源、肉用子牛及び冬春期を主体とした農産物を中心とする供給産地としての地位が確保されるとともに、県土の保全、地域社会の維持など、地域の経済・社会の発展にも貢献してきた。

- 生産基盤整備
- 各種近代化施設の導入
- 流通体制の整備
- ウリミバエ及びミカンコミバエの根絶 など

しかしながら、本県の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は、我が国の経済・社会の国際化が進展する中で、石油価格等の高騰による生産資材価格の上昇、農林水産物の輸入増加や長引く景気低迷に伴う農林水産物価格の低迷、農林漁業従事者の減少・高齢化の進行、耕作放棄地の顕在化、相次ぐ気象災害による農林水産物被害の発生など、今なお多くの課題を抱えており、依然として厳しいものがある。

(3) 振興計画の体系

ア 沖縄 21 世紀ビジョンにおける位置づけ

沖縄 21 世紀ビジョンで掲げた 5 つの将来像の実現に向け、推進する 36 の基本施策及び 118 の施策展開を体系化している。農林水産業は将来像Ⅲの 14 の基本政策の一つとして、7 つの施策展開を図っている。この 7 つの施策展開が、振興計画の 7 本柱になるものである。(※下図内の (P.**) は基本計画内の頁番号であり、本報告書とは関係ない。)

将来像Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島

(7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興 (P.72)

- ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備 (P.72)
- イ 流通・販売・加工対策の強化 (P.73)
- ウ 農林水産物の安全・安心の確立 (P.74)
- エ 農林漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化 (P.74)
- オ 農林水産技術の開発と普及 (P.75)
- カ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備 (P.76)
- キ フロンティア型農林水産業の振興 (P.77)

イ 7 本柱のポイント

- ① おきなわブランドの確立については、「拠点産地形成」、「新技術・新品種の普及」等の施策に引き続き取り組むとともに、「農林水産物の安定供給」の強化に取り組む。
- ② 流通・販売・加工対策については、島しょ県の流通条件の不利性軽減や卸売市場の再編・強化などに取り組む。
- ③ 農林水産物の安全・安心については、農業生産工程管理（GAP）手法の推進や産地表示の徹底、被害が増加傾向にある鳥獣害対策の推進、口蹄疫等の危機管理体制等の強化に取り組む。
- ④ 担い手の育成・確保については、地域の人と農地の課題解決のための「人・農地プラン」の策定や新規就農から経営安定化まで一貫して支援するとともに、引き続き認定農業者及び農業生産法人等を育成・確保する。
- ⑤ 農林水産技術の開発・普及については、平成 24 年度から海洋深層水研究所を含めた研究機関を農林水産部へ移管したことにより、「海洋深層水の試験研究」の項目と重要度が増した「知的財産の保護活用」の項目を追加している。
- ⑥ 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備については、全般的に「環境に配慮した基盤整備」を強化することからその主旨の文言を追加している。
- ⑦ フロンティア型農林水産業の振興については、農山漁村における地域資源を活用した新産業等の創出を含めた「多面的機能を生かした農山漁村の活性化」や 6 次産業化及び他産業との連携強化やアジアなど海外への展開など新たな取り組みを計画している。

ウ 振興計画の体系表



主要な指標の見通し

農林漁業就業者（推計値）		農林業産出額・漁業生産額		耕地面積		食料自給率		
	H25	H33		H25	H33		H24	H33
農業就業者数	22.6	→ 20.3千人	農業生産額	885	→ 1,430億円	耕地面積	H25	H33
林業就業者数	3.6	→ 4.3百人	林業生産額	11 (H24)	→ 20億円		38,800	→ 38,900ha
漁業就業者数	3.8	→ 3.8千人	漁業生産額	163 (H24)	→ 300億円			

4 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化

	H25	H28
新規就農者数（累計）	747	→ 1,500人
認定農業者	3,363	→ 3,250軒
耕作放棄地解消面積	271	→ 350ha
農業共済加入率（畑作物）	45.6	→ 70%
農業共済加入率（園芸施設）	23.4	→ 70%

5 農林水産技術の開発・普及

	H25	H28
品種登録数(件)	28	→ 34
特許等出願件数(件)	24	→ 30
普及に移す技術(件)	175	→ 325
技術普及農場の設置数(件)	174	→ 350

6 亞熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

	H25	H28
農業用水源整備面積率 かんがい施設整備率	59	→ 63%
ほ場整備率	59	→ 61%
漁港の陸揚岸壁耐震化率	65	→ 75%
松くい虫被害量	655	→ 1,228m ³

7 フロンティア型農林水産業の振興

	H25	H28
グリーン・ツーリズムの交流人口 果実・野菜輸出額	7	→ 7万人
食肉の輸出量	2	→ 6トン
植物工場の品目数 国際認証等件数	3	→ 3品目
	2	→ 10件

○担い手の育成・確保

- ・新規就農・就業による担い手の育成・確保
- ・多様な担い手の育成・確保
- ・経営感覚に優れた担い手の育成
- ・農山漁村女性の活動及び地域リーダーの育成・確保

○農地の有効利用と優良農地の確保

- ・農地の有効利用
- ・優良農地の確保

○農協、土地改良区、森林組合、漁協の機能強化

○金融制度と共に制度、価格制度の充実

○新技術の開発と試験研究機関の整備

- ・農林水産業の試験研究
- ・熱帯・亜熱帯農林水産技術の国際交流の促進
- ・知的財産の保護活用

○農林水産業技術の普及と情報システムの整備・強化

- ・農林水産技術の普及
- ・システムの整備・強化

○沖縄の特性に応じた農業の基盤整備

- ・農業の基盤整備
- ・農地及び農業用施設の保全
- ・海岸保全施設の管理・保全

○自然環境に配慮した森林・林業の基盤整備

- ・森林・林業の基盤整備
- ・森林の保全

○水産業の基盤整備と漁場環境の保全

- ・水産業の基盤整備
- ・漁場環境の保全
- ・海岸施設の維持管理及び海岸環境の保全

○農林水産業の6次産業化及び他産業との連携強化

- ・農林水産業の6次産業化
- ・観光業や食品加工業など他産業との連携強化

○多面的機能を生かした農山漁村の活性化

- ・農山漁村の地域社会の維持・向上
- ・ツーリズム等の推進
- ・亜熱帯性気候を生かした全島緑化の推進

○アジアなど海外への展開の推進

- ・海外市場のニーズ把握
- ・多様な販売ルートの開拓
- ・国際的な产地形成に必要な技術等の調査・研究

3 本県の農林水産業における課題認識

(1) 農業の課題

	沖縄21世紀農林水産業振興計画（平成25年3月）	沖縄県農林水産業振興計画（平成14年8月）
ア 農業産出額	有望品目を中心とした、消費者・市場等のニーズに対応した生産供給体制を強化し、おきなわブランドの確立を図ることで農業生産の建て直しを図る。	有望品目を中心とした、消費者・市場等のニーズに対応した生産供給体制を強化し、おきなわブランドの確立を図ることで農業生産の建て直しを図る。
イ 農業労働力	農業・農村の持続的な発展を得るために、農業就業者の確保、とりわけ若年層の新規就農者の確保。	農業・農村の持続的な発展を得るために、農業就業者の確保、とりわけ若年層の新規就農者の確保。
ウ 耕地面積	農業生産の基盤となる優良農地の確保。	農業生産の基盤となる優良農地の確保。

(2) 林業の課題

	沖縄21世紀農林水産業振興計画（平成25年3月）	沖縄県農林水産業振興計画（平成14年8月）
ア 森林資源	森林の多面的機能の高度発揮や林業の持続的かつ健全な発展を図るため、森林の整備・保全を推進。森林資源の利活用を促進。	森林の多面的機能の高度発揮や林業の持続的かつ健全な発展を図るための森林整備を推進するためには、県民の理解の醸成と参画が課題。
イ 森林・林業施策 (ア) 多面的機能を有する森林の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な森林施業の実施、林内路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進。 ・森林生態系等貴重な自然環境を有する森林についてはその保全。 ・県民と森林のふれあいの場として利用する森林については、自然環境と調和した森林の利用区分を行うとともに、環境に負荷を与えない森林の整備。 ・木材の生産を目的とした森林について、計画的な伐採、造林等を実施するとともに、その作業に必要な作業道等を整備し農山村地域の振興。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林に対する社会的要請の多様化、高度化を踏まえ、各機能区分に応じたこれら施策を推進。 ・緑化意識の高揚を図るとともに、緑豊かな潤いのある生活環境を創出するために、県民参加による修景緑化を推進。 ・森林所有者の理解のもとに、荒廃原野の復旧、保安林の機能充実等の積極的な森林整備を推進。
(イ) 全島緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・亜熱帯の特性を生かした魅力のある花や緑があふれる県土の形成。 ・県民や企業等との協働による連携。 ・住民参加型の緑化活動の支援と都市、道路、農山村等各緑化施策との連携を図り、全島緑化県民運動の推進。 ・緑化活動への参加及び継続に向けた推進体制づくりと、亜熱帶性樹木等を活用した沖縄らしい景観形成に資するための花と緑の質的、量的充実。 	—
(ウ) 林産物の安定的供給及び利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な伐採及び伐採跡地の造林により、森林資源が循環し安定した木材の生産を図る。 ・環境に負荷を与えない伐採、搬出方法の確立や、歩留まりが高くなる材の利用方法などの新技術の開発・普及。特に、人工造林後伐期に達しているリュウキュウマツ材の生産・流通体制の確立。 ・新たに菌床しいたけ等生産に向けた施設整備を進め生産拡大を行う。 ・林産物の品質保持や表示の徹底、産地情報の発信等による消費拡大を図り、消費者に信頼される生産・供給体制の確立。 	林産物の品質保持や表示の徹底を行うとともに、産地情報の発信等による消費拡大を図り、消費者に信頼される林産物の生産・供給体制の確立が課題。

(3) 水産業の課題

	沖縄21世紀農林水産業振興計画（平成25年3月）	沖縄県農林水産業振興計画（平成14年8月）
ア 漁業生産額	今後とも、資源管理型漁業に代表される生物資源の持続的利用技術及び水産資源の再生産を意識した海洋環境保全を推進することにより、生産拡大及び資源の持続的利用を図るとともに、沖縄型のつくり育てる漁業技術を利用して、安定した漁家経営を確保すること。	今後とも、つくり育てる漁業及び資源管理型漁業を推進することにより、生産拡大及び資源の有効利用を図り、安定した漁家経営を確保すること。
イ 漁業就業者	新規及び中途就業者の参入を進め、新たな担い手を確保すること。	新規及び中途就業者の参入を進め、担い手を確保すること。
ウ 水産物の流通・加工・販売対策	<ul style="list-style-type: none"> ・増産対策はもとより、新たな価値を付加することによる価格アップ対策。 ・流通システムの効率化とともに流通性、保存性の高い加工品の開発。 ・消費者への情報提供とともに消費者ニーズに適合した供給。 ・ニーズに的確に対応するための情報収集・発信等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流通システムの効率化とともに流通性、保存性の高い加工品の開発。 ・消費者への情報提供とともに消費者ニーズに適合した供給。

(所見) 振興計画の課題認識は、10 年前に策定された旧振興計画における課題認識とほとんど変わらない。赤字で表示しているのは、振興計画と旧振興計画でほぼ同様のものである。

なお、緑化推進に関しては現在、環境部の担当となっている。

4 わが国の農林水産政策

国は、平成 11 年 7 月に、21 世紀における食料・農業・農村に関する施策の基本的指針として『食料・農業・農村基本法』（以下、基本法と言う。）を制定し、以降、基本法が掲げる「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」及び「農村の振興」という 4 つの基本理念を具体化するための施策を推進してきた。

『食料・農業・農村基本計画』は、基本法に基づき、今後 10 年程度を見通して政府が策定する農政の基本方針である。同計画はおおむね 5 年ごとに変更することとされており、平成 22 年 3 月に 2 回目、平成 27 年 3 月に 3 回目の見直しを行っている。

県においても、振興計画で「新たな計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」などの諸方針との整合性に留意し、施策の円滑な推進を図ることとする。」としている。振興計画策定時は平成 22 年 3 月策定版を前提としているが、参考までに平成 27 年 3 月策定版と併せて、概要を以下に引用する。

【食料・農業・農村基本計画の概要】

	平成 27 年 3 月	平成 22 年 3 月												
基本的な視点	農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を両輪として進める。	「戸別所得補償制度の導入」、「『品質』、『安全・安心』といった消費者ニーズに適った生産体制への転換」、「6 次産業化による活力ある農山漁村の再生」という 3 つの政策を基本に、各般の施策を一体的に推進する政策体系を構築												
目標設定	<ul style="list-style-type: none">○ 食料自給率の平成 37 年度の目標を、これまでと同様、供給熱量ベースと生産額ベースで設定した。今回は、より実現可能性を考慮して、供給熱量ベースでは 5 ポイント引き下げ 45%、逆に生産額ベースで 3 ポイント引き上げ 73% に設定された。○ 今回、新たに主要品目ごとの平成 37 年度の食料消費の見通しと生産努力目標が示された。	<ul style="list-style-type: none">○ 平成 32 年度の食料自給率目標は、国際情勢、農業の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、供給熱量ベースで 50%（生産額ベースで 70%）と設定。												
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>今回目標 (平成 37 年度)</th><th>前回目標 (平成 32 年度)</th><th>現行 (平成 25 年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td>供給熱量 ベース</td><td>45%</td><td>50%</td><td>39%</td></tr><tr><td>生産額 ベース</td><td>73%</td><td>70%</td><td>69%</td></tr></tbody></table>		今回目標 (平成 37 年度)	前回目標 (平成 32 年度)	現行 (平成 25 年度)	供給熱量 ベース	45%	50%	39%	生産額 ベース	73%	70%	69%	
	今回目標 (平成 37 年度)	前回目標 (平成 32 年度)	現行 (平成 25 年度)											
供給熱量 ベース	45%	50%	39%											
生産額 ベース	73%	70%	69%											

	平成 27 年 3 月	平成 22 年 3 月
総合的かつ計画的に講すべき施策	(1) 食料の安定供給の確保に関する施策 ① 食品の安全確保と、食品に対する消費者の信頼の確保に向けた取組みの推進 ② 食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承の推進 ③ 農業や食品産業が、消費者ニーズへの的確な対応や新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、6 次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等を促進 ④ 食料の安定供給に係る様々なリスクに対応するため、総合的な食料安全保障を確立	(1) 食料の安定供給の確保に関する施策 ① 食の安全と消費者の信頼の確保 ② 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化 ③ 食品産業の持続的な発展と新たな展開 ④ 総合的な食料安全保障の確立 ⑤ 輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応
	(2) 農業の持続的な発展 ① 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進 ② 女性農業者が能力を最大限發揮できる環境の整備 ③ 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保 ④ 構造改革の加速化や国土強靭化に資する農業生産基盤の整備 ⑤ 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大、農業の生産・流通現場の技術革新等の実現、収入保険制度等の検討 ⑥ 気候変動への対応等の推進	(2) 農業の持続的な発展に関する施策 ① 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理 ② 農業・農村の 6 次産業化等による所得の増大 ③ 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 ④ 優良農地の確保と有効利用の促進 ⑤ 農業災害による損失の補てん ⑥ 食料供給力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し ⑦ 持続可能な農業生産を支える取組の推進
	(3) 農村の振興 ① 多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度の着実な推進や鳥獣被害への対応強化 ② 高齢化や人口減少の進行を踏まえ、「集約とネットワーク化」など地方創生に向けた取組の強化 ③ 都市農村交流、多様な人材の都市から農村への移住・定住等の促進	(3) 農村の振興に関する施策 ① 農業・農村の 6 次産業化 ② 都市と農村の交流等 ③ 都市及びその周辺の地域における農業の振興 ④ 集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ⑤ 農山漁村活性化ビジョンの策定
	(4) 東日本大震災からの復旧・復興 ① 農地や農業用施設等の着実な復旧等の推進 ② 食品の安全を確保する取組や風評被害の払拭に向けた取組等の推進	(4) 食料・農業・農村に横断的に関係する施策 ① 技術・環境政策等の総合的な推進 ② 「農」を支える多様な連携軸の構築
	(5) 団体の再編整備 ① 農協改革や農業委員会改革の実施 ② 農業共済団体、土地改良区の在り方について、関連制度の在り方を検討する中で、検討	(5) 団体の再編整備に関する施策

また、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画 第 2 章基本方向 4 (7) には、以下の記述がある。本県の離島は、我が国の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の

保全に貢献している。離島定住のため生活の糧となる産業振興として基幹産業である農林林水産業の生産性向上が認識されている。

(7) 離島の定住条件向上等による持続可能な地域社会づくり

本県の離島は、我が国の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全に貢献しているほか、海洋資源の開発など海洋政策の拠点として、また、有人国境離島については近隣諸国との友好関係構築に貢献する地域として国益上重要な役割を担っています。こうしたことから、沖縄 21 世紀ビジョンでは、離島の新たな展開を固有課題として位置付けており、離島の条件不利性に起因する様々な課題を克服すると同時に、離島の新たな可能性を発揮できるよう、県民はもちろん国民全体で離島の負担を分かち合い、支え合う仕組みを構築し、持続可能な地域社会を形成します。

離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けられる環境づくりに向けては、住民の移動や生活に係るコスト負担の低減をはじめ、生活環境基盤や交通基盤の整備、教育、医療、福祉の分野におけるユニバーサルサービスの提供など、生活面での条件不利性の克服に取り組みます。

また、住民の生活の糧となる産業の総合的振興に向けては、離島地域の基幹産業である農林水産業の生産性向上や 6 次産業化による高付加価値化等を推進するとともに、観光リゾート産業、製造業等については、美しい海洋環境をはじめ守るべき地域の自然や文化、ライフスタイル等の離島固有の魅力を最大限に活用し、外貨を獲得できる産業として総合力を高める施策を展開します。

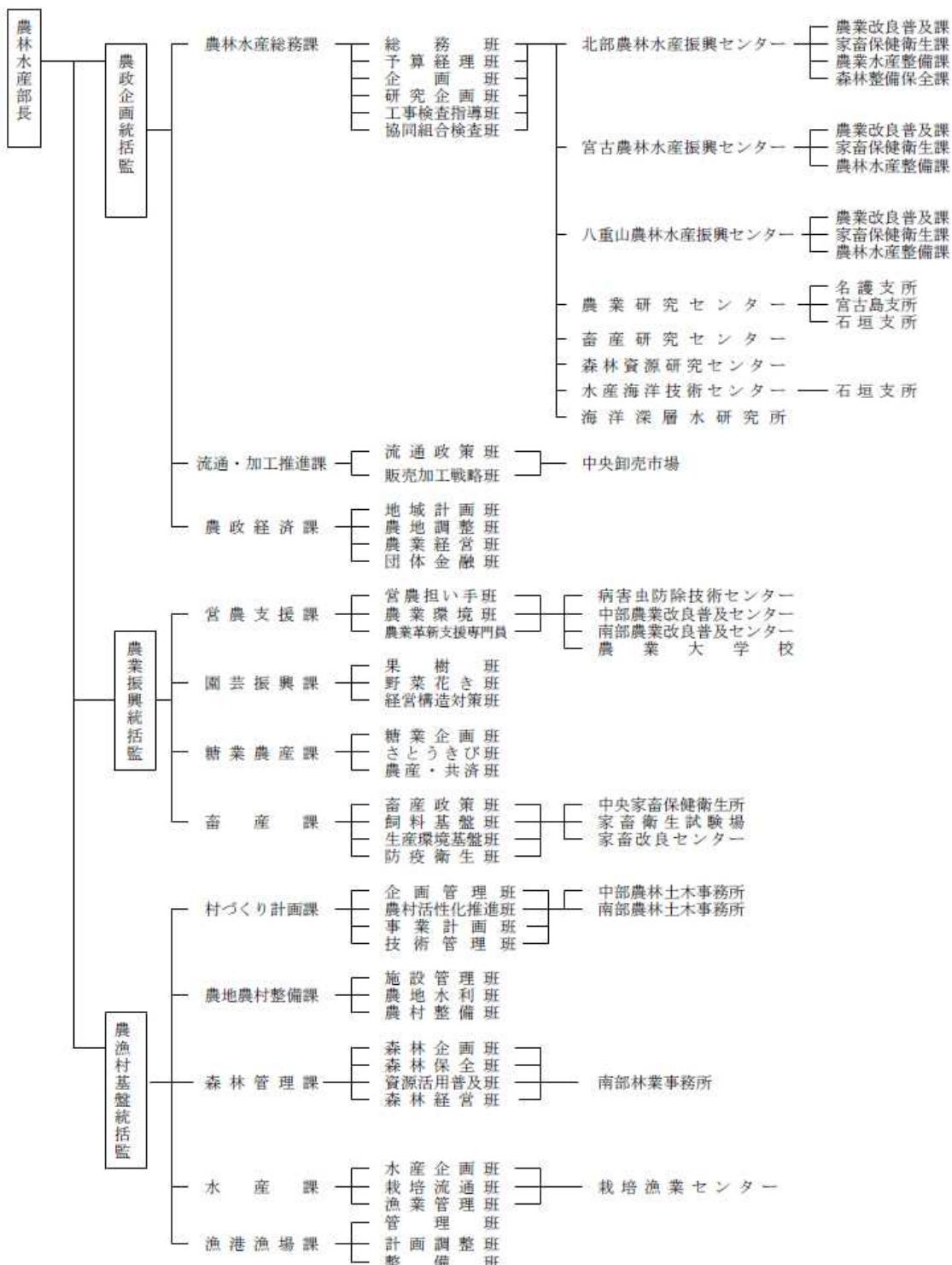
さらに、県内及び本土との地域間交流や、文化、経済、教育など様々な分野における近隣諸国との国際交流を推進し友好関係を構築するなど沖縄の経済発展のみならず我が国の国益貢献に資する地域として新たな展開を図ります。

5 農林水産部の概要

(1) 組織構成

12課24出先機関から構成される大所帯である。

沖縄県農林水産部機構図（平成27年4月1日現在）



(2) 職員数

部 門	区 分	職 員 数 (人)						対前年増減数 (人)					
		平22	平23	平24	平25	平26	平27	平23	平24	平25	平26	平27	
普通会計	福祉関係を除く一般行政	議 会	40	39	40	40	40	41	▲ 1	1	0	0	1
		総 務	731	751	742	747	738	747	20	▲ 9	5	▲ 9	9
		税 务	180	177	171	177	171	171	▲ 3	▲ 6	6	▲ 6	0
		労 働	114	113	108	102	103	90	▲ 1	▲ 5	▲ 6	1	▲ 13
		農林水産	978	953	928	925	918	915	▲ 25	▲ 25	▲ 3	▲ 7	▲ 3
		商 工	208	207	218	227	239	241	▲ 1	11	9	12	2
		土 木	746	726	718	710	698	694	▲ 20	▲ 8	▲ 8	▲ 12	▲ 4
		小 計	2,997	2,966	2,925	2,928	2,907	2,899	▲ 31	▲ 41	3	▲ 21	▲ 8
	福祉関係	民 生	368	370	384	398	396	412	2	14	14	▲ 2	16
		衛 生	593	583	552	529	528	538	▲ 10	▲ 31	▲ 23	▲ 1	10
		小 計	961	953	936	927	924	950	▲ 8	▲ 17	▲ 9	▲ 3	26
		一般行政計	3,958	3,919	3,861	3,855	3,831	3,849	▲ 39	▲ 58	▲ 6	▲ 24	18
		教 育	13,260	13,311	13,457	13,569	13,691	13,825	51	146	112	122	134
		警 察	2,865	2,873	2,878	2,889	2,895	2,920	8	5	11	6	25
		消 防							0	0	0	0	0
		普通会計計	20,083	20,103	20,196	20,313	20,417	20,594	20	93	117	104	177

(出典：沖縄県人事課)

(3) 予算概要

下表は、平成 24 年度以降の一般会計及び県予算に占める割合の推移、ならびに特別会計及び農林水産部合計の推移である。(※当初予算ベース)

		一 般 会 計				県予算に占める割合(A)/(B)	県予算(B)
		農 林 水 库 業 予 算	災 害 復旧費	公 債 費	計 (A)		
24	予 算 額	59,975,796 (62,975,090)	1,814,137 (1,814,137)		61,789,933 (64,789,227)	9.1 (9.5)	680,673,000
	前年度比	124.1 (130.4)	106.1 (106.1)		123.5 (129.5)		111.9
25	予 算 額	63,445,817	1,816,000		65,261,817	9.3	698,825,000
	前年度比	100.7	100.1		100.7		102.7
26	予 算 額	61,668,534	2,029,710		63,698,244	8.8	723,922,000
	前年度比	97.2	111.8		97.6		103.6
27	予 算 額	57,006,195	1,792,650		58,798,845	7.9	746,497,000
	前年度比	92.4	88.3		92.3		103.1

		特 别 会 計					部 合 計 (A) + (C)
		農 業 改良資金	沿岸漁業 改良資金	中央卸売市場事業	林 業 改良資金	公共用地 先行取得事業	
24	予 算 額	111,450	72,924	379,966	15,820		580,160
	前年度比	28.0	87.9	96.5	99.1		62,370,093 (65,369,387) 122.5 (128.4)
25	予 算 額	183,608	162,754	398,617	15,820		760,799
	前年度比	164.7	223.2	104.9	100.0		66,022,616 101.0
26	予 算 額	107,729	153,160	1,027,325	15,838		1,304,052
	前年度比	58.7	94.1	257.7	100.1		65,002,296 98.5
27	予 算 額	58,988	242,493	468,956	15,849		786,286
	前年度比	54.8	158.3	45.6	100.1		59,585,131 91.7

注：平成 24 年度以降は試験研究機関分を含む。同年度 () 内が試験研究機関分を含む予算額。

6 監査対象事業

平成 26 年度実施事業のうち監査対象としたのは次の 103 事業である。

実施計画No.の意味は以下のとおりである。

3-(7)-才①

↑ ↑ ↑ ↑
※1 ※2 ※3 ※4

※1 21世紀ビジョンの将来像Ⅲ「希望と活力にあふれる豊かな島」を意味する。

※2 将来像Ⅲの14の基本施策の7番目「亜熱帯性気候を生かした農林水産業の振興」を意味する。

※3 基本施策の7つの展開（7本柱）について1~7をア~キ（21世紀ビジョン基本計画）と表示している。

※4 7本柱の具体的な施策（振興計画の体系表（13頁）の各柱内にある○で箇条書きされた施策）と関連付けている。

なお、事業によっては複数の将来像、基本施策、具体的な施策と関連付けられるものもあるが、下表では、そのうちの一つのみ表示している。

(1) 農林水産総務課（12 事業）

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
キク日本一の沖縄ブランド維持のための生産基盤強化技術開発事業	3-(7)-才①			
モズク消費拡大に向けた機能性成分高含有品種育成と加工技術開発	3-(7)-才①		○	36
南西諸島の環境・生物相に配慮した森林管理手法に関する研究事業	3-(7)-才①			
うちなー島ヤサイ商品化支援技術開発事業	3-(7)-才①		○	38
マグロ・カジキ類漁場開発事業	3-(7)-才①			
気候変動対応型果樹農業技術開発事業	3-(7)-才①			
県産魚介類の安定供給に向けた生産性高度化事業	3-(7)-才①			
次世代沖縄ブランド作物特産化推進事業	3-(7)-才①		○	40
新たな時代を見据えた糖業の高度化事業	3-(7)-才①		○	42
世界一おいしい豚肉作出事業	3-(7)-才①			
肉用牛生産拡大沖縄型牧草戦略品種作出総合事業	3-(7)-才①		○	44
野菜花き類の施設管理高度化技術開発事業	3-(7)-才①			

(2) 流通・加工推進課（11 事業）

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
卸売市場対策事業費	3-(7)-イ①		○	45
中央卸売市場活性化事業	3-(7)-イ①		○	47
農林水産物流通条件不利性解消事業	3-(7)-イ①		○	48

おきなわブランド情報発信強化推進事業	3-(7)-イ②			
おきなわ島ふーど利用促進事業	3-(7)-イ②	○	50	
沖縄県産農林水産物海外販路拡大支援事業	3-(7)-イ②			
沖縄県産農林水産物販売促進事業	3-(7)-イ②			
県産農林水産物多角的プロモーション事業	3-(7)-イ②			
県産農林水産物販売力強化事業	3-(7)-イ②	○	51	
直売所を核とした県産食材消費拡大事業	3-(7)-イ②	○	53	
プレミアム加工品開発支援事業	3-(7)-イ③	○	54	

(3) 農政経済課 (6事業)

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
農業経営トップランナー育成事業	3-(7)-エ①		○	56
農業委員会等助成費	3-(7)-エ②		○	58
農地中間管理機構事業	3-(7)-エ②		○	59
農地保有合理化促進対策事業費	3-(7)-エ②		○	61
農地利用集積事業	3-(7)-エ②		○	62
農業近代化資金等利子補給事業	3-(7)-エ③		○	64

(4) 営農支援課 (17事業)

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
鳥獣被害防止総合対策事業	3-(7)-ア①		○	66
イネヨトウの交信かく乱法による防除技術普及事業	3-(7)-ア②		○	68
環境にやさしい土づくり推進事業	3-(7)-ウ②		○	70
総合的病害虫管理技術推進事業	3-(7)-ウ②		○	72
病害虫総合防除対策事業費	3-(7)-ウ②		○	74
有機農業促進事業	3-(7)-ウ②		○	76
特殊病害虫特別防除事業	3-(7)-ウ③		○	78
県立農業大学校運営費	3-(7)-エ①		○	80
沖縄県新規就農一貫支援事業	3-(7)-エ①			
産地後継者育成支援事業	3-(7)-エ①		○	82
就農サポート事業	3-(7)-エ①			
青年就農給付金事業	3-(7)-エ①			
農業経営改善総合指導活動事業	3-(7)-エ①		○	84

就農支援資金貸付事業	3-(7)-エ③			
農業改良普及活動事業	3-(7)-オ②	○	86	
農業技術情報センター活動費	3-(7)-オ②			
アグリチャレンジ普及推進事業	3-(7)-キ①	○	87	

(5) 園芸振興課 (12事業)

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
おきなわトロピカルフルーツブランド産地育成事業	3-(7)-ア①	○	89	
デリシャスパインアップル推進事業	3-(7)-ア①	○	91	
園芸モデル産地育成機械整備事業	3-(7)-ア①			
園芸拠点産地成長戦略事業	3-(7)-ア①			
果樹産地総合整備事業費	3-(7)-ア①	○	93	
果樹生産イノベーション事業	3-(7)-ア①			
災害に強い栽培施設の整備事業	3-(7)-ア①	○	95	
野菜振興対策事業費	3-(7)-ア①	○	97	
地域農業経営支援整備事業	3-(7)-エ①	○	99	
経営構造対策推進事業	3-(7)-エ①	○	〃	
野菜価格安定対策事業	3-(7)-エ③			
沖縄型植物工場実証事業	3-(7)-オ①	○	101	

(6) 糖業農産課 (6事業)

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
おきなわ紅茶ブランド化支援事業	3-(7)-ア②	○	103	
さとうきび生産総合対策事業	3-(7)-ア②			
種苗対策事業	3-(7)-ア②			
含みつ糖振興対策事業費	3-(7)-イ④	○	105	
分みつ糖振興対策支援事業費	3-(7)-イ④	○	107	
沖縄型農業共済制度推進事業	3-(7)-エ③	○	109	

(7) 畜産課 (14事業)

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
自給飼料生産振興対策事業	3-(7)-ア①		○	111
肉用牛群改良基地育成事業	3-(7)-ア①	○	○	113
養豚生産性向上緊急対策事業	3-(7)-ア①	○		116
おきなわブランド豚供給推進事業	3-(7)-ア②			
系統造成豚等利活用推進事業	3-(7)-ア②		○	119
自給型畜産経営飼料生産基盤構築事業	3-(7)-ア②			
種豚改良推進事業	3-(7)-ア②		○	122
県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業	3-(7)-イ①		○	124
家畜衛生技術指導事業	3-(7)-ウ③			
家畜伝染病監視・防疫情報ネットワーク構築事業	3-(7)-ウ③		○	127
家畜伝染病予防事業	3-(7)-ウ③			
沖縄県養豚経営安定対策事業	3-(7)-エ③			
畜産担い手育成総合整備事業（交付金事業）	3-(7)-カ①		○	129
畜産担い手育成総合整備事業（補助金事業）	3-(7)-カ①		○	131

(8) 村づくり計画課 (5事業)

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
中山間地域等直接支払事業	3-(7)-エ②		○	133
農地・水保全管理活動支援事業	3-(7)-エ②		○	135
グリーン・ツーリズム支援事業	3-(7)-キ①			
ゆがふ農山漁村認定確立事業	3-(7)-キ①		○	137
農林水産業活性化推進拠点整備事業	3-(7)-キ①		○	138

(9) 農地農村整備課 (3事業)

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
農業基盤整備促進事業（交付金事業）	3-(7)-カ①		○	140
農業基盤整備促進事業（補助金事業）	3-(7)-カ①		○	〃
農山漁村活性化対策整備事業	3-(7)-カ①		○	142

(10) 森林管理課 (4事業)

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
やんばる多様性森林創出事業	3-(7)-ア①		○	144
林業構造改善事業費	3-(7)-ア①		○	145
林業改善資金貸付事業費	3-(7)-エ③		○	147
森林ツーリズム推進事業	3-(7)-キ①		○	150

(11) 水産課 (11事業)

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
栽培漁業センタ一生産事業	3-(7)-ア①	○		151
太陽の恵み利用型養殖実用化事業	3-(7)-ア①			
養殖ハタ類の国際的産地形成推進事業	3-(7)-ア①			
沖縄沿岸域の総合的な利活用推進事業	3-(7)-ア②			
漁業者の安全操業の確保を支援する事業	3-(7)-ア②	○		153
新市場基本設計事業	3-(7)-イ①			
水産業構造改善特別対策事業	3-(7)-イ①		○	155
持続的な漁業生産額拡大のためのマーケティング支援事業	3-(7)-イ②	○		158
産地漁協ビジネス連携新商品開発支援事業	3-(7)-イ②		○	160
沿岸漁業改善資金貸付事業	3-(7)-エ③			
漁業再生支援事業	3-(7)-キ①			

(12) 漁港漁場課 (2事業)

事業名	実施計画 No	区分		頁
		指 摘	意 見	
水産生産基盤整備事業	3-(7)-カ③			
水産物供給基盤機能保全事業	3-(7)-カ③			

第3 監査の結果

1 全般的な事項

全般的な観点から、以下の3点を意見としたい。

意見I 振興計画の実現に向けた具体的な戦略の必要性について

意見II 他部署との連携を意識した事業計画の必要性について

意見III 新たな視点で事業スキームの構築を検討する必要性について

(1) 意見I 振興計画の実現に向けた具体的な戦略の必要性について

前述のとおり、振興計画は、沖縄21世紀ビジョン基本計画及び実施計画を補完するアクションプランとして策定されたものである。

しかし、監査の結果、認識した以下の状況に鑑みると、振興計画の実現に向けて、各事業を体系的に関連付けた具体的な戦略とそのロードマップを策定すること、PDCAを効果的に活用することが必要であると考える。その理由は以下のとおりである。

ア 個別事業における成果目標設定の必要性

監査対象である103の事業の『「主な取組」検証票』において、活動指標の計画値、成果指標の現状値及びH28目標値が、当初、企画部との調整の結果も踏まえ設定し難いことから記載されていないものが相当数存在する。

活動指標の計画値が無い・・・24事業(23%)

成果指標の現状値が無い・・・30事業(29%)

成果指標のH28目標値が無い・・・28事業(27%)

振興計画の目標である「持続的農林水産業の振興」を実現するためには、基本的には農林水産業が事業として成り立つことが必要である。しかし、振興計画14頁以降の目標数値は事象の数値となっており、所得や収益の向上といった生産性に係る具体的な指標となっていない。また、収益性は低いが政策的に補助金を投入する事業についても、具体的手法の合理性や適正性を確認するためには具体的な指標が必要である。

振興計画における中長期的な成果目標を、事業ごとに個別具体的な成果目標に落とし込むことにより、農林水産部担当者や関連当事者に対して、個別事業の振興計画における位置付けや事業の目的と工程を腹に落とす形で理解を促すことにつながる。また、個別事業ごとに成果目標を設定することにより、短期的な進捗・効率性・成果を測ることが容易になり、次年度以降の

事業に資するためにいかにフィードバックするかという PDCA サイクルの真価も発揮される。

現状は、振興計画の実現のための課題は認識しているが、課題と成果・活動指標との結びつきが不明確なため、事業の有効性を計ることが困難な状況にあると考える。なお、必ずしも、数値にこだわることなく、事業目的・手段に適した具体的な指標になりうるのであれば、定性的な事項を用いても良いと考える。

イ 計画実現に向けた役割分担

振興計画 3 頁では、農林水産行政に関わるプレーヤーとして県・市町村・農林漁業者・関係団体・県民・食品関連企業・農山漁村地域の 7 つを挙げ、それぞれの役割と期待を示し、「計画の実現を図るためにには、農林漁業者の主体的な取組を基本として、関係団体・市町村・県・国などが協働し、県民全体の理解を得ながら、その実現に向けて取り組むことが重要である。」としている。

また、個別事業において関係団体を利用しているスキームは少なくない。

しかし、個別事業においては、プレーヤーごとの活動指標や成果目標は設定されていない。

そのため、個別事業におけるプレーヤーの目的意識が希薄になり、結果的に事業遂行が合理性や効率性を欠き、成果を得られない状況を招くことが危惧される。

個別事業をより効果的に遂行し、目に見える成果を生み、事業の実効性を高めるためには、振興計画の目標を各事業目的にブレークダウンして農林水産行政に関わる全てのプレーヤーが個別事業の位置付けと目的を理解すること、プレーヤーごとに活動・成果指標を設定し使命感または責任感ある事業遂行を促すこと、課題の認識と活動・成果指標の結びつきを明確に意識することが必要と考えられる。

なお、「関係団体利用と農林水産部対応で、どちらが最少の経費で最大の効果をあげられるかという検証作業を実施しているか？」という質問を行ったが、明確に実施しているという回答はなかった。この点に関する検証も必要である。

ウ PDCA の効果的な活用

通常、PDCA の中の C (Check=検証) を開始するのは年度末の 3 月であり、『「主な取組」検証票』は翌年度 5 月中旬までに作成することになっている。担当者へのヒアリングによると作成に相当な時間を要することである。公表されるものであり、県民が理解しやすいように様々な工夫を行うた

めにある程度時間がかかることはやむを得ない。

しかし、PDCA の本来の目的からは、PDCA の結果を次年度以降の予算編成に適切に反映させるべきであるため、実質的な Check（検証）と Action（改善）が早めに機能することが望ましい。『「主な取組」検証票』の作成に時間を取られ過ぎることは本末転倒である。

事業を始める前に、すべての関連当事者が、事業の目的と工程を明確に理解できれば、Do（実施）の段階で、Check（検証）と Action（改善）を意識することが可能となり、実質的に Check（検証）と Action（改善）を次年度予算編成に反映させることもでき、効果的な PDCA につながる。

また、『「主な取組」検証票』の作成にいたずらに時間を取りされることも無くなると考えられる。

エ インフラ整備に係る全県的な戦略

振興計画上、最低限整備すべきインフラ（ミニマム）として明確に認識されているのは、防疫面からの要請の強い畜産関係である。一方で、他分野については明確でない。

監査対象事業である「水産業構造改善特別対策事業費」（担当課：水産課財源：国庫＋一般）は、漁業者の所得の向上、漁村の魅力向上および 6 次产业化を図ることを目的とした施設整備支援を含む事業である。

荷捌き施設、鮮度保持施設等は、各市町村・漁港レベルで応需する必要性は理解できる。

しかし、最終製品化までを想定した加工施設を各市町村・漁港レベルで応需する必要性については全県的な戦略に基づいて検討が必要と考えられる。近隣市町村・漁港に同規模の施設を 2 つ造ることが計画された場合、各市町村における水産物の流通量や、物流、スケールメリット等を考慮して、たとえば 1.5 倍規模の施設を 1 つ造るケース等との比較検討をするべきである。

本事業に係る『産地水産業強化支援事業実施要綱』第 8 の 2 によると、沖縄県が策定した戦略に基づき計画を実行することは可能である。

この点、担当者によれば「県としては、市町村からの要望に対し、国および県の要綱と合致し、費用対効果等も含め検証されていれば否定するのは難しい。」ということであった。

たしかに、市町村の要望に応えるのは大事な役割である。また、地域的な整備を目的とした本事業が、振興計画の実現に寄与するかどうかの検討は難しいと判断されるが、事業採択に当たっては十分な検討が必要であり、事業ありきでは好ましくない。また、県にとって一般財源負担もある中で、振興計画の長期的な目標達成を目指す過程において、各自治体に複数の施設を建

設する場合は、その妥当性を十分検討する事が必要であり、受動的・自動的に同意することは避けるべきと考える。

県として最低限手当てすべきはどこまでかということを検討する必要がある。そのうえで残りの財源で計画する事業については「選択と集中」を徹底し、認識している課題に即したネックを解消できる事業の構成にすることを検討するということである。

オ 不用額の発生

果樹産地総合整備事業は、ハード事業に関する補助金分について、別の事業での申請が行われたことにより不要となった結果、決算額が予算額を大きく下回った。申請者にとってより有利な補助事業があったことにより、監査対象事業の予算が執行されず、不用処理が生じる結果となった。

ハード事業については、予算申請時に候補先をある程度想定していると考えられることから、他課・班との事前の連携・情報共有により、既存の補助事業の利用可能性を検討のうえ、予算申請を行うべきである。

カ 振興計画の目標数値の根拠

振興計画の目標として以下の表が示されている。

目標とするすがた	単位	基 準 平成22年度	5年後の目標	10年後の目標
			目標 平成28年度	目標 平成33年度
農林水産業生産額	億円	1,109	1,455	1,750
農業産出額	億円	924	1,200	1,430
林業産出額	億円	11	15	20
漁業生産額	億円	174	240	300
第1次産業就業者数	人	28,713	24,500	24,500

第1次産業就業者数は、平成22年は28,713人であり、平成28年及び33年は24,500人と減少が見込まれている。しかし、農林水産業生産額は、平成22年が1,109億円であったところ、平成28年は1,455億円、平成33年は1,750億円と増加を見込んでいる。これは、就業者1人当たりの生産性(=生産額／就業者数)が上がる前提と読み取れる。

平成22年3,862千円/人(=1,109億円／28,713人)

平成28年5,938千円/人(=1,455億円／24,500人)

平成33年7,142千円/人(=1,750億円／24,500人)

担当者は、「(上表の)目標値は各事業の効果を見込んで設定したもの」と

説明するが、生産性向上の根拠となる具体的な積上げデータが、個々の農林水産物もしくは農林漁業体ごとに存在するわけではない。

また、前述のとおり、個々の農林水産物もしくは農林漁業体と関連付けられる個別事業において数値目標等が設定されていないものがあるため、上表の数値目標と個別事業の具体的・数値的な関連性も確認できない。結果として振興計画の目標が実質的に機能しない状況にあると推測される。

平成 29 年度からの後期計画見直しの際は、振興計画の目標値を大目標として設定し、個々の事業にブレークダウンして具体的目標値を設定する（トップダウン）といった対応が必要と考える。

なお、振興計画の目標値設定の方法としては、個々の事業の目標値を積上げて目標値を設定するというボトムアップの方法も考えられる。しかし、県が主導して取り組むという観点からは前者のトップダウンの方法が望ましいと考える。

また、繰り返しになるが、振興計画の目標である「持続的農林水産業の振興」を実現するためには、基本的には農林水産業が事業として成り立つことが必要である。

しかし、振興計画の目標数値は事象の数値となっており、所得や収益の向上といった生産性に係る具体的な指標となっていない。生産性に係る指標を重視することは、収益に結びつかない事業を否定しているのではない。収益性は低いが政策的に公金を投入して事業を継続することの論拠として必要と考えられる。

キ 多面的機能の評価

平成 14 年 8 月策定の旧振興計画において、本県の農林水産業・農山漁村の多面的機能評価として、仮想市場評価法・代替法・トラベルコスト法といった評価手法を用いた評価額を算出している。

問題は、平成 25 年 3 月策定の振興計画においても当時の評価額をそのまま評価結果として掲載し、その継続して採用している点について何も言及していないことである。

多面的機能を維持・増進・発揮することは、農林水産業に対する公金投入の根拠となるものである。本監査は、多面的機能の評価の妥当性を対象としていない。しかし、10 年以上経過しているため、評価の更新や、県民の理解を促すための新たな評価指標の導入を検討してしかるべきである。環境部や文化・観光スポーツ部が把握するデータを参考にすることや、定性的事象を用いることが検討されるべきである。

また、他部との連携が、農林水産部のみならず、他部にとっても有意義で

あること、すなわち他部にとって農林水産部の存在価値を見出してもらうことも多面的機能の発揮の一環である。

なお、平成29年度からの後期計画の際は、見直しを図る予定とのことである。

ク 食料・農業・農村基本法

同法第八条は（地方公共団体の責務）として下記のとおり定めている。

（地方公共団体の責務）

第八条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

この責務を果たすには、国の補助メニューを戦略的に活用するという姿勢が必要である。県においては、振興計画に本当に寄与するのかどうかという検討が非常に重要である。

義務的経費（A経費）として区分されている事業は、名前に「義務」と付いているが、あくまで要請するかどうかは県が主体的に判断するものである。しかし、実際には複数年にわたり継続している事業が多く、しがらみや既得権益となるリスクを孕む。

そのため、特にこれらの事業については、前述イ（役割分担）、エ（インフラ整備）で述べた点を踏まえてゼロベースで振興計画の目標達成のために必要かどうかを検討されるべきと考える。

ケ TPP協定発効後を見据えた対策

TPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）に対する県のスタンスは、まず国の施策・方向性を見極めてから対応するというものである。

一方で、TPP対応策の多くは、従前認識されている課題に対する対応策と重複する。つまり振興計画の戦略を策定し実行に移すことが、TPPに対する能動的かつ先手の対応にもなりうると考えられる。

コ 人事上の工夫

農林水産部担当者が、戦略・ロードマップの作成、農林水産行政に関わるプレイヤー全体への浸透を図るという作業に注力できるようにするために、他の業務を標準化することがあってもよい。経験や知識を必ずしも必要としない業務を洗い出し、それらの業務を担当する職種を設けることが考えられる。

現状、非正規職員の人事費は事業ごとに計上しており、融通を利かしづら

い。これは会計検査院指摘でもある。

そこで、非正規職員賃金を一般財源化し、融通を利かせることを検討することが考えられる。もちろん、従前は個別事業の中で非正規職員賃金として計上されていた予算については、県負担財源からその分節約することで、一般財源の負担が増加することの無いように留意する必要があることはいうまでもない。

(2) 意見Ⅱ 他部署との連携を意識した事業計画の必要性について

農林水産業を持続的に振興していくためには、一定の収益性を確保する必要があることは言うまでもない。それは、生産物の販売先をいかに確保するかという出口戦略が重要な課題であることも意味する。

このことは振興計画において、7本柱のうち「流通・販売・加工対策の強化」と「フロンティア型農林水産業の振興」として意識されている。その中で「特に、観光産業や食品産業など他産業との融合・連携の強化により、地域農林水産物等の資源の掘り起こしや利用拡大などによる地域・県内外向け商品開発モデルを構築する」と謳っているものの、個別事業において他部署との連携を明確に取り入れたスキームは見当たらない。

農林水産部においては、流通・加工推進課（流通政策班、販売加工戦略班）が当該出口戦略を担う。ここで、出口のニーズをより近くで把握する他部署（商工労働部、文化観光スポーツ部など）と連携を図ることで認識できるであろうニーズをもとに、ボトルネックは何なのかを分析したうえで、個別事業計画にフィードバックし、選択と集中的な取り組みを行う余地があると考えられる。

ア 連携の状況

前述のとおり、個別事業において他部署との連携を明確に取り入れたスキームは見当たらない。

なお、連携事例として、下記2つの推進会議において情報交換及び意見の交換・集約という形で連携が図られている旨の説明があった。

- ① 沖縄県地産地消推進県民会議
- ② 沖縄県農でグッジョブ推進会議

会議設置要綱によると、会議の構成員もしくは役員として①は保健医療部長、文化観光スポーツ部長、教育長、②は商工労働部長が関与することになっている。会議の中で認識された有用な情報・意見を、農林水産部の個別事業に反映させているとのことである。

イ 商工労働部及び文化観光スポーツ部との連携と期待

日常業務として、出口（販売元、消費者）のニーズをより近くで把握し、かつ振興計画の実現に向けた連携の可能性があると考えられる部署として、商工労働部及び文化観光スポーツ部を選定した。

両部担当者に以下の質問を実施し、回答を得た。

【質問事項】

① 平成 26 年度以前の事業計画・予算編成にあたり、農林水産部との連携を検討されたことはありますか？

また、平成 27 年度以降の事業計画・予算編成にあたり、連携を検討されていれば合わせてご回答ください。

② (①が Yes の場合)

※平成 26 年度以前&平成 27 年度以降それぞれについてご回答ください。

②-1 検討結果についてお教えください。

②-2 連携を検討するにあたり、良かった点、悪かった点（改善すべき点）をお教えください。

②-3 連携が実現した事業名、予算・決算額、財源内訳、PDCA 資料を拝見願います。

③ (①が No の場合)

③-1 農林水産部を含む他部局との連携の要否についてお考えをお教えください。

③-2 連携は必要とお考えの場合、連携の支障となっている理由・制度上の問題点等についてお教えください。

【回答】

① Yes

② 以下のとおり、項目ごとというより全体的な回答が得られた。

連携について

- ・ 県が関与する物産展やフェアなどで連携している。
- ・ 以前は、イベント予定についてカレンダーを共有している期間もあった（継続しているかは不明）。
- ・ 観光、国際物流の担当と、農林水産部流通・加工推進班との連絡会を実施している。
- ・ 知事直轄のアジア戦略構想で農林水産部が扱う商品もアピールしたいので連携は強化したい。

農林水産部への期待（課題）

- ・ 定時定量の出荷が実現できればよりプロモーションしやすくなる。台風等の自然災害や、小規模な生産農家が多いため規模の利益が働くかず、台風で被害を受けると全部ダメな状態になるためニーズを充たすことが難しい。
- ・ 生産農家の情報がもっとあれば顔が見える形の効果的なプロモーションができる。
- ・ 販売量、生産量の情報把握が足りない。JA ファーマーズ、中央卸売市場の取扱高くらいで、県内大手小売りがどれだけ仕入れているかまでは不明。

販路拡大の施策

- ・ 形のいいものは県外出荷する一方、不揃いのものは価格差を設けることで県内販路拡大（ホテル、給食など）し県内消費向上につながるのではないか。
- ・ 域内調達調査（県内ホテル・給食対象）の結果を販路拡大につなげられればより成果がえられるのではないか。

③-1 連携の必要性（有用性）を認識している

③-2 特に支障となる点は無い

農林水産部に対する期待は同時に課題を示している。「定時・定量・定品質」は振興計画はもとより、過去の振興計画においても認識され、事業に反映されている。

この課題が克服できたかどうかを把握するためには、大手小売店、ホテル、学校給食、病院・施設といった県内大口仕入先の仕入状況等が考えられる。しかし、繁忙な事業者に、仕入内容を継続的に記録・回答してもらうことは困難を伴う。

そこで、すでに把握し、振興計画の目標値となっている県中央卸売市場における県内産取扱高が考えられる。ただし、県外出荷分と県内出荷分の区分把握が別途必要となる。また、前述のヒアリング結果で言及されている域内調達調査で認識された地産地消推進のための課題は「定時・定量・定品質」に收れんされるものである。この大きな課題を、仕入先の特性に応じて、段階的に克服・解消に取り組めるような目標を個別・段階的に設定することが考えられる。

(3) 意見III 新たな視点で事業スキームの構築を検討する必要性について

下表は、新規就農者数（A）、就農青年数（B）の各データをもとに、監査人が離農者数を推定するために作成したものである。新規就農者数が就農青年数に上乗せされるが、対象年齢を超えることで集計から外れることを考慮しても離農している者が相当数いると考えられる。

	A 新規就農者数	B 就農青年数	B-(前年度B+A) 離農者数(推定)
平12	70	1,025	
平17	50	796	▲ 279
平18	106	950	48
平19	88	1,002	▲ 36
平20	103	1,091	▲ 14
平21	120	1,122	▲ 89
平22	114	1,115	▲ 121
平23	130	1,140	▲ 105
平24	216	1,261	▲ 95
平25	197	1,299	▲ 159

出典：沖縄県営農支援課資料をもとに監査人が一部作成

注：新規就農者数及び就農青年数は、平成8年以前は16～35歳、平成9年以降は16～39歳、平成17年以降は15～39歳までの青年農業者で年間農業従事日数が150日以上である者の数である。

担い手育成関連事業については、1人＝1経営体を基本とした事業スキームになっている。戦後の農地改革で大地主の土地が小作農に分配されて以来の名残と考えられる。

現状の取組みを否定するものではない。しかし、上表から就農者の定着が伸び悩んでいると推測されることに鑑みると、「担い手＝経営者」と見做し、就農希望者を全て経営者にするという取り組みには限界があると考えられるため、スキームそのものに新たな視点を導入することをも検討すべきと考える。

業務の標準化によってシフト制の導入や定期的な休暇の確保が可能となれば、離職率の低下も期待できる。また、新規雇用者に対しては、一定の水準を満たした労働環境の中でキャリアアップを描くことでモチベーションを維持し、キャリア実現の一つとして新たに経営者として自立する可能性を引き出すことにもつながると考える。

まずは就農者が多様なキャリアプランを選択できるような雇用環境を作り、就農の敷居を低くして、キャリアアップとして経営者を目指す者も出てくるような仕組みづくりなどである。

なお、これらの取組みは、農地の円滑な利用集積の促進、及び経営体の法人化支援等と並行して取り組む必要がある。

2 個別事項

A 農林水産総務課

A-1 モズク消費拡大に向けた機能性成分高含有品種育成と加工技術開発

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-オ①
担当課	農林水産総務課

①目的

モズク消費拡大に向けた機能性成分高含有品種育成と加工技術開発は、水産資源の維持回復やおきなわブランドを確立するための低コスト安定生産養殖技術の確立や、生産現場のニーズに対応した迅速かつ的確な技術指導といった課題に対して本県の特産品であるオキナワモズクの付加価値強化と消費拡大を目的として、機能性成分（フコイダン、フコキサンチン）に着目した品種育成と加工技術の開発を行い、それにより、オキナワモズクの生産増大、新たな二次加工業の創出を目指している。

②内容

- ・ 機能性成分高含有及び高生産性品種の育成
- ・ 機能性成分含有加工技術の開発
- ・ 新規機能性成分フロロタニンの抽出技術開発 等

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
30,363	28,238	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

3件の業務委託契約（品種判別、遺伝子マーカー、加工技術）について、消耗品費を減少させ、現地調査に行く人員を増員する等の計画変更を行っているが、変更の前後で契約金額の総額が同額となっている。また、契約金額の総額に変更はなく、成果が当初の計画どおり得られているという理由で、変更に問題はないという判断を行っているが、消耗品費の金額について、内訳明細により裏付けられている妥当な金額であるか等の経済性の観点からの判断が行われていない。

計画変更を行った業務委託契約の概要は、(表1) のとおりである。

(表 1) 計画変更を行った業務委託契約の概要

(単位:千円)

委託内容	委託先	契約金額	計画変更内容
品種判別	A 大学	3,445	消耗品費 180 千円を旅費に振り替える計画変更を行っている。
遺伝子マーカー	B 大学	1,239	旅費 226 千円を消耗品費に振り替える計画変更を行っている。
加工技術	C 社	10,009	使用料 92 千円を消耗品費に振り替える計画変更を行っている。

(3) 意見

計画変更の審査にあたっては、金額の増額がない場合においても、成果が当初の計画どおりであるかどうかという有効性の観点からだけではなく、金額の内訳明細による裏付けを確認する等、経済性の観点からも十分に検討を行うことが望まれる。

A-2 うちなー島ヤサイ商品化支援技術開発事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-オ①
担当課	農林水産総務課

①目的

うちなー島ヤサイ商品化支援技術開発事業は、県立試験研究機関において、ニーズの把握から市場展開までの一貫した視点での研究開発及び普及センター等とも連携した成果普及の取組強化といった課題に対して、「できた島ヤサイを売る」から「売れる島ヤサイを作る」への転換を推進し、島ヤサイの商品化（ブランド化）を支援することを目的として、島ヤサイの基本特性を明らかにするとともに、島ヤサイに対する消費者ニーズを調査し、これに対応するための栽培技術を確立する事業である。

②内容

- ・ 島ヤサイに対するマーケティング（消費者意向）調査
- ・ 島ヤサイ（既存系統+収集系統）の基本特性評価及び選抜・純系化
- ・ 有望系統の鮮度保持・加工技術の開発 等

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
97,362	87,690	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

①予算執行伺の記載

平成 25 年度に公募型プロポーザル方式により採択した 2 件の委託契約（免疫賦活作用：契約金額 2,361 千円、抗肥満作用：契約金額 3,509 千円）について、過年度における契約締結日は記載されているものの、採択内容と当年度の契約内容との整合性等について当初の契約時からの契約の経緯が予算執行伺に記載されていないため、予算執行伺の記載内容からは当該契約の経緯を理解することができない状態となっている。

予算執行伺に契約の経緯や内容を明確に記載することが考えられる。

②随意契約による工事監理業務の委託

工事監理業務（契約金額 1,402 千円）について、施設の建設（一般競争入札）にかかる設計者と別途、随意契約による調達を行っている。工事監理業務については、効率的に事業を行うため施設の建設にかかる設計者と契約することが当初から想

定されるため、施設の建設にかかる入札における落札率を考慮するといった一定の配慮を行っているところではあるが、単独の随意契約によらず、施設の建設とあわせて、公募を行うことが考えられる。

(3) 意見

①予算執行伺の記載

うちな一島ヤサイ商品化支援技術開発事業について、予算執行伺に契約の経緯が記載されていないため、予算執行伺の記載内容からは契約の経緯を理解することができない状態となっている。

契約の経緯について、予算執行伺の記載内容から状況を理解できるようにするため、予算施行伺に発生した事実を明確に記載することが望まれる。

②随意契約による工事監理業務の委託

工事監理業務について、工事の設計者と随意契約を締結する場合には、設計を含む施設の工事に関する競争入札においては低い価格で入札を行い、工事監理業務の随意契約で過大な金額で契約を締結することも考えられる。当該状況においては、競争入札の意義が部分的に没却される可能性があり、経済性が低下することが考えられる。

当該状況を回避するため、工事監理業務を含めて公募を行う等、一定の工夫を行うことが望まれる。

A-3 次世代沖縄ブランド作物特産化推進事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-オ①
担当課	農林水産総務課

①目的

次世代沖縄ブランド作物特産化推進事業は、県立試験研究機関において、ニーズの把握から市場展開までの一貫した視点での研究開発及び普及センター等とも連携した成果普及の取組強化といった課題に対してゴーヤー、キク、マンゴー等の沖縄ブランド作物の競争力強化を図ることを目的として、ニーズに即応した品種開発を可能とするオンデマンド育種システムや安全・安心を担保する沖縄ブランドの権利保護技術を開発する事業である。また、育成品種の特性を發揮させるための栽培や病害虫防除、流通・加工等の技術開発を一体的に取り組み、ブランド化を推進する事業である。

②内容

- ・ 次世代ブランド品種の開発
- ・ 高品質高収益栽培技術の開発
- ・ ゲノムバンクの構築 等

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
103,467	98,081	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

本事業における委託業務のうち 10 件については特定の 2 者と契約しているが、10 件中 9 件が随意契約となっている。また、随意契約については 3 者から見積書を入手しているが、9 件の全てについて A 社と B 社が含まれている状況であり、必ずしも競争原理が働いている状況ではないと考えられる。

A 社と B 社への業務の委託状況は、(表 1) のとおりである。

(表 1) A 社と B 社への業務の委託状況

(単位:千円)

委託業務	委託先	契約金額	契約形態
マンゴー炭そ病菌の RAD-seq データの解析作業	A 社	972	随意契約 (3 者から見積書を入手)
マンゴー遺伝資源の DNA ライブリ調製作業	B 社	730	随意契約 (3 者から見積書を入手)
マンゴーの RAD-seq データの 解析作業	A 社	658	随意契約 (3 者から見積書を入手)
キクの RAD-seq データの 解析作業	A 社	537	随意契約 (3 者から見積書を入手)
キク遺伝資源の DNA ライブリ調製作業	B 社	730	随意契約 (3 者から見積書を入手)
キクのハモグリバエ抵抗性マーカー開発 のための DNA ライブリ調製作業	B 社	4,028	一般競争入札
パインアップル遺伝資源の DNA ライブリ調製作業	B 社	810	随意契約 (3 者から見積書を入手)
パインアップル F1 の RAD-seq データの 解析と連鎖地図作成用のデータ解析作業	A 社	972	随意契約 (3 者から見積書を入手)
パインアップルの果実における 発現遺伝子データの解析作業委託	A 社	993	随意契約 (3 者から見積書を入手)
ニガウリ遺伝資源の DNA ライブリ調製作業	B 社	730	随意契約 (3 者から見積書を入手)

(3) 意見

業務内容が類似している委託業務については、まとめて発注する等の方法により、競争原理を働かせ、事業遂行の経済性についても考慮することが望まれる。

A-4 新たな時代を見据えた糖業の高度化事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-オ①
担当課	農林水産総務課

①目的

新たな時代を見据えた糖業の高度化事業は、県立試験研究機関において、ニーズの把握から市場展開までの一貫した視点での研究開発及び普及センター等とも連携した成果普及の取組強化といった課題に対して 市場ニーズに対応した個性豊かな「売れる黒糖」を作る糖業へ転換することを目的として、黒糖向けサトウキビの育種と生産、黒糖の加工、販売まで一連の技術開発を同時に展開する事業である。また、サトウキビのより高度な利用を実現するため、多様な交配品種等を用いた育種を実施し、新品種の育成と利用技術開発を推進する事業である。

②内容

- ・ 原料生産から加工、販売までの技術開発を統合的に展開し、安定した商品性を持つ黒糖（ブランド化、固有価値化、新しい黒糖）を速やかに実現し、生産地の活性化を図る。
- ・ より高度な利用の実現や、これまでにない特徴を持つ素材の作出に向け、品種育成の加速に必要な高度な育種技術開発を進めるとともに、新規素材の要請と利用技術の開発を行う。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
70,823	66,854	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

①予算執行伺の記載

平成 24 年度に公募型プロポーザル方式により採択した 4 件の委託契約（素材開発：契約金額 7,048 千円、新規遺伝資源：契約金額 5,578 千円、ストレス低減：契約金額 4,504 千円、近縁遺伝資源：契約金額 7,635 千円）について、過年度における契約締結日は記載されているものの、採択内容と当年度の契約内容との整合性等について当初の契約時からの契約の経緯が予算執行伺に記載されていないため、予算執行伺の記載内容からは当該契約の経緯を理解することができない状態となっている。

予算執行伺に契約の経緯や内容を明確に記載することが考えられる。

②随意契約によるシステム保守・点検業務の委託

交配温室システムにかかるシステム保守・点検業務（契約金額：2,818千円）について、平成25年度で実施したシステムの設計・作成（契約金額：21,000千円）にかかる設計者と別途、随意契約による調達を行っている。システム保守・点検業務については、効率的に事業を行うためシステムの設計・作成にかかる設計者と契約することが当初から想定されるが、随意契約によると競争原理が働くかず、経済的な調達が行われない可能性がある。

（3）意見

①予算執行伺の記載

新たな時代を見据えた糖業の高度化事業について、予算執行伺に契約の経緯が記載されていないため、予算執行伺の記載内容からは契約の経緯を理解することができない状態となっている。

契約の経緯について、予算執行伺の記載内容から状況を理解できるようにするため、予算施行伺に発生した事実を明確に記載することが望まれる。

②随意契約によるシステム保守・点検業務の委託

システム保守・点検業務について、システムの設計者と随意契約を締結する場合には、設計を含むシステムの設計・作成に関する競争入札においては低い価格で入札を行い、システム保守・点検業務の随意契約で過大な金額で契約を締結することが考えられる。当該状況においては、競争入札の意義が部分的に没却される可能性があり、経済性が阻害されることが考えられる。

当該状況を回避するため、貴県の保険医療部生活衛生課における「沖縄県食品衛生等業務システム構築・運用保守業務」と同様に、システム保守・点検業務を含めて公募を行う等、一定の工夫を行うことが望まれる。

A-5 肉用牛生産拡大沖縄型牧草戦略品種作出総合事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-オ①
担当課	農林水産総務課

①目的

肉用牛生産拡大沖縄型牧草戦略品種作出総合事業は、高品質な沖縄型牧草の新草種・品種を育成・普及することによる県内飼料自給率の向上といった課題に対して沖縄の気象・土壤環境等に適応した TDN 収量（可消化養分総量）の高い、沖縄型牧草戦略品種を作出することを目的として、①新品種育成、②新品種等導入等の研究を行う事業である。

②内容

- ・ 新品種育成
- ・ 新草種・品種の導入
- ・ 暖地型牧草種子の安定供給システムの構築 等

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
23,146	21,343	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

新品種育成に関する業務委託契約（契約金額 2,855 千円）について、平成 25 年度に随意契約により当該業務を委託していた A 大学と、平成 26 年度も随意契約により業務を委託しているが、当初の契約時に A 大学を委託先として選定した理由等を含む契約の経緯が予算執行伺に記載されていないため、予算執行伺の記載内容からは当該契約の経緯を理解することができない状態となっている。

予算執行伺に契約の経緯や内容を明確に記載することが考えられる。

(3) 意見

肉用牛生産拡大沖縄型牧草戦略品種作出総合事業について、予算執行伺に契約の経緯が記載されていないため、予算執行伺の記載内容からは契約の経緯を理解することができない状態となっている。

契約の経緯について、予算執行伺の記載内容から状況を理解できるようにするため、予算施行伺に発生した事実を明確に記載することが望まれる。

B 流通・加工推進課

B-1 卸売市場対策事業費

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ①
担当課	流通・加工推進課

①目的

卸売市場対策事業は、県中央卸売市場における取引の拡大と市場運営の健全化を図る必要性から、買受人の代金の支払い期間の延長を目的として、沖縄県中央卸売市場精算株式会社（以下、「精算会社」という。）に立替業務に必要な資金を貸付ける事業である。

②内容

- ・ 県内卸売市場の健全な運営を確保するための監督指導
- ・ 県中央卸売市場における取引の円滑化及び活性化を図るため、精算会社が買受人に代わって卸売事業者に一時立替払いを行うために必要な資金の貸付

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
167,881	167,428	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

担当者へのヒアリング及び履歴事項全部証明書により精算会社の役員が買受人と関連する当事者であることを確認した。

監査役監査は定款において会計監査に限定されていることから通帳、残高証明、帳簿等をチェックすることにより会計期間年度末計上額は検証しているが、業務監査は実施していないことを確認した。

債権管理については精算会社が実施しており、県において債権管理の妥当性検証は特段実施していないことを担当者へのヒアリングにより確認した。

(3) 意見

精算会社に対して期中の監督機能が発揮されない場合、精算会社と買受人の間で返済期限を融通することで、買受人に余剰資金が生まれ間接的な貸付ができる可能性があると考えられる。精算会社への監督機能としては取締役会での相互けん制のほか、監査役の監査も実施されているが、監査役の権限が定款で会計監査に限定さ

れ、業務については監査権限を有していないことから期中の精算会社の業務運営の適正性がどのように担保されているかが不明である。また、延滞利息については適切に徴収し、また、会計上も適切に計上されていることが確認できないと上述記載したとおり、間接的な貸付が行われても発見できない可能性があると考える。さらに、適切に利息を徴収していない場合は精算会社の運営自体が適切に行われていない可能性も考えられる。

そのため、県として精算会社の期中の業務運営が適切に実施されているかをモニタリングする体制が必要であると考える。

B-2 中央卸売市場活性化事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ①
担当課	流通・加工推進課

①目的

中央卸売市場活性化事業は、県産農産物を県内実需者（学校給食、ホテル、小売店等）を中心に安定的に供給するため中央卸売市場に配送センターを兼ねた冷蔵施設を整備する。加えて、冷蔵配送車を導入し、産地から消費地までをコールドチェーン化することにより低温管理による青果物の高品質化を図る事業である。

②内容

- ・ 冷蔵配送施設整備
- ・ 冷蔵配送車両購入補助

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額※	財源
644,501	0	一括交付金

※事業実施に向けた関係機関との調整に時間を見た結果、年度内での適正工期の確保及び完了が困難になったことから繰越を行い平成27年度の完成に向け取り組むこととなったため決算額がゼロとなっている。

(2) 監査実施により確認した事実

当該事業の成果指標として『県中央卸売市場の青果物の取扱量』及び『県中央卸売市場の花きの取扱量』が設定されているが、PDCAの取組内容「県中央卸売市場に出荷される県産農産物を県内実需者（学校給食、ホテル、小売店）を対象として長期安定的に供給できるようにするため」に対する成果指標として適切であるとの合理的な説明を受けることができなかった。

(3) 意見

当該事業においては成果指標として設定している『県中央卸売市場の花きの取扱量』については関連性が薄いと考えられることから、事業を評価するための適切な成果指標を設定し事業を評価する必要があると考える。

B-3 農林水産物流通条件不利性解消事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ①
担当課	流通・加工推進課

①目的

農林水産物流通条件不利性解消事業は、沖縄県が遠隔地であることによる不利性を解消するために、直近他県までの輸送コスト相当額を補助することで、本土市場での市場競争力の向上や県外出荷時期・出荷量の拡大を図り、持続性のある農林水産業の振興に繋げることを目的としている。

②内容

本土向けに出荷する農林水産物の輸送コストを直近他県と同一条件になるよう、沖縄本土間の輸送費の一部に対する補助を行う。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
2,814,583	2,648,979	一括交付金等

(2) 監査実施により確認した事実

輸送費補助額設定の考え方の資料及び担当者へのヒアリングにより沖縄県から鹿児島県までの輸送費相当額を補助単価表で設定された単価で補助を支給していることを確認した。

・航空

地域	品目	補助単価
本島	花き・水産物	80 円/Kg 以内
	野菜・果実	60 円/Kg 以内
宮古	花き・水産物	140 円/Kg 以内
	野菜・果実	115 円/Kg 以内
石垣	花き・水産物	145 円/Kg 以内
	野菜・果実	120 円/Kg 以内

・船舶

地域	品目	補助単価
本島	花き	35 円/Kg 以内
	花き以外	20 円/Kg 以内
	モズク	10 円/Kg 以内
宮古	全品目 (※)	35 円/Kg 以内
	モズク	15 円/Kg 以内
石垣	全品目 (※)	35 円/Kg 以内
	モズク	15 円/Kg 以内

(3) 意見

現状の補助金の支給では輸送運賃の補助が生産者の輸送コスト低減に対する体制の向上等につながりにくいと考えられるため、補助金の支給についてはインセンティブを持たせた方法等、工夫する必要があると考える。

B-4 おきなわ島ふーど利用促進事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ②
担当課	流通・加工推進課

① 目的

おきなわ島ふーど利用促進事業は、県産農林水産物の消費拡大の課題に対して第3次沖縄県地産地消推進計画に基づき、推進体制の強化、県内飲食店における県産食材の利用拡大を促進する「おきなわ食材の店」の登録促進及び学校給食現場に対する地産地消の促進等を図ることを目的とする事業である。平成26年度の旅費は167千円、需用費は551千円、委託費は19,604千円、補助金額は9,000千円である。

② 内容

- ・ 推進体制の強化
- ・ 県産農林水産物利用状況調査
- ・ 「おきなわ食材の店」における利用拡大
- ・ 学校給食における利用率向上モデル構築
- ・ 花と食のフェスティバルを通した観光との連携やバイヤー招聘
- ・ 地産地消シンポジウムの開催

③ 予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
30,000	29,322	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

PDCAの取組内容にて「学校給食現場に対し、県産食材の情報提供等を行うことにより、地産地消の促進を図る」と記載されているが、成果指標の達成状況に該当する指標（参考データ含む）がないため、学校給食現場における県産食材の地産地消が促進されたか評価できない。

(3) 意見

適切な成果指標を設定することで事業の成果を適切に評価することができると考えるため、当該事業の成果指標として何が適切な成果指標か設定し、事業を評価する必要があると考える。例えば、学校給食等の県産品消費を成果指標（または参考データとして記載する）とするなど検討されたい。

B-5 県産農林水産物販売力強化事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ②
担当課	流通・加工推進課

①目的

県産農林水産物販売力強化事業は、農林水産業に従事する就業者の減少及び高齢化進行についての課題に対して技術能力や経営能力を備えた優れた人材を育成することを目的として、委託により首都圏の飲食店や販売等に関連する企業でOJT研修等を実施する事業である。平成26年度の委託料は52,000千円である。

②内容

- 応募事業者の意向を踏まえた、県内事前研修や県外OJT研修の実施
- 戦略人材育成に係る効果的なプロモーション支援
- 持続的な戦略人材育成の受け皿となる「県農林水産物販売力強化協議会」の運営支援

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
53,012	52,607	一括交付金等

(2) 監査実施により確認した事実

「主な取組」検証票に成果指標が記載されておらず、また、参考データでは「全国シェアが上位3位以内野県産農林水産物の品目数」及び「戦略人材の数」が記載されているのみであるため、当該事業の成果が適切に評価できているか検討できなかった。上述(1)事業の概要①目的にあるとおり、技術能力や経営能力を備えた優れた人材を育成することを目的としていることから、当該事業で育成した人材が目標を達成した結果となったのか具体的な成果指標を示す必要があったと考えられる。

(3) 意見

適切な成果指標を設定することで事業の成果を適切に評価することができると言えるため、当該事業の成果指標として何が適切な成果指標か設定し、事業を評価する必要があると考える。例えば成果指標として人材育成した者が所属する会社の売上が増加したのか否かを調査し、当該事業が有効であったか評価するなどが考えられる。また、これを次の事業へつなげられるようフィードバックする仕組みづくり

りも必要であると考える。

B-6 直売所を核とした県産食材消費拡大事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ②
担当課	流通・加工推進課

①目的

直売所を核とした県産食材消費拡大事業は、県産農林水産物の消費拡大に対するする課題について県内市場への販路拡大及び観光産業と連携した取り組み強化を目的として、委託により県産食材の消費拡大を目指す事業である。平成26年度の委託費は27,520千円である。

②内容

- 直売所実態調査事業
- 供給実証事業
- 地域誘客モデル事業
- 県産野菜等の消費拡大による健康改善促進事業

③ 算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
28,650	27,520	一括交付金等

(2) 監査実施により確認した事実

「主な取組」検証票の成果指標が沖縄21世紀ビジョン基本計画の成果指標に縛られるため当該事業の成果の達成状況が検証できなかった。

(3) 意見

適切な成果指標を設定することで事業の成果を適切に評価することができると考えるため、当該事業の成果指標として何が適切な成果指標か設定し、事業を評価する必要があると考える。例えば、当該事業では県産食材供給実証事業（新聞配達の空き車両を利用して、直売所から県内ホテルへ農林水産物を配達する実証事業）があるのでその結果を成果指標の参考データとして「主な取組」検証票へ記載することが有用であると考えたため検討されたい。

B-7 プレミアム加工品開発支援事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ③
担当課	流通・加工推進課

①目的

プレミアム加工品開発支援事業は、県産農林水産物の高付加価値化の課題に対して商品開発人材の育成支援及び国際的なプレミアム承認の支援実施を目的として行われる委託事業である。平成26年度の決算額は32,193千円である。

- ・商品開発の人材育成支援
- ・販路拡大
- ・モンドセレクション等の国際的なプレミアム認証支援

②内容

- ・商品開発の人材育成支援
- ・販路拡大
- ・モンドセレクション等の国際的なプレミアム認証支援

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
35,562	32,193	一括交付金

(2) 監査実施により確認した事実

成果指標としては「県が支援したプレミアム加工品のうち国際的な承認等を取得した件数」、参考データとしては「モンドセレクション・iTQiへの申請」が記載されていることから、国際的な承認を取得することが目的となっているように見受けられる。

一方、「主な取組」検証票の対応する主な課題に「農業所得の向上や農村地域の活性化につなげていく」とあるが、当該事業を実施した結果、売上増加に寄与したかが成果指標（参考データ含む）になかった。

成果指標	基準値	現状値	平成28年度目標値
県が支援したプレミアム加工品のうち国際的な承認等を取得した件数	0件 (平成21年度)	8件 (平成26年度)	10件 (平成28年度)

参考データ	沖縄県の現状・推移		
モンドセレクション・iTQi への申請	2件 (平成24年度)	3件 (平成25年度)	3件 (平成26年度)

(3) 意見

「主な取組」検証票に記載された成果指標「県が支援したプレミアム加工品のうち国際的な承認等を取得した件数」及び参考データ「モンドセレクション・iTQiへの申請」はあくまでも目標達成のための手段であり、成果達成指標として適切か検討されたい。例えば、国際的な承認の取得により売上がどのように推移したかを把握することで、「主な取組」検証票で課題として認識した「農業所得の向上や農村地域の活性化につなげていく」ことに当該事業がどの程度貢献したか事業の有効性を評価できると考えられる。また、売上が期待したものでなかった場合にはその原因を調査し今後の事業を展開する際にフィードバックすることでその後の有効性・効率性を高めることも必要と考える。

C 農政経済課

C-1 農業経営トップランナー育成事業

(1) 事業の概要

実施計画No	3-(7)-エ①
担当課	農政経済課

①目的

農業経営トップランナー育成事業は、県の農業就業人口が減少傾向にあり、地域農業の持続性と活性化を図る上で、担い手の減少と高齢化に歯止めをかけることが急務となっているという課題に対して、地域農業をリードする農業経営体の育成を目的として、農業生産法人等の経営力向上支援を実施する事業である。

②内容

沖縄県農業会議に業務を委託し、農業法人等支援体制整備、農業法人等の経営力向上支援、地域営農優良事例調査等を実施している。平成26年度の事業費のうち、委託金額は4,000千円である。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
7,550	5,894	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

本事業は「沖縄21世紀農林水産振興計画」の成果指標である認定農業者数（累計）のうち、法人の増加を目的としている（表1）。しかしながら、本事業としての認定農業者数（法人）の目標値は設定されていない。

なお、認定農業者数の推移は（表2）のとおりである。

（表1）「主な取組」検証票における成果指標 （単位：経営体）

成果指標	A 基準値 平成22年度	B 現状値 平成26年度	目標値 平成28年度	B-A 改善幅
認定農業者数（累計）	3,045	3,505	3,250	460

(表 2) 認定農業者数の推移（累計）

(単位：経営体)

成果指標	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認定農業者数（累計）	3,132	3,235	3,363	3,505
うち、法人数	322	336	372	402

(3) 意見

本事業としての計画値、目標値が設定されていない状況では、予算申請の妥当性、事業の進捗状況、取組内容の妥当性が検証できない。

県は、本事業の目的である認定農業者（法人）数について、各年度の計画値、中期的目標値を設定することにより、本事業の成果を検証することが望ましい。また、委託先である沖縄県農業会議が実施する各取組（平成 26 年度は①「農業経営トップランナー育成事業」推進会議の開催、②農業法人等支援体制整備（相談対応、研修会）、③農業法人等の経営力向上支援（講演会、中小企業診断士による経営診断）④地域営農優良事例調査⑤ビジネスチャンス拡大のための交流支援（シンポジウム、セミナーへの参加））について、計画値、目標値との関連で実施内容の有効性、効率性を検討のうえ、実施することが望ましい。

C-2 農業委員会等助成費

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ-②
担当課	農政経済課

①目的

農地は農業生産・経営にとって不可欠な資源であり、農地については良好な状態で維持・保全し、集約化を図り、その有効利用を図る必要がある。農業委員会等助成費（以下、「本事業」という。）は、農業委員会を通じて農地等利用関係の調整、農地流動化対策、農業・農村に関する調査計画及び啓発普及の事業を行うことで、農地情報の実態把握及び共有化、斡旋等や耕作放棄地の活用等を行い新規就農者や認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積等を目的として行われる事業である。平成26年度の本事業費は予算274,956千円、決算244,086千円である。

②内容

本事業では、県内の38市町村農業委員会、3市町村、1団体（農業会議）への補助金・交付金の交付や、農業委員会等及び農業会議への指導・助言を行う。農業委員会は法令により執行すべき業務が規定されており、当該法令業務の執行のための費用も本事業により賄われている。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
274,956	244,086	各省計上

(2) 監査実施により確認した事実

本事業により対応する課題として、農地の集約が挙げられている。

また、本事業の成果指標として認定農業者数（累計）が設定されている。

(3) 意見

本事業の成果指標である認定農業者数と対応課題である農地の集約の関係が薄い。すなわち、成果指標とは、その指標が向上することが対応課題の解決に資するため設定されるものであるところ、認定農業者数が増加することで農地の集約化が行われるという直接の論理関係は無いといえる。

したがって、県は、本事業による課題への取組効果がよりわかりやすくなる成果指標を設定すること、あるいは、認定農業者数の増加が農地の集約に繋がることを裏付ける資料を準備することが望ましい。

C-3 農地中間管理機構事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ②
担当課	農政経済課

①目的

農地中間管理機構事業は、農地を良好な状態で維持、保全し、その有効活用を図る必要があるという課題に対して、新規就農者や認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積に向けた取組強化を目的として、農地集積、集約化を推進する事業である。

②内容

・ 農地中間管理事業

公益財団法人沖縄県農業振興公社を農地の中間的受け皿である農地中間管理機構に指定し、地域内の分散、錯闊した農地をまとまった形で担い手に貸し付けることで、農地集積、集約化を推進している。公益財団法人沖縄県農業振興公社に対する平成26年度の補助金額は46,820千円である。

・ 沖縄県農業構造改革支援基金への積立

農地中間管理機構関連事業に係る経費について、県で基金を設置し、全額国庫で積立を行っている。平成26年度の積立金額は179,490千円である。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
557,239	229,016	各省計上

(2) 監査実施により確認した事実

「農地集積・集約化対策事業実施要綱」第4事業の仕組み1都道府県基金事業(2)において、「担い手が利用する面積が今後10年で全農地面積の8割となるような農業構造を達成する」という国の政策目標が記載されており、毎年度末に都道府県基金事業資金決算報告書で、内閣府に対し、担い手が利用する面積率を報告している。

県では、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」第2において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標を定めている(表1)。なお、担い手とは、認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農経営、認定新規就農者である。

(表 1) 担い手が利用する農用地の面積の実績及び目標

	平成 26 年 3 月 (実績)	平成 27 年 3 月 (実績)	概ね 10 年後 (平成 35 年度 目標)
耕地面積 (①)	38,800 ha	38,700 ha	38,800 ha
うち担い手が 利用する面積 (②)	9,239 ha	11,650 ha	21,728 ha
②/①	23.8 %	30.1 %	56.0 %

これに対し、農地借受及び貸付の状況は（表 2）のとおりである。平成 26 年度からの新規事業であることから関係者への周知が行き渡らず、成果が出ていない状況にある。

(表 2) 農地中間管理事業における農地借受及び貸付実績

	平成 26 年度	平成 27 年度 (見込)
借受	17.2 ha	126.8ha
貸付	11.1 ha	30.4ha

このような状況のもと、県では、本事業としての活動指標の計画値を設定していない。

(3) 意見

事業の政策目標を達成するために、関係者への働きかけを強化するなどして、農地の集積、集約化を進められたい。

また、本事業としての活動指標の計画値が設定されていない状況では、事業の進捗状況や取組内容の妥当性が検証できない。

県は、担い手等が利用する面積に関する現実的に達成可能な中長期的目標値を設定し、それと関連付けた本事業としての各年度の活動指標の計画値を設定することにより、事業の進捗状況や取組内容の妥当性を検証することが望ましい。

C-4 農地保有合理化促進対策事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ②
担当課	農政経済課

①目的

農地保有合理化促進対策事業は、農地を良好な状態で維持、保全し、その有効活用を図る必要があるという課題に対して、新規就農者や認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積に向けた取組強化を目的として、農地を集積し、安定した経営基盤づくりを図る事業である。

②内容

農地中間管理機構である公益財団法人沖縄県農業振興公社において、離農や規模縮小を行う農家、土地持ち非農家から、農地を買い入れもしくは借り入れ、認定農業者や新規就農者等の担い手農業者へ売り渡すもしくは貸し付けることで、農地を集積し、安定化した経営基盤づくりを図っている。公益財団法人沖縄県農業振興公社に対する平成26年度の補助金額は5,263千円である。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
14,100	5,263	各省計上

(2) 監査実施により確認した事実

本事業は農地中間管理機構の特例事業として、農地売買等事業を実施している。「主な取組」検証票では、活動指標として新規流動化面積（買入面積）が設定されているが、実態としては、斡旋の申込があつて実施されるため、必ずしも活動が発生するものではないとのことである。新規流動化面積（買入面積）の平成26年度の計画値は30ha、実績値は1.064haであった。

(3) 意見

活動指標が事業の進捗状況を評価する指標として機能していない。

県は、他事業との関連や関係機関との連携から売買事業の活用需要を見込み、新規流動化面積（買入面積）について適切な水準の計画値を設定することにより、予算申請、事業の進捗状況評価を実施することが望ましい。

C-5 農地利用集積事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ②
担当課	農政経済課

①目的

農地利用集積事業は、技術習得の研修に対する支援の充実、農地確保に係る借り手と貸し手のマッチング、就農定着までの経営、生活支援といった担い手育成上の課題に対して、意欲ある就農希望者を長期的に育成することを目的として、地域の農業者や住民が自ら話し合い、人と農地の問題を解決していくための計画である「人・農地プラン」の策定を市町村へ推進する事業である。

②内容

市町村が行う人・農地プランの作成、見直し事業（営農意向等の把握、合意形成、検討会の開催、人・農地プランの周知、地域連携推進員設置等）に対し補助金を交付しており、平成26年度の事業費のうち、補助金額は15,938千円である。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
22,200	17,530	各省計上

(2) 監査実施により確認した事実

「主な取組」検証票では、成果指標として、21世紀ビジョン実施計画の複数事業の成果目標値である認定農業者数（累計）が設定されているが（表1）、本事業としての成果指標が設定されていない。また、活動指標として担い手農業者への農地集積率が設定されているが（表2）、その計画値は中長期的な成果との関連性が不明確である。

（表1）「主な取組」検証票における成果指標

（単位：経営体）

成果指標	A 基準値 平成22年度	B 現状値 平成26年度	目標値 平成28年度	B-A 改善幅
認定農業者数（累計）	3,045	3,505	3,250	460

（表2）「主な取組」検証票における活動指標

活動指標名	計画値	実績値
担い手農業者への農地集積率	40%	30.1%
「人・農地プランの策定」	—	32市町村

（3）意見

本事業としての中長期的な成果指標が設定されていない状況では、事業の進捗状況や取組内容の妥当性が検証できない。

県は、現実的に達成可能な中長期的な目標値を設定し、それと関連付けた各年度の活動指標の計画値を設定することにより、事業の進捗状況や取組内容の妥当性が検証することが望ましい。

C-6 農業近代化資金等利子補給事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ-③
担当課	農政経済課

①目的

県の農業集合人口は平成 22 年で 22,575 人と昭和 60 年の 57,670 人と比べて 4 割以上に減少しているほか、65 歳以上の農家の割合は 5 割を超えており、地域農業の持続性と活性化を図る上で、担い手の減少と高齢化に歯止めをかける必要がある。農業近代化資金等利子補給事業（以下、「本事業」という。）は、県が、系統金融機関の融資する農業近代化資金を借り入れた農業者に利子補給を行うことで、農業者の金利負担を軽減して農業者の経営再建と経営安定化を支援することを目的として行われる事業である。平成 26 年度の事業費は予算 18,405 千円、決算 14,223 千円である。

②内容

本事業の事業フローは、まず、農業者が融資機関に融資の申し込みを行い、これを受けて、融資機関が県に対して利子補給承認申請を行う。次に、県は利子補給の承認通知を融資機関に行い、そして融資機関は農業者に貸付を行うという流れである。

本事業の運用に関しては、沖縄県農業近代化資金取扱要領（昭和 57 年 8 月 11 日農経第 641 号。以下、「本要領」という。）が定められており、本要領に基づいた運用がなされることが求められている。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
18,405	14,223	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

本要領の第 2-1-(1)-アによると、利子補給事業の対象となる認定農業者は、「簿記帳を行っている者（簿記帳を行うことが確実と見込まれているものを含む。）に限る。」とされている。また、認定農業者に対して本事業を実施するにあたり、県は、利子補給の承認申請に際して認定農業者であることを証明する書面の提出を求めている。

また、融資機関では、農業近代化資金を融資するにあたって借入者の経営状況の把握を行っているところ、借入者が確定申告を行うことを口頭で確認することをもって、「簿記帳を行うことが確実」だと見込まれる者だと判断しており、県は、

当該融資機関の判断を県の判断とする取扱いを行っている。

本事業によって利子補給がなされた認定農業者の A 氏、B 氏、C 氏は、それぞれ認定証付属書類において、当簿記記帳を行っていないことが認められる。たとえば A 氏は、経営管理の合理化に関する目標と記載された欄に、現状として「簿記記帳がされていないので、正確な経営状況が把握されていない。」とあり、B 氏は同様の欄に、現状として「領収書保管により、申告をしている。」、目標（平成 29 年）に「複式簿記を導入し適切な経営管理を実践する。」、目標を達成するためによるべき措置と記載された欄に「簿記記帳の実践により」とあり、A 氏は経営管理の合理化に関する目標と記載された欄に、現状として「簿記記帳をしていない為、経営の把握が困難な状態である。」とある。

（3）意見

上記 3 氏は認定時には簿記記帳を行っていないことが認められ（これは、本事業に際して認定証付属書類を提出させていることから容易に判断できる。）、それゆえ、特段の事業がない限り、本事業実施時にも簿記記帳を行っていないという推定が働く。したがって、本要領の上記要件を充足するかどうかについては、3 氏の現状を確認した上で判断することが求められる。

しかし実際は、融資機関が借入者に対し確定申告を行うことの確認を口頭で行ったことをもって上記要件の確認を行ったという運用がされているところ、このような要件判断は不明瞭であるとともに、その確認を実施したかどうか事後的に検証できない。

よって、今後は、県が本事業実施要件につき適切に判断を行ったことを担保するため、「簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者」についての内部的な判断基準を定立するなどし、また、判断にあたっての根拠資料を求めるなど、現状の取扱いの見直しをすることが望ましい。

D 営農支援課

D-1 鳥獣被害防止総合対策事業

(1) 事業の概要

実施計画No	3-(7)-ア①
担当課	営農支援課

①目的

鳥獣被害防止総合対策事業は、地域の実情に合わせてより極め細やかな対策をするため、市町村協議会等が主体となり、捕獲活動や被害状況調査、農地と鳥獣の生息地を区分するための生息環境整備等を行う推進事業と、猪垣や防鳥ネット施設の設置等の整備をする事業である。

②内容

- ・ 地域の実情に応じた鳥獣被害防止対策
 - 捕獲活動、被害防除対策に係る調査、捕獲機材の導入、環境整備、被害防除技術の実証等を推進する。
 - ワイヤーメッシュ柵や防鳥ネット施設の設置等の整備をする。
- ・ 効果的な被害防止対策の普及
 - カラスについては、地域全体で餌場対策をする必要があるため、モデル地域を設置しながらその効果を実証する。
 - 専門家指導のもと、沖縄県監修で鳥獣別作物別の鳥獣被害防止指針を作成し、広く普及する。
- ・ カラス等の捕獲活動強化
 - 捕獲したカラスを 1 羽 1,000 円で買い取る事業を本島北部全市町村で取り組むことでカラスの個体数を減少させる。
 - 外来生物であるキジクジャクの捕獲活動を強化して根絶駆除を目指す。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
109,567	57,352	各省計上

(2) 監査実施により確認した事実

本事業について、平成 25 年度補正予算より捕獲したカラスを 1 羽 1,000 円で買い取る事業に取り組んでいる。カラスの自然数を、餌の数量から 4,600 羽と見込んだうえで、下記のとおりの捕獲計画数としている。

(表1)カラスの捕獲計画数及び実績数

(単位:羽)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
捕獲計画数	9,580	10,890	12,170	13,015	21,430
捕獲実績数	8,572	10,465	13,374	13,438	14,027

上記の捕獲計画数を決定するにあたっては、餌の数量は考慮されているが、カラスの減少が生態系全体に与える影響を考慮していない。そのため、上記の捕獲計画数の決定にあたっては営農支援課だけで決めており、環境部とは連携していない。

また、カラスの捕獲実績数は毎年増加しているが、生息数については平成26年3月に調査した26,900個体程度を最後に確認をしていない。

(3) 意見

カラスの捕獲計画数の決定にあたっては、カラスの減少が生態系に与える影響も考慮することが望まれる。そのため、農林水産部だけで捕獲計画数を検討するのではなく、環境部と連携することが望まれる。また、毎年、対症療法的にカラスを捕獲するのではなく、カラスが増加する原因を解決する方法を検討することが望まれる。

カラスの捕獲数は毎年増加しているがカラスが適切な数となっているか、定期的に確認することが望まれる。

D-2 イネヨトウの交信かく乱法による防除技術普及事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ア②
担当課	営農支援課

①目的

近年、さとうきびの難防除害虫イネヨトウによる被害が多くなっている。従来の農家個々による薬剤防除だけでは限界があり、広範囲で効果があり、かつ環境にやさしい交信かく乱法による防除が有効である。しかし、交信かく乱法は従来の防除法とは作業内容が大きく異なる新防除技術であるため、農家等への普及を図り、技術の移転を行う事業である。

②内容

- ・ 交信かく乱法による防除技術の普及
防除実証モデル地区（5地区 1,500ha）を決定し、防除作業を通して技術の普及を行い、引き続き発生消長調査を継続し、理解を深める事業。
- ・ 低コスト更新かく乱技術の開発
新型フェロモンディスペンサーの開発等を行う事業。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
146,100	141,611	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

イネヨトウの交信かく乱法による防除技術普及事業について、平成24年度から平成26年度にかけて、下記の費用が投入された。

（表1）イネヨトウの交信かく乱法による防除技術普及事業の決算額の推移

（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算額	166,859	179,009	141,611

これに対し、イネヨトウによるサトウキビの被害額は不明である。サトウキビはイネヨトウのほか、ハリガネムシ、ネズミ等の被害を受けており、その原因を特定することができないためとのことである。また、イネヨトウの交信かく乱法によってサトウキビの被害額を、どのくらい軽減できるのかも不明である。

（3）意見

イネヨトウの交信かく乱法による防除技術普及事業について、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、487,479 千円の費用が生じているが、その結果として、イネヨトウによるサトウキビの被害の軽減額が不明である。サトウキビの被害額をどの程度抑えるために、どの程度のコストをかけるのか、費用対効果の観点から検討することが望まれる。イネヨトウ単独での検証が厳しければ、段階的に、まずは被害要因全体での費用対効果を検証することも考えられる。

D-3 環境にやさしい土づくり推進事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ウ②
担当課	営農支援課

①目的

環境にやさしい土づくり推進事業は、持続的農業を可能にするために地力増進を図ることを目的として、地力増進・労働力軽減が期待できる牛ふんペレット堆肥を活用した実証展示ほを設置し、地力増進に向けた体制構築の手法を検討する事業である。平成 26 年度の事業による効果の目標として、さとうきび（夏植え）におけるペレット堆肥施用効果の検討、さとうきび（株出し）におけるペレット堆肥施用効果の検討、地力増進に向けた体制構築に関する調査（中間検討）の 3 点を見込んでいる。

②内容

- ・ 現地実証展示ほの設置
 - ペレット堆肥の実証展示ほ設置による散布作業の効率化・軽労化のデモンストレーション（農家への普及・啓発）
 - 一般堆肥とペレット堆肥を比較した農業労働力低減の検証
 - 土壌物理性の改善の検証
 - 土壌化学性の確認と収量調査の実施による生産面での有効性の検証
- ・ 地力増進に向けた体制構築手法の検討
 - ニーズ調査（農家・堆肥工場等）

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
10,200	9,395	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

本事業では、ペレット堆肥施用効果の検討や地力増進に向けた体制構築に関する調査を事業実施による効果として見込んでいるが、実際に地力増進の取組みが定着するには、牛ふんペレットが農家に購入され使用されなければならない。しかし、県は牛ふんペレット堆肥の使用量や使用額等について目標を設定していない。

確かに、当該事業により牛ふんペレットが普及すると地力増進、労働力軽減が期待できるかもしれない。しかし、牛ふんペレットは農家の平均希望価額 240 円/15Kg に対し、県内製造業者価格 750 円/15Kg と高価であり、実際に導入したいという農家は、監査実施時点においてもほとんど見受けられない状況となっている。現在の

牛ふんペレットの使用量は18,000kg、使用額は1,141,000円である。

(3) 意見

本事業を実施することにより、実際に地力増進の取組の定着を図られるために、
は牛ふんペレット堆肥の使用量や使用額等の具体的な目標を設定することが望ま
れる。

また牛糞ペレットの導入を希望する農家がほとんど見受けられない中、本事業を
実施したことによる効果を検証することが望まれる。

D-4 総合的病害虫管理技術推進事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ウ②
担当課	営農支援課

①目的

農産物の安定生産と農薬の使用を節減した環境保全型農業の双方を推進することを目的に、IPM（総合的病害虫管理）の考え方に基づいた病害虫防除体系の確立とその普及を行う事業である。

②内容

・ IPM 防除体系の確立と普及

本県の戦略品目であるマンゴーとニガウリの IPM の考えに基づく防除体系を確立し、農薬使用低減と安定生産の双方を図れる防除技術を確立する。また、平成 22 年度に策定したサトウキビの IPM 防除体系の普及を図るため、IPM 実践地域を育成する。なお、マンゴーとニガウリの IPM 防除体系が確立した後は、同様に普及を図る。

・マイナー作物の農薬節減型防除技術の確立と農薬登録の推進

農薬登録数が少ないマイナー作物に発生する難防除病害虫を防除するため、農薬を使用しない防除技術（太陽熱消毒、天敵の利用等）を確立する。また、マイナー作物の農薬登録数を増やすための取り組みを行う。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
20,050	16,436	各省計上

(2) 監査実施により確認した事実

IPM 防除体系の確立と普及について、先進技術を活用した総合的病害虫・雑草管理技術体系の確立のため、ニガウリ、トマト、マンゴーを対象とした課題に取り組んだ。また、生産現場における農薬低減技術の実証として、とうがんほ場におけるミナミキイロアザミウマに対する生物的防除方法の検討、果樹生産現場における天敵殺虫剤（スワルスキーカブリダニ剤）のチャノキイロアザミウマ防除に関する実証を実施した。これらの課題、実証品目は、いずれも戦略品目の作物であるから選定されたとのことであったが、それ以上の具体的な理由は不明であった。

(3) 意見

戦略品目は全 58 品目あり、うち野菜が 15 品目、花きが 13 品目、果樹が 12 品

目ある。これら戦略品目の中から、上記の対象が選定された具体的な理由が不明である。今後、事業を実施する際には、実施対象とする課題の選定理由を明らかにしておくことが望まれる。

D-5 病害虫総合防除対策事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ウ②
担当課	営農支援課

①目的

病害虫総合防除対策事業は、ミバエ類等の東南アジア等からの侵入が常に懸念される中、果菜類、果実類を自由に県外出荷することを可能とするため、その侵入を防止防除する事業である。また、イモゾウムシ等の害虫発生により、イモ類等の県外出荷が制限されていることから、防除技術等の早期確立を図る事業である。

②内容

- ・ 重要病害虫侵入警戒調査事業
 - ウリミバエ、ミカンコミバエ以外の病害虫で特に警戒を要するチチュウカイミバエ及び果実汚斑細菌病について早期発見体制の整備及び侵入警戒調査を実施する。
 - カンキツグリーニング病フリー地区等において、カンキツグリーニング病の侵入警戒調査及び媒介虫の防除を行う。
 - カンキツグリーニング病侵入警戒地区周辺において、侵入警戒地区編入に向け、調査及び防除を行う。
- ・ 重要病害虫特別防除対策事業
 - 国により特定重要病害虫に指定されているかんきつ類のカンキツグリーニング病についてまん延防止と被害軽減を図るため、発生状況調査、防除等を実施する。
- ・ 病害虫異常発生対策事業
 - 気象の異常等による病害虫の異常発生に対し、農家個々での防除が困難な場合、それらの緊急防除に要する防除資材を譲与し、まん延防止を図る。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
34,315	30,874	各省計上

(2) 監査実施により確認した事実

重要病害虫特別防除事業について、平成23年よりカンキツグリーニング病フリー地区を作出することを目的としている。この点、沖縄県カンキツグリーニング病防除ロードマップに沿って、事業自体は順調に進んでいるが最終的な目標が明確と

なっていない。

また、農家がカンキツグリーニング病検定を受けようとする場合、カンキツグリーニング病検定受付票を作成、提出する必要がある。カンキツグリーニング病検定受付票には、「カンキツグリーニング病への感染が確認された場合、当該罹患樹の伐採に同意します。」の文言が記載されており、農家の記名押印が求められている。

(3) 意見

重要病害虫特別防除事業について、かんきつ類の全樹木を検査し、カンキツグリーニング病を根絶したと宣言することを最終目標にすることも考えられる。しかし、全樹木を検査するコストを考えると現実的ではない。今後のことではあるが、根絶の宣言を目指さないのであれば、当該事業がどのような効果を出せば、最終的な目標を達成したと言えるのか明確にしておくことが望まれる。

また、カンキツグリーニング病検定受付票における「カンキツグリーニング病への感染が確認された場合、当該罹患樹の伐採に同意します。」の文言は、農家にとっては精神的な負担となり、病気の検定自体忌避される恐れがある。検定自体は精神的な負担なく実施できるような工夫が望まれる。

D-6 有機農業促進事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ウ②
担当課	営農支援課

①目的

沖縄県では、消費者の農産物に対する安全・安心志向や環境保全意識が高まる中、農業生産における環境負荷軽減と資源循環機能の維持増進を図るため、土づくりと合わせて化学肥料及び化学合成農薬の使用を低減する環境保全型農業を推進しているところである。その中でも有機農業については、自然循環機能の増進や生態系の保全など環境への負荷を大幅に低減するものであり、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものである。沖縄県では、有機農業を推進するための取り組み内容として平成23年3月に「沖縄県有機農業推進計画」を取りまとめた。

本事業は、「沖縄県有機農業推進計画」を実行に移すために必要な各種対策等の取り組みをしている。

②内容

- ・ 沖縄県土壤診断・施肥処方システム構築
- ・ 地力窒素評価手法の開発
- ・ 有機質資材の肥効調査
- ・ 沖縄県有機農業推進協議会の運用及び有機質資材実証展示ほの設置
- ・ 有機農業に関する消費者・農家等への啓蒙活動

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
7,033	4,968	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

平成26年4月に農林水産省によって定められた「有機農業の推進に関する基本的な方針」に掲げられている有機農業の取組面積割合の倍増の実現など、実際に有機農業が普及するには、有機農産物の流通又は販売に関する支援がなされ、有機農産物を取り扱う農家が自律的に経営を営むことができるようとする必要がある。本事業では、有機農業に関する技術の開発や普及指導の強化、有機農業者の育成などの取組みがなされているが、生産された農産物の流通や販売を支援する取組みがなされていない。

また、有機農産物が、実際に消費者に購入され、農家の所得となるには、消費者

による有機農産物に対する理解の促進が不可欠である。この点、農林水産部を中心として「おきなわ花と食のフェスティバル」が毎年開催され、その中で有機農業に関する消費者等への啓蒙活動が実施されているものの、他部署との連携の強化は図られていない。

また、有機質資材実証展示ほが設置されているが、沖縄県立農業大学校が実施したチングンサイ、リーフレタスの展示ほなど、どのような効果を見込んだもののか目的が明確でないものが見受けられる。

(3) 意見

本事業について、生産された農産物の流通や販売を支援する取組みがされていない。有機農業を実践する農家が、自立的に経営を営むことができるよう、有機農産物の流通や販売を支援する取組みをすることが望まれる。

また、有機農産物の流通や販売、消費者の理解の促進を図るため、県外、海外への情報発信のために商工労働部、沖縄県への観光客への情報発信のために文化観光スポーツ部、沖縄県の健康長寿回復のために保健医療部健康長寿課など、他部署との連携を検討することが望まれる。

有機質資材実証展示ほの設置については、有機農業に関する普及指導の意味があるのは理解できるものの、公費が投入されている以上、目的を明確にして、事業に取り組むことが望まれる。今後、各展示ほにおける生産費や収穫された農産物の販売価格など、有機農業を検討する農家にとって有用な情報を提供できる形で事業を実施することが求められる。

D-7 特殊病害虫特別防除事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ウ③
担当課	営農支援課

①目的

特殊病害虫特別防除事業は、既に根絶を達成しているウリミバエ及びミカンコミバエ種群の再侵入防止、侵入が確認されているイモゾウムシ等の根絶地域の拡大、全島根絶を目的として、市町村、民間事業者に不妊虫の大量増殖や航空放飼、侵入警戒調査等を委託する事業である。

②内容

- ・ ミバエ類の侵入防止
 - ウリミバエ不妊虫大量増殖、不妊虫航空・地上放飼（予防策）
 - ミカンコミバエ誘殺板による雄成虫除去法の実施（予防策）
 - 侵入警戒調査（トラップ調査・寄生果実調査）
- ・ イモゾウムシ等の防除対策
 - イモゾウムシ等の不妊虫大量増殖、不妊虫放飼
 - イモゾウムシ等の寄主植物除去
 - ナスミバエ、アフリカマイマイの被害軽減のための薬剤防除の実施
 - 未発生地域の侵入警戒調査

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
1,309,236	1,235,437	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

本事業について、平成 26 年度の委託契約は 84 件で合計 652,109 千円であるが、そのうち 79 件 299,619 千円が随意契約であり、委託契約件数の 9 割以上が随意契約となっている。

また、随意契約のうち、相手先が民間事業者の契約が 36 件であり、そのうち参考見積を複数者から入手している案件は 11 件となっている。

(3) 意見

本事業について、専門性が高く競争入札になじまないものを除き、今後は可能な限り競争入札を導入し、より効率的に事業を進められたい。

また、随意契約とせざるを得ない契約であってもでき得る限り、複数者から参考

見積を入手し、より効率的に事業を進められたい。

D-8 県立農業大学校運営費

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ①
担当課	営農支援課

①目的

県立農業大学校運営費は、地域農業の持続性と活性化を図る上で、担い手の減少と高齢化に歯止めをかけることが急務となっている状況や、また、農業経営の多角化が進む近年は女性・高齢者の主体的な経営参画がより一層期待されている状況の中で、技術習得の研修に対する支援の充実、農地確保に係る借り手と貸し手のマッチング、就農定着までの間、経営・生活資金の支援が不十分といった課題に対して次代の農業及び農村社会を担う、経営感覚の優れた農業者を育成することを目的として、農業大学校に運営費を交付する事業である。

②内容

- ・ 農業経営プロジェクト学習
- ・ 先進農家派遣実習
- ・ 実践現場事例研修の実施 等

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
55,916	55,446	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

①予算執行伺の記載

本事業について、平成 24 年度から平成 26 年度までの長期契約により給食に関する業務の委託を行っているが、平成 24 年度からの契約の経緯、すなわち契約の対象となる年度、各年度別の契約金額等が予算執行伺に記載されていないため、予算執行伺の記載内容からは当該契約の経緯を理解することができない状態となっている。また、当該契約において平成 26 年度は消費税等の税率の引上げに伴い契約金額を 7,992 千円（本体計 7,611 千円、消費税等 381 千円）から 8,220 千円（本体計 7,611 千円、消費税等 609 千円）へ 228 千円増額する契約変更を行っているが、契約変更の内容が予算執行伺に詳細に記載されていないため、予算執行伺の記載内容からは当該契約変更の内容を理解することができない状態となっている。

②効果的なカリキュラム編成のための仕組み

農林水産部より入手した（表 1）によると卒業生の農業継続の割合は 50～60% で推移している。

（表 1） 農業大学校卒業生の現在の状況（過去5年間の卒業生）

卒業回数	卒業年度	卒業者数	農業継続	農業研修	農協	農業関係企業	公務員	その他※	計	備考
31	23.3	40	23	0	4	0	7	6	40	
32	24.3	47	24	0	14	0	3	6	47	
33	25.3	42	26	0	3	6	3	4	42	
34	26.3	43	24	0	1	4	8	6	43	
35	27.3	36	20	2	5	3	3	3	36	

※他の欄には、農業関係以外の職についた卒業生や、転居等により状況が把握できなくなった卒業生の数を記入しています。

県は、振興計画の 7 つの柱の一つとして「担い手の育成・確保」を掲げている。

農業大学校は、県の担い手育成政策のすべてのエッセンスを参考として、体系付けられたカリキュラムを策定し、担い手候補となる人材に実践的な教育を提供することができる非常に重要な機関であるという認識である。

農業大学校は「どのような農業者を育成（輩出）するのか」について、変化し続ける農業経営環境に対応しながら、継続的に地域や関係機関（JA 等）をはじめ、自治体、民間企業、大学等との連携において具体的に検討する必要があると考えられる。

この点、現状、農業大学校では、地域や関係機関と連携する中で把握した農業現場で発生している課題について、その時々の授業の中で取り上げるなど、臨機応変に教育カリキュラムに反映している。

しかし、カリキュラム検討状況の議事録など、これら一連の過程（いわゆる PDCA）を客観的に確認できる資料は整備されていない状況であった。

（3）意見

①予算執行伺の記載

外部と契約締結する際は、契約の経緯や変更内容について、予算執行伺の記載内容から状況を理解できるようにするため、予算施行伺に発生した事実を明確に記載することが望まれる。

②効果的なカリキュラム編成のための仕組み

「どのような農業者を育成（輩出）するのか」について、変化し続ける農業経営環境に対応しながら、継続的に地域や関係機関（JA 等）をはじめ、自治体、民間企業、大学等との連携において具体的に検討する必要があると考えられる。

その中で課題を認識し、カリキュラム編成に体系的に反映していくための検討を行い、実践していく、といった効果的なカリキュラム編成のための仕組み（いわゆる PDCA）を構築することが望ましい。

D-9 産地後継者育成支援事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ-①
担当課	営農支援課

①目的

拠点産地における後継者は、地域における農業経営の安定と産地の維持・発展に大きな役割を担っているが、高齢化が進む中、後継者の育成・確保が課題となっている。産地後継者育成支援事業（以下、「本事業」という。）は、「人・農地プラン」に位置づけられた将来の中心となるリーダー（経営体）を対象に、経営管理能力研修や生産レベル向上に向けた取組支援を行うことで、次世代の産地を担う中心的なリーダー（経営体）を育成し、産地の維持・発展に寄与することを目的として行われる事業である。平成 26 年度の補助金額は予算 10,136 千円、決算 9,782 千円である。

②内容

本事業では、地域のリーダーである指導農業士・青年農業士・女性農業士の認定、就農アドバイザー研修会の開催、九州・沖縄農業士研究会への参加等を行っている。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
10,136	9,782	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

本事業は、平成 7 年度から平成 11 年度までの間に基金を造成し、運用益事業として行われることが想定されており、基本財産について県、市町村、農業団体が出損することが予定されていた。当初予定の出損の金額は、県が 750,000 千円、市町村が 375,000 千円、農業団体が 375,000 千円である。なお、現在、基金の名称は、公益財団法人沖縄県農業振興公社の農業後継者育成基金となっているが、その前身は、財団法人沖縄県農業後継者育成基金協会であった（平成 23 年度に公益財団法人沖縄県農業振興公社に吸収合併された。）。

しかし、県は財政難のため、200,000 千円の出損をするにとどまり、現在もなお 550,000 千円が未出損の状態にある。そのため県は、毎年度、当該出損がなされていた場合に得られていた運用益相当分を補助金として支出している。なお、運用益相当分を補助金として毎年支出しているものの、これによる本事業への影響は生じていない。

直近の基本財産の運用状況は表 1 のとおりである。

(表 1) 基本財産の運用状況 (単位 : 円)

種類	預入金額	利率・配当 (%)	運用収入	預入期間
優先出資	483,700,000	1.200	5,804,400	平成 22.10.29 ~
30 年国債	400,000,000	1.700	6,800,000	
JA 定期貯金 (5 か年)	65,095,000	0.260	169,247	平成 24.10.2~
JA 普通貯金	0	0.020	0	
合計	948,795,000		12,773,647	

(3) 意見

上記のとおり、本事業は、県、市町村及び農業団体により基金が造成され、その運用益で事業を行っていくことが当初の制度設計である。また、運用益事業は基金の運用益で行うという性質上、事業継続の安定性も高く、本事業のように中長期的な視点で行うべき事業には適している。

加えて、県の財務当局として、財政状況を考慮してもなお当初の制度設計を容認していた以上は、事業開始後に財政状況を理由に自らの判断を覆すということはあってはならない。

したがって、本来あるべき制度を実現することが適切であるから、財務当局と速やかに協議することが望ましい。

D-10 農業経営改善総合指導活動事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ①
担当課	営農支援課

①目的

農業経営改善総合指導活動事業は、担い手の減少と高齢化に歯止めをかけることや女性・高齢者の主体的な経営参画といった課題に対して競争力の強い経営体を育成することを目的として、経営改善を図ろうとする農家及び産地に対し、個々の経営課題に応じたコンサルテーションを実施する事業である。

②内容

- カウンセリング活動
- コンサルテーション活動
- 普及指導員への各種資質向上講習会等の開催

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
11,490	10,590	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

コンサルテーションの対象先である個別農家及び産地ごとに、コンサルテーションの方針・結果・評価として下記の事項をまとめた資料を作成している。

- 問題点と課題の整理
- 今年度実践する内容
- 結果
- 活動に対する評価
- 財務データ（推移・分析）

しかし、個別農家及び産地ごとに設定した目標と、上記事項との関連性が不明確であるため、コンサルテーションの実質的な成果を測ることが出来ない状態であった。

(3) 意見

コンサルテーションの実質的な成果を測るために、設定された目標をブレークダウンすることで把握される問題点と課題を整理し、数値化できるものは数値化したうえで今年度実践する内容を検討し、その結果を分析・評価し、財務データを参考に次年度の取組みにフィードバックするという一連の流れを客観的に把握できる仕

組みを構築することが望ましい。

また、農業経営改善総合指導活動事業そのものに成果指標が設定されていないが、個々のコンサルテーションについて実質的な成果を測ることが出来れば、結果として事業全体の成果を測ることになると考えられる。

D-11 農業改良普及活動事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-オ②
担当課	営農支援課

①目的

農業改良普及活動事業は、県立試験研究機関において、ニーズの把握から市場展開までの一貫した視点での研究開発及び普及センター等とも連携した成果普及の取組強化といった課題に対して農業・農村地域における農業技術の専門化、高度化等を目的として、普及指導員及び農業革新支援専門員による総合的な指導、調査研究等を行う事業である。

②内容

- ・ 農業改良普及推進会議の開催
- ・ 普及指導員の研修の実施
- ・ 栽培技術等調査研究の実施 等

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
19,560	19,560	各省計上

(2) 監査実施により確認した事実

本事業について、活動指標として講習会等の回数を設定しているが、計画値 100 回に対して実績値 958 回になっており、計画値と実績値の乖離が非常に大きく活動指標として有効に機能していない。これは、計画値と実績値の乖離について適時に分析を行い、計画値の見直しが適時に行われていないためである。

計画値を適時に見直すことが考えられる。

(3) 意見

農業改良普及活動事業について、活動指標の計画値の見直しが適時に行われていない。

活動指標の計画値について、実績値の状況を適時に把握して計画値から大きく乖離することが予想される状況となった場合には、計画値が活動指標として妥当であるか、あるいは当該指標を活動指標として使用すること自体が妥当であるかを検討し、活動指標の計画値の見直しを適時に行うことが望まれる。

D-12 アグリチャレンジ普及推進事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-キ①
担当課	営農支援課

①目的

アグリチャレンジ普及推進事業は、農林漁業者自らが農産物等を利用した高付加価値な加工品の開発及び販路開拓、観光産業との連携による農林水産業の6次産業化に取り組むという課題に対して地産地消の推進等による農家所得の向上や農村地域の活性化を目的として、農産物の加工や販売を行うなど経営の6次産業化に取り組む農業者に対し、新商品開発支援や機器・機材等施設整備支援、加工技術支援を行う事業である。

②内容

- 農産加工等の研修会・講座の実施
- マッチング活動を通じた既存商品のブラッシュアップの実施
- 加工機材の整備支援

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
9,390	8,859	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

支援対象とする事業実施主体の選定は、事業計画や収支計画を検証したうえで行っている。一方、支援終了後は、実施要領に基づく実績報告が、事業実施主体の所在する市町村から提出される。当該実績報告の内容は、成果と改善方法として以下の事項が記載されている。

成果（事業の効果）

- 年間売上金額
- 雇用人数
- 商品開発数
- 作業効率、販売促進活動の向上（但し数値的根拠なし）
- 各種コンテスト受賞歴

改善方法

- 台風対策強化、主力農産物（マンゴー）の樹の計画的更新、加工原料となる農作物の収穫量減少に対し作付面積を増やす（具体性に乏しい）

上記のとおり、実績報告は具体的な生産性や所得向上を示すものではないこと、

また、選定時に検証された事業計画や収支計画との比較検証が行われていないことから、支援の実質的な成果を測ることが出来ない状態であった。

（3）意見

県は、各支援結果の実質的な成果を測るため、実績報告を生産性や所得とすること、また、選定時に検証された事業計画や収支計画との比較検証を行うことが必要と考える。

なお、アグリチャレンジ普及推進事業そのものに成果指標が設定されていないが、個々の支援について実質的な成果を測ることが出来れば、結果として事業全体の成果を測ることになると考えられる。

E 園芸振興課

E-1 おきなわトロピカルフルーツブランド産地育成事業

(1) 事業の概要

実施計画No	3-(7)-ア①
担当課	園芸振興課 果樹班

①目的

おきなわトロピカルフルーツブランド産地育成事業は、観光立県である沖縄県において、観光客のニーズに対応したトロピカルイメージを満喫できる多様な熱帯果樹の通年供給及び県外の大消費地を中心に消費者の多様な品目へのニーズへの安定供給が求められているという課題に対して、海外から導入し、県で選抜した熱帯果樹の優良品種等の早期産地化と市場でのブランド化を図ることを目的として、生産拡大及び生産体制の整備、市場への販売推進等を実施する事業である。

②内容

優良品種の増殖と現地実証による普及拡大に取り組むと共に、消費者及び市場における商品評価を得てテスト販売等を行い、県産熱帯果実のブランド化を推進している。具体的には優良熱帯果樹種苗の選抜と普及、栽培マニュアルの作成、優良熱帯果樹の生産拡大と販売PR、実証展示圃の設置等を実施した。商標登録した熱帯果樹優良品種の生産振興に向けた流通、販売調査を外部委託しており、平成26年度の事業費のうち、委託金額は3,532千円である。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
10,799	9,609	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

本事業は、「沖縄21世紀農林水産振興計画」及び「沖縄県果樹農業振興計画」に基づき、県産果樹ブランドの確立を目的に実施されている。「沖縄県果樹農業振興計画」では、果樹の種類ごとの平成32年度における目標栽培面積、目標生産量（表1）が設定されているが、それと関連付けた形での本事業としての成果指標が設定されていない。

(表 1) 沖縄県果樹農業振興計画における目標栽培面積及び目標生産量

対象果樹	平成 21 年度		平成 32 年度	
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	栽培面積 目標 (ha)	生産量 目標 (t)
シークワーサー	222	3,139	222	4,460
マンゴー	220	1,467	300	3,900
スターフルーツ	2	46	8	160
バナナ	24	151	51	510
レイシ	2	3	5	20

(3) 意見

本事業は平成 26 年度から 28 年度までの事業である。県は、「果樹農業振興計画」と関連付けた形での平成 28 年度までの目標栽培面積、目標生産量を設定し、モニタリングを行うことにより、本事業の成果を評価していくことが望ましい。

E-2 デリシャスパインアップル推進事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ア①
担当課	園芸振興課 果樹班

①目的

デリシャスパインアップル推進事業は、観光客の増加により、県の特産品としての生食用パインアップルの需要が高まっているところ、産地化を図るため増殖速度を加速化する必要があるという課題に対して、戦略品目である生食用パインアップルの普及拡大を目的として、種苗大量増殖及び増殖法の技術開発を行う事業である。

②内容

- 種苗増殖

農業生産法人に対し、種苗増殖及び産地への種苗配布を委託した。平成26年度の委託料は21,401千円である。

- 種苗増殖技術開発

農業研究センターにおいて、メリクロン技術を活用した増殖法の技術開発を実施した。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
29,800	28,297	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

本事業の活動指標として、種苗の増殖本数、種苗の産地協議会への配布本数、種苗大量増殖技術の確立状況を設定しているものの（表1）、パインアップルは、苗を植えてから収穫までに1.5年～2年程度を要することを主な理由として、成果目標となる生産量は設定していない。

（表1）「主な取組」検証票における活動指標

活動指標名	計画値	実績値
種苗の増殖	6.6万本	7万本
種苗の配布	6万本	7.45万本
メリクロン技術確立	—	ホルモン濃度の検証 順化技術の開発

(3) 意見

活動指標を設定することにより、本事業の予算申請の妥当性検討や活動状況の検

証は可能となっているが、本事業の目的である生食用パインアップルの普及拡大についてモニタリングする予定となっていない。

本事業は平成24年度から平成28年度までの5年間の事業であり、事業期間前半で生産者に配布した苗については、事業期間中に収穫期を迎えることとなる。また、事業期間後に追跡調査を行い、後継事業にその成果の検証結果を活かすことも可能である。

県は、産地協議会と連携し、産地協議会からの種苗配布先である生産者の生産状況に関する情報を得ることにより、本事業の成果を評価し、必要に応じて取組の改善を行っていくことが望ましい。

E-3 果樹産地総合整備事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ア①
担当課	園芸振興課 果樹班

①目的

果樹産地総合整備事業は、大消費地の消費者ニーズに対応した生産及び観光とリンクした果樹振興が求められ、生産条件、出荷体制の整備が急がれているという課題に対して、県の自然条件や立地条件を活かした果樹産地の形成を図ることを目的として、共同利用施設の整備、小規模土地基盤整備、産地育成推進体制の強化を実施する事業である。

②内容

・ ハード事業

共同利用施設（ビニールハウス、集出荷場、灌水施設等の整備）、小規模土地基盤整備を実施する。

・ ソフト事業

産地育成推進体制の強化（協議会の開催、技術の普及、展示圃の設置等）を実施する。市町村等に対し補助金を交付しており、平成 26 年度の補助金額は 886 千円である。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
13,755	5,070	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

補助金部分の予算額 8,986 千円（ソフト事業 1,599 千円、ハード事業 7,387）に対し、決算額は 886 千円であった。事業内容のうち、ハード事業に関する補助金については、「沖縄振興特別推進交付金事業」（県の事業名は「災害に強い栽培施設の整備事業」）での申請が行われたことにより、不用となったことから、決算額が予算額を大きく下回っている。

(3) 意見

平成 26 年度においては、前年度から本事業での実施を実施主体と調整していたが、本事業より有効な他事業で実施できることとなったため、キャンセルとなった。そのため急遽募集を行ったが、応募者（申請者）がなかったことにより、本事業の予算が有効に執行されず、不用処理が生じる結果となった。ハード事業については、

予算申請時に候補先をある程度想定していると考えられることから、他部署との事前の連携・情報共有により、補助事業の利用可能性を検討のうえ、予算申請を行うことが望ましい。

E-4 災害に強い栽培施設の整備事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ア①
担当課	園芸振興課 経営構造対策班

①目的

災害に強い栽培施設の整備事業は、県が台風等の自然災害により生産が不安定な状況にあるという課題に対して、定時・定量・定品質な農産物を供給する産地を形成し、農家の経営安定を図ることを目的として、災害に強い栽培施設の整備を実施する事業である。

②内容

強化型パイプハウス、気象灾害対応型平張り施設等の整備に関し、市町村、農業協同組合、広域事業主体、農業者の組織する団体等に対して補助金を交付している。

平成 26 年度の事業費のうち、補助金額は 1,071,024 千円である。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
1,263,100	1,076,796	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

「主な取組」検証票に記載されている平成 28 年度目標値は、21 世紀ビジョン実施計画上の複数事業を合わせた成果目標値となっており（表 1）、本事業としての成果目標値が設定されていない。

成果目標である園芸品目の生産量について、花きと果樹は平成 25 年度の現状値と平成 22 年度の基準値の差（改善幅）がマイナスとなっている（表 1）。これは東日本大震災の影響等による購買減が続いているためである旨が説明されている。

（表 1）「主な取組」検証票における成果指標

成果指標		A 基準値 平成 22 年度	B 現状値 平成 25 年度	目標値 平成 28 年度	B-A 改善幅
園芸品目 の生産量	野菜	54,000 t	58,000 t	76,500 t	4,000 t
	花き	331,000 千本	327,061 千本	443,000 千本	△3,939 千本
	果樹	15,800 t	12,925 t	28,600 t	△2,875 t

（3）意見

本事業としての目標値が設定されていない状況では、予算申請の妥当性や事業の進捗状況が検証できない。21世紀ビジョン実施計画の成果指標は、複数事業の総合的な中長期成果指標となっているため、毎年の事業の取組を検証するにあたっては、本事業としての成果目標を設定することが望ましい。また、需要が落ちている状況では、本事業によって栽培施設の整備を行っても生産量が伸ばせない可能性があるが、その点も考慮した目標値を設定することが望ましい。

本事業は平成24年度から平成29年度までの事業であり、「災害に強い栽培施設の整備事業実施要領」では、事業実施年度の翌年度から3年度目の成果目標を対象品目の生産量又は10a当たり生産量の向上とし、事業実施後3年間は事業の実施状況を報告させることとなっている。このように事業ごとに適用されている成果目標と関連付けて取組の検証を行うことが考えられる。

E-5 野菜振興対策事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ア①
担当課	園芸振興課 野菜花き班

①目的

野菜振興対策事業は、周年で安定した生産体制の確立が必要であるという課題に対して、生産拡大及び安定生産体制の確立を目的として、共同栽培施設、集出荷施設等のハード整備や、実証展示圃設置等の推進を行う事業である。

②内容

- ・ ハード事業

高品質で安定的な生産を行える野菜産地を育成するため、共同栽培施設や集出荷施設等の整備を行う（平成26年度は実施なし）。

- ・ ソフト事業

拠点産地の育成による沖縄ブランドを確立するため、産地協議会の設立等による産地体制の強化、実証展示圃の設置、栽培マニュアルの作成、消費動向の調査等を行う。市町村、農業協同組合等に対して補助金を交付しており、平成26年度の事業費のうち、補助金額は2,163千円である。

- ・ 産地システム化推進対策事業

野菜ワーキングチーム等により関係機関と連携し、野菜産地体制の支援、活性化を図る。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
12,544	10,337	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

①本事業としての目標値

「主な取組」検証票に記載されている平成28年度目標値（園芸品目の生産量）は21世紀ビジョン実施計画の複数事業を合わせた成果目標値となっており（表1）、本事業としての成果指標の目標値が設定されていない。

(表 1) 「主な取組」 檢証票における成果指標

成果指標	A 基準値 平成 22 年度	B 現状値 平成 25 年度	目標値 平成 28 年度	B-A 改善幅	
	園芸品目 の生産量	野菜	54,000 t	58,000 t	76,500 t

②予算申請時と活動状況評価時の計画値の相違

野菜産地総合整備対策事業（ソフト）について、「事業別説明書」上の平成 26 年度事業計画では 7 地区が計画されているが、「主な取組」検証票では、実証展示圃等の計画値は 5 地区となっている。

（3）意見

①本事業としての目標値

本事業としての目標値が設定されていない状況では、事業の進捗状況や取組内容の妥当性が検証できない。

県は、本事業の目的と関連付けた成果指標を設定することにより、事業の有効性の評価を実施することが望ましい。

②予算申請時と活動状況評価時の計画値の相違

予算申請時の計画値と活動状況評価時の計画値が異なっていることにより、統一的な評価が行えない。

県は、予算時の計画値と活動指標の計画値を統一することにより、予算申請の妥当性、事業の進捗状況を統一的に評価することが望ましい。なお、実証展示圃等の計画値は 5 地区であり、予算要求時の計画値を 5 地区に修正することである。

E-6 地域農業経営支援整備事業、経営構造対策推進事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ①
担当課	園芸振興課 経営構造対策班

①目的

地域農業経営支援整備事業は、本土農業との格差是正及び沖縄農業の持続的発展という課題に対して、意欲ある多様な経営体の育成、確保を目的として、農業経営の規模拡大や多角化、複合化等に取り組む際に必要となる生産施設、加工施設等の整備に対する支援を行う事業である。

経営構造対策推進事業は、地域農業経営支援整備事業で整備した生産、流通、加工施設の適正かつ円滑な利用、運営を促進し、事業実施後の着実な効果発現等に係わる支援体制の整備を図ることを目的として、専門家による経営管理及び改善計画等に対する支援を実施している。

②内容

・ 地域農業経営支援整備事業

高生産性農業用機械施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、產地形成促進施設の整備に関し、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等に対し補助金を交付している。平成 26 年度の事業費のうち、補助金額は 794,509 千円である。

・ 経営構造対策推進事業

事業進行管理指導活動、経営管理指導活動、経営構造コンダクター設置、経営構造対策推進協議会の開催等を実施している。本事業の活動主体である農業会議に補助金を交付しており、平成 26 年度の事業費のうち、補助金額は 8,719 千円である。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
地域農業経営支援整備事業 973,382 うち前年度繰越 849,556	814,676 うち前年度繰越 123,524	各省計上
経営構造対策推進事業 15,353	11,958	県単等

（2）監査実施により確認した事実

「主な取組」検証票に記載されている平成28年度目標値は21世紀ビジョン実施計画の複数事業を合わせた成果目標値（農業就業人口）となっており、本事業としての成果指標の目標値が設定されていない。

ただし、地域農業経営支援整備事業では、補助金交付先ごとに生産量等の成果目標を設定し、目標未達成の場合は、経営構造対策推進事業で未達成要因の調査、指導を行っている。

（3）意見

本事業全体としての成果指標が設定されていない状況では、成果の視点からの事業の進捗状況や取組内容の妥当性が検証できない。

県は、担い手の育成・確保という施策目的や、県の事情等に照らした本事業としての成果目標を設定し、活動指標の面のみならず、成果の面からも事業の評価を行うことが望ましい。

E-7 沖縄型植物工場実証事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-オ①
担当課	園芸振興課 野菜花き班

①目的

沖縄型植物工場実証事業は、夏場における葉野菜類等を安定的に供給するという課題に対して、植物工場のコスト低減を図ることを目的として、太陽光を活用した沖縄型植物工場プラントの構築実証業務及び植物工場調査等業務を推進する事業である。

②内容

- ・ プラントの実証に係る委託業務（委託費 10,701 千円）
　　国立大学法人琉球大学に業務を委託し、太陽光を活用したプラントにおいて、リーフレタス、サラダ菜、ホウレンソウの 3 品目でランニングコストの低減に向けた栽培の実証を行い、栽培マニュアルが作成された。
- ・ 植物工場調査等業務（委託費 5,600 千円）
　　沖縄型植物工場調査共同企業体へ委託した調査では、沖縄型植物工場における経営モデルの検証が行われた。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
17,366	16,486	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

沖縄振興特別推進交付金交付要綱第 7 条に基づき公表されている「平成 26 年度沖縄振興特別推進交付金事業（県分）検証シート【公表用】」では、「沖縄型植物工場ランニングコスト低減 30%」を平成 26 年度の成果目標とし、進捗状況説明欄で目標を達成したとしている。これに対し、国立大学法人琉球大学が作成した沖縄型植物工場プラントの実証報告書によると、植物工場の化石エネルギー使用量及びエネルギーコストの 30%以上の削減を達成目標として設定し、その実証が行われており、ランニングコストの低減 30%を、実際は達成できていない状況にある。

このような状況の下、事業実施は平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間で一旦終了している。

（3）意見

夏場における葉野菜類の安定供給という課題の解消のため、今後、沖縄型植物工場の導入を推進するのであれば、平成 26 年度末時点で判明している導入にあたつての課題解決に向け、更なる検討が必要となる。3 年間の調査結果を今後どのように活用するかについて、県としての方針を明確にすることが望まれる。

F 糖業農産課

F-1 おきなわ紅茶ブランド化支援事業

(1) 事業の概要

実施計画No	3-(7)-ア②
担当課	糖業農産課

①目的

おきなわ紅茶ブランド化支援事業は、県産紅茶の生產品質の安定化に対する課題についてブランド化を促進し紅茶やフレーバーティーの安定生産技術に関する研究を行うことを目的として、農業研究センターに事業費を支給する事業である。

②内容

- ・ 紅茶安定生産技術の開発
 - 紅茶樹の栽培技術、紅茶の製造技術
- ・ フレーバーティーの開発
 - 香気材料の検討、香気成分の確認、香気の利用法
- ・ 推進事業
 - 事業推進に係る総括、研究成果の普及

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
93,426	80,234	一括交付金

(2) 監査実施により確認した事実

①生産コストの根拠

既存設備で紅茶やフレーバーティーを生産できるよう研究開発しているため、生産コストはそれほど上昇しないという前提であるが、生産コストに関しては農業研究センターからのヒアリングにとどまっており、具体的な数値の裏付け資料を基にした検討結果が見受けられなかった。

②計画段階における他部署との連携

当該事業は研究開発までを対象とした事業であり販売支援については現在予定していない。流通・加工推進課等と連携して販売まで支援することは可能であるが、現時点では試験研究段階であるため具体的に流通・加工推進課等と連携して販売支援までの計画は立てていない。研究開発のみの事業ではあるものの事業期間5年間（平成25年度から平成29年度）で次年度の平成28年度は事業期間最終年度前の

4年目となる。

(3) 意見

①生産コストの根拠

紅茶やフレーバーティーの生産コストに関してはヒアリングのみではなく、具体的に何を根拠に生産コストが低下するか把握したうえで事業を計画する必要があると考える。

②計画段階における他部署との連携

当該事業では現時点での販売まで支援する予定ではなく、必要に応じて対応することとなっているが平成26年度沖縄振興特別推進交付金対象事業説明資料の事業の内容に記載している「県産紅茶の生産・品質の安定化を図り、ブランド化を促進するため」と記載している以上、計画の段階から販売についても戦略を立てる必要があると考える。連携する部署としては流通加工推進課、営農支援課、商工労働部、文化観光スポーツ部などが想定され、研究開発した商品に応じて（県内向け、県外向け、海外向け等）どの部署と連携すると販売戦略としてより効果的にできるか検討されたい。

F-2 含みつ糖振興対策事業費

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ④
担当課	糖業農産課

①目的

含みつ糖振興対策事業費は、含蜜糖地域のさとうきび農家及び製糖事業者の経営安定を図ることにより、これら離島地域での農業・社会経済の維持・発展を図ることを目的としている。

本事業は、製糖事業者及び町村に対する補助となっている。

②内容

- ・ 含蜜糖生産条件不利補正対策事業
　　含蜜糖の製造コストに関する不利性を緩和するための措置
- ・ 含蜜糖気象災害等影響緩和対策事業
　　気象災害等によるコスト増分に対する助成
- ・ 含蜜糖製造合理化対策事業
　　省エネルギーまたは自然環境保護対策に資する機器整備に対する助成
- ・ 含蜜糖安定供給対策事業
　　含蜜糖安定供給差別化等に向けた協同の組合に対する助成
- ・ 含蜜糖対策事務運営費
　　含蜜糖振興対策事業を円滑に執行するための助成
- ・ 含みつ糖製糖施設近代化事業
　　食の安全安心に対する近代的な製糖施設の整備に対する助成
- ・ 事業を円滑に執行するための県指導費

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
4,777,702	3,037,661	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

本事業は、含蜜糖製造事業者の経営の安定化を図るため製造コスト等の助成を行うものである。含蜜糖製造事業者は、本県離島地域の基幹作物であるさとうきび生産において、非常に重要な役割を担うものであり、今後もさとうきび産業が継続していくうえで、含蜜糖製造事業者に対する補助事業を継続する必要性は理解できる。また、本事業は平成24年のいわゆる一括交付金導入の際、これまで農林水産省所

管事業として実施されてきたが、沖縄の特殊性に基くする課題解決に向けた事業の位置付けで一括交付金事業として引き継がれたものである。

したがって、県としては、含蜜糖製造事業者の経営が適正かつ安定的に継続できるように、補助対象先として適切な関与が必要と考えられる。

ここで、本事業における含蜜糖生産条件不利補正対策事業及び含蜜糖気象災害等影響緩和対策事業として交付する金額の算定根拠となる標準製造コストについては、従前事業の国の考え方を踏襲して、県が設定している。

一方、含蜜糖製造合理化対策事業、含蜜糖安定供給対策事業、含蜜糖対策事務運営費及び含蜜糖製糖施設近代化事業については、県が主体的に助成金額を決定できるものである。また、経営安定を目的として必要な支援措置を行う本事業において、事業者の中には平成23年度は赤字であったが、以後連続して利益を計上し、役員退職慰労金を支給している事業者も存在する。

しかし、補助対象先である含蜜糖製造事業者の財務状況、経営上のリスク、将来経営計画（設備投資計画を含む）に基づいて、これら助成金の妥当性を検討すること、また、さとうきび産業従事者全体への還元努力の状況等について、十分な分析がなされ、かつ経営安定につながるフィードバック等を実施している状況を具体的に確認できなかった。

補助金の推移（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
含蜜糖生産条件不利補正対策交付金	1,098,048	763,873	865,014
含蜜糖気象災害等影響緩和対策事業	34,928	48,102	55,195
含蜜糖製造合理化対策事業	0	0	20,175
含蜜糖安定供給対策事業	13,269	14,701	15,860
含蜜糖対策事務運営費	4,613	4,611	4,531

（3）意見

補助対象先である含蜜糖製造事業者の財務状況、経営上のリスク、将来経営計画（設備投資計画を含む）に基づいて、これら助成金の妥当性を検討すること、また、さとうきび産業従事者全体への還元努力の状況等について、十分な分析がなされ、かつ経営安定につながるフィードバック等を実施することが望ましい。

F-3 分みつ糖振興対策支援事業費

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ④
担当課	糖業農産課

①目的

分みつ糖振興対策支援事業費事業は、気象災害等の影響緩和や製糖施設の老朽化などの課題に対して、分蜜糖製造事業者の経営安定を目的に気象災害等影響緩和対策及び製造合理化対策等の必要な支援措置を行う事業である。

②内容

- ・ 分蜜糖気象災害等影響緩和対策事業
 - 気象災害等によるコスト増加分の一部に対する助成
- ・ 分蜜糖製造合理化対策事業
 - 省エネルギーまたは自然環境保護対策に資する機器整備に対する助成
- ・ 分蜜糖離島条件格差是正補填対策事業
 - さとうきび原料の取扱量などから現状のコストが著しく高く、急激なコスト低減が困難な製糖事業者にコストの一部を助成
- ・ 分蜜糖対策事務運営費
 - 分蜜糖振興対策に取り組むための必要な経費を助成

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
1,753,150	1,752,492	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

本事業は、分蜜糖製造事業者の経営の安定化を図るため製造コスト等の助成を行うものである。分蜜糖製造事業者は、本県の基幹作物であるさとうきび生産において、非常に重要な役割を担うものであり、今後もさとうきび産業が継続していく上で、分蜜糖製造事業者に対する補助事業を継続する必要性は理解できる。また、本事業は平成24年のいわゆる一括交付金導入の際、これまで国庫負担100%事業であったものが、沖縄の特殊性に基づく課題解決に向けた事業の位置付けで一括交付金事業（国庫80%、県負担20%）として引き継がれたものである。

ここで、本事業における分蜜糖気象災害等影響緩和対策事業及び分蜜糖離島条件格差是正補填対策事業として交付する金額は、国が「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に基づき設定する標準的な製造コストを用いて算定している。

一方、分蜜糖製造合理化対策事業及び分蜜糖対策事務運営費については、県が主体的に助成金額を決定できるものである。また、経営安定を目的として必要な支援措置を行う本事業において、事業者の中には平成23年度は赤字であったが、以後連続して利益を計上し、役員退職慰労金を支給している事業者も存在する。

しかし、このような事業者を含む補助対象先である分蜜糖製造事業者の財務状況、経営上のリスク、将来経営計画（設備投資計画を含む）に基づいて、これら助成金の妥当性を検討すること、また、さとうきび産業従事者全体への還元努力の状況等について、十分な分析がなされ、かつ経営安定につながるフィードバック等を実施している状況を具体的に確認できなかった。

補助金の推移（単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
分蜜糖気象災害等影響緩和対策事業	164,032	236,477	247,957
分蜜糖製造合理化対策事業	265,323	733,842	706,936
分蜜糖離島条件価格差補填対策事業	390,637	362,963	294,355

（3）意見

補助対象先である分蜜糖製造事業者の財務状況、経営上のリスク、将来経営計画（設備投資計画を含む）に基づいて、これら助成金の妥当性を検討すること、また、さとうきび産業従事者全体への還元努力の状況等について、十分な分析がなされ、かつ経営安定につながるフィードバック等を実施することが望ましい。

F-4 沖縄型農業共済制度推進事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ③
担当課	糖業農産課

①目的

沖縄型農業共済制度推進事業は、共済掛金が高く農業共済への加入率が低迷している課題に対して農業共済組合の加入促進を支援し共済加入率等の改善を目的として、沖縄県農業共済組合に補助金を支給し共済加入を促進する事業である。

②内容

- 農業リスクマネジメント支援事業
組合員が共済目的に使用する営農資材等の購入経費の一部支援
- 農業共済加入促進支援事業普及啓発事業
事業実体主体が行う、対象共済事業の説明や損害防止技術の周知のための説明会開催や広報活動を支援

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
180,992	110,845	一括交付金

(2) 監査実施により確認した事実

予算額の 50%は園芸施設共済加入者に対する営農支援金予算が占めており、共済加入した農家への営農資材等補助で園芸施設共済加入と連動する。平成 26 年度については、平成 27 年 2 月に同共済の補償を手厚くする制度改正が全国的にあり、これに伴い農家負担掛金が上がった。2 月、3 月は共済加入が集中する時期で年間加入数の半分がこの時期に加入するが、農家負担の共済掛金が上がったこと及び制度説明に必要な時間が不十分であったことにより加入が減少した。これに伴い園芸施設共済の営農支援金が執行残となった。

成果指標の加入率について畑作物共済は目標平成 28 年度 70.0%に対して平成 26 年度実績は 50.7%、園芸施設共済は目標平成 28 年度 45.0%に対して平成 26 年度実績は 19.8%と乖離しているが達成可能か不透明である。ただし、平成 28 年度中に中間評価を実施し、その結果を受け修正等を行い事業計画の見直しを行う予定であることを担当者へのヒアリングで確認した。

・畑作物共済加入率推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標（平成 28 年度）	70.0%		
実績	42.8%	49.2%	50.7%

・園芸施設共済加入率推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標（平成 28 年度）	45.0%		
実績	19.1%	23.4%	19.8%

（3）意見

現状の計画では全国水準の共済加入率するために目標値設定をしているが、実績との乖離があり達成可能か不透明であるため、実績を踏まえた年度ごとの目標値を定めて事業を進められたい。

G 畜産課

G-1 自給飼料生産振興対策事業費

(1) 事業の概要

実施計画No	3-(7)-ア-①
担当課	畜産課

①目的

畜産については、他府県のブランド肉に対抗するため独自に県優良種雄牛の造成、高能力の系統造成豚や優良種豚の導入を行い、亜熱帯性気候の特色を生かしたおきなわブランドを確立することが必要である。自給飼料生産振興対策事業費（以下、「本事業」という。）は、肉用牛拠点産地へ重点的な支援を行うことで、県内肉用牛の課題である質の面でのレベルアップを促進し、肉用牛生産地域としての沖縄県の地位向上を図り、おきなわブランドを確立することを目的として行われる事業である。平成26年度の補助金額は予算5,757千円、決算3,036千円である。

②内容

本事業では、県内各地域において地域自給飼料戦略会議を実施、施肥管理、適期収穫の指導、寒地型牧草や長大飼料作物の栽培指導など飼料自給率の向上に向けた取り組みを行っている。

その中で、自給飼料の分析としてサトウキビの先端部分にかかる農薬残留性の分析調査を行うことが予定されていた。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
5,757	3,036	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

予算額5,757千円と決算額3,036千円の間に大きな乖離があるが、この理由は、本来行う予定だったサトウキビの先端部分にかかる農薬残留性の分析調査が予定期数は12サンプルであったが、実績値は4サンプルしかできなかつたことにある。

分析対象となる先端部分は、製糖用サトウキビのものであるため、製糖期である1月～3月頃までに採取しなければ十分な分析をすることができない。

しかし本事業においては、分析のための費用を見積もる際の単価収集に時間を要したため、現場への先端部分採取の指示が12月前半に遅れ、その結果として刈り取りまでに間に合わずサンプル数が不足するという事態が生じた。

(3) 意見

事務処理のミスにより手続きが遅滞し、実施すべき農薬残留性の分析調査について、予定した数量が実施されていなかった。

本事業では、サトウキビの先端部分が必要になること、その先端部分の採取を製糖期までに行わなければならないことは、事業当初から想定できたといえる。

そうすると、本事業で農薬分析が遅れた原因は、分析単価収集の効率性が不足していたこと及び先端部分を実際に採取する現場部門との情報共有の不足にあると推察される。

したがって、事業当初から想定できるリスク事象については、スケジュール策定の段階から留意点として意識し、隨時進捗状況を確認することが望ましい。

また、事業者から費用見積もりを取る際には、上記スケジュールを考慮しながら余裕をもって行うことが望ましい。

G-2 肉用牛群改良基地育成事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ア-①
担当課	畜産課

①目的

畜産については、他府県のブランド肉に対抗すべくおきなわブランドを確立するとともに、食肉を市場に安定的に供給するための体制を確立するという課題がある。肉用牛群改良基地育成事業（以下、「本事業」という。）は、種雄牛の計画交配、牛改良に係る普及推進会議等を実施することで、優良種雄牛造成のスピードアップと正確度の向上並びに優秀な繁殖雄牛の確保を目的として行われる事業である。平成26年度の補助金額は予算69,211千円、決算62,023千円である。

②内容

本事業は、石垣市に所在する改良施設の維持管理及び現場後代検定の実施、牛改良に係る普及推進会議等の実施により構成される。

そのうち、改良施設の維持管理は石垣市に随意契約の方法によって委託しており（委託料は3,045千円）、その委託に係る事業内容は、調整交配、現場後代検定の実証展示、牧野管理技術実証展示、ブランド推進肥育実証展示、家畜埋却予定地の管理及び進入道路の管理となっている。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
69,211	62,023	県

(2) 監査実施により確認した事実

①委託業務に関する事項

本事業について、県が石垣市に委託した事業内容は、調整交配（人工授精）、実証展示の実施並びに施設及びその周辺の維持管理（草刈り取り）であるところ、県は、これを競争入札ではなく随意契約の方法により、かつ、約3,000千円という価格で委託している。

県と石垣市との間で平成26年4月1日に締結された肉用牛群改良基地育成事業管理委託契約書別添の平成26年度改良施設管理委託実施計画書及び平成27年3月31日付の平成26年度肉用牛群改良基地育成事業の改良施設管理実績報告書に基づく石垣市の実施計画数及び実績数は（表1）のとおりである。

(表 1) 改良施設管理に係る石垣市の計画数と実績数

内容	計画	実績
調整交配（人工授精）	30 頭	17 頭
現場後代検定実証展示	20 頭	0 頭
牧野管理技術実証展示	60 頭	58 頭
ブランド推進肥育実証展示	50 頭	123 頭
家畜埋却予定地の管理（草刈り取り）	3 回	3 回
進入道路の管理（草刈り取り）	3 回	3 回

加えて、石垣市の実績の数値は表 1 からも明らかなどおり、調整交配、現場後代検定実証展示の点で計画に達していない。計画未達の理由として、調整交配（人工授精）については、台風等の天災、牛の健康状態、牛の発情期の見逃し等が挙げられる。

また、現場後代検定実証展示は、契約締結時に予定していた頭数が平成 26 年度に県によって選抜されなかつたため、ブランド推進実証展示へ移行した。

すなわち、採草地の管理や肉用牛肥育は経験をふまえた管理技術が必要とはいえ、本事業の事業内容は地方自治体でなくとも受託が可能な事業であり、かつ、石垣市は計画どおりの実績を達成していない。

また、現場後代検定実証展示の数値は県の選抜の有無により影響されるものであって、石垣市がその努力等によって数値を向上させられる関係はない。

②石垣市を選定した理由

なお、本事業の対象となる改良施設（以下、「本施設」という。）の果たす役割として、石垣市において口蹄疫等が発生した場合に備えて、家畜伝染病予防法に基づく防疫措置に必要な緊急埋没等の対応拠点として活用されることが想定されている。県は本施設の防疫上の役割にかんがみ、必要な際に県が本施設の使用をすることができるよう、委託先として石垣市を選定している。

（3）指摘及び意見

①委託業務の内容の改善（指摘）

そうすると、本事業の内容の程度及び本事業が他の事業者にも可能であること並びに石垣市の実績が計画を下回っていることをふまえると、平成 26 年度の委託費は高額であると評価できる。したがって、県は、平成 27 年度以降の本事業における委託費を、業務内容及び石垣市の実績に照らし、適切な額まで切り下げる必要があると考える。

また、受託者に事業計画を提出させるにあたり、県の行為に左右される事項（平成 26 年度の本事業でいえば、現場後代検定実証展示の数値）は実施計画書に記載

させることが適切でないため、このような事項は削除すべきである。

②本施設の活用（意見）

現状、県は、肉用牛群の改良事業以外に、石垣市において口蹄疫等が発生した場合に地域の影響を最小限にとどめるため初動防疫に必要な対応拠点として本施設を位置づけており、その目的を達するため本事業を通じて、委託料等を支払うことで、本施設の維持を図っている。

このような方法だけではなく、他にも本施設の維持・活用について方法があると考えられる。想定される複数の方法のメリットとデメリットをそれぞれ整理した上で、本施設及びその敷地の有効活用について、経済合理性及び地域の肉用牛振興の観点に照らし最適な方法を検討することが望ましい。

G-3 養豚生産性向上緊急対策事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ア-①
担当課	畜産課

①目的

農業の基盤整備について、県は、全国平均と比較して整備格差が生じているとともに、これに起因する担い手農家の不安定経営への対応が課題となっている。養豚生産性向上緊急対策事業（以下、「本事業」という。）は、生産性向上に繋がる取組計画を実施し、これを達成した養豚経営者に対して購入飼料費の一定額を補助することで、飼料高騰による養豚経営への影響を緩和し、自立した足腰の強い生産者を育成することを目的として行われる事業である。平成 26 年度の補助金額は予算 213,140 千円、決算 137,796 千円である。

②内容

本事業は、事業年度の開始前までに取組計画を作成させ（平成 26 年度は当該取組の目標値を契約書という形で表明させる）、4 半期ごとに計画達成の有無を調査（実績報告書の提出及びこれを裏付ける根拠資料を添付させる）し、達成された場合には達成した4半期ごとに当該生産者が当該4半期に購入した飼料費の一定額を県が補助するというものである。

各生産者の取組計画や契約書は、一時的にはこれらを取りまとめる事業実施主体（JA 等）が生産者と作成するが、県がこれらの提出を受け、補助金交付の要件を充足しているかどうかを確認することとなっている。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
213,140	137,796	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

①日付の空欄

取りまとめを行う事業実施主体から県に対し送付された一件書類には、生産者と事業実施主体が締結した取組計画の数値を記載した契約書の写しが添付されていた。

県は、これらの添付資料を確認した上で要件を満たしていると判断した場合に、補助金の交付を行うものとなっている（養豚生産性向上緊急対策事業実施要領第 4 条第 1 項、同第 5 条第 2 項、同第 6 条。養豚生産性向上緊急対策事業における配合飼料の契約数量兼事業契約書第 4 条）。

しかし、県が提出を受けた契約書の中には、作成日付を欠いている契約書があり、これについて県は彼らの訂正を命じることなく補助金を交付している例があった。

②契約書差し替えへの対応

また、監査人が平成 27 年 11 月 26 日時点において調査したところ、県が提出を受けた契約書の中に、契約書に記載された「取組計画における計画数量」が実績報告書の実績購入数量を下回っている（表 1 の「第 2 契約書」欄参照）ことが明らかになっている生産者があり（以下、当該生産者を「A 氏」という。）、県は A 氏に対して補助金を交付していることが確認された。

（表 1）契約書の記載数量
(単位:トン)

		1/四半期	2/四半期	3/四半期	4/四半期	合計
取組計画 における 計画数量	第 2 契約書	5	5	5	5	20
	第 1 契約書	5	3	5	4	17
	第 3 契約書	5	3	5	4	17
実績購入 数量		5.74	4	4.5	3	17.24

これは、A 氏が事業開始年度前に作成した契約書（以下、「第 1 契約書」という。）を、提出後に差し替えたために作成された契約書であった（以下、この差し替えにかかる契約書を「第 2 契約書」という。これは平成 27 年 11 月 26 日時点で監査人が確認した契約書である。）。なお、この差し替えの経緯として、はじめは第 1 契約書の取組数量の数字（表 1 の「第 1 契約書」欄参照。）を二重線で消し、その上から新たな数字を記載したものが提出されたが、県により差し替えの指示がなされ、これに応じる形で第 2 契約書が提出されたものである。

この点、事業開始年度前に作成する取組計画に記載されている取組数量は第 1 契約書の記載（二重線により消除される前の数値）と合致しているところ、いかなる理由があったのか不明であるが、これと齟齬をきたす数値が記載された第 2 契約書が A 氏によって作成された。

平成 27 年 11 月 26 日、県の担当者から、第 2 契約書は転記に誤りがあるとの説明が監査人に対してなされ、その後、取組計画に記載されている取組数量と一致する契約書（以下、「第 3 契約書」という。第 3 契約書に記載された数値は表 1 参照。）が作成され、その写しが速やかに監査人に提出された。

しかし、第 3 契約書の筆致及び署名並びに捺印の濃淡及び角度が第 1 契約書のそれと全く同じであることから、県に再度確認を求めたところ、A 氏及びその取りまとめを行った事業実施主体が、第 1 契約書の二重線部分（これは、鉛筆にて書き込まれていたことが後に判明した。）を消しゴムで消し、第 3 契約書として県にその

写しを提出していたことがわかった。したがって、第1契約書と第3契約書は同一のものであった。

なお、第3契約書の作成についてA氏は承諾している。

(3) 指摘

①形式不備のチェック体制の強化

そもそも契約書は、当事者の意思を表示させることで、作成時に当事者がどのような意思を有していたかを遡って確認するための書面である。また、本事業においては、契約書に記載された数量と実績数量を対比し、後者が前者を上回っていることが補助金交付の要件となっている。

したがって、県は、本事業のように補助金事業における根拠資料として機能する契約書の管理にあたっては、提出を受けた際に、担当者レベルで、形式不備（たとえば日付が空欄となっている等）が無いかをチェックシート（当然であるが、各事業に応じたチェックシートを作成することが求められる。）を用いて確認することが求められる。

②契約書管理の徹底

また、契約書が差し替えられた場合には、作成者の意思が外形上は複数存在することになり、いずれの契約書に表示された意思が真の意思であるか判別困難となるから、差し替え前の契約書は適切に廃棄されるべきである。差し替えによる修正の回数が複数回にわたればわたるほど、判別困難の程度は高まる事になる。

なお、二重線等による修正も、訂正印が適式に捺印されるなどがなければ、当該修正が当事者の意思に基づくものなのか書面上は判断できない。

したがって、県は、補助金交付の要件として機能する契約書につき、契約書の修正・差し替えが発生していることを確認した場合は、修正であれば当該修正が修正印等により作成者の修正意思が明確になっているかを、差し替えであれば旧契約書が破棄されていること及び新契約書の原本確認を行わなければならない。

G-4 系統造成豚等利活用推進事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ア②
担当課	畜産課

①目的

畜産については、他府県のブランド肉に対抗すべくおきなわブランドを確立するとともに、食肉を市場に安定的に供給するための体制を確立するという課題がある。系統造成豚利活用推進事業（以下、「本事業」という。）は、県が、市町村の行う優良種豚の貸付事業に伴う種豚導入に対して補助をすることで、能力の高い系統造成豚等を速やかに普及させて一般農家の種豚改良を加速させ、養豚農家の生産性向上を図ることを目的として行われる事業である。平成 26 年度の補助金額は予算 12,470 千円、決算 11,857 千円である。

②内容

本事業は、県内の各市町村が農家へ種豚を貸し付けるために行う種豚の購入に対して補助金を交付するというものである。

本事業を円滑に実施するにあたり、平成 25 年度から豚舎を新築する必要性が生じており、本事業の中で豚舎新築工事も行っている。なお、新築豚舎は県家畜改良センター内に設置されることとなっている。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
12,470	11,857	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

①設計における遅延

豚舎新築工事は、当初、平成 25 年 6 月から平成 26 年 11 月までを計画期間とし、事業完了予定日は平成 26 年 11 月 30 日とされていたが、工事に遅延が生じ、計画期間を平成 27 年 3 月まで、事業完了予定日は平成 27 年 3 月 31 日と延長された。なお、上記工事は平成 27 年 3 月 23 日に完成し、同月 27 日、完了検査に合格している。

本事業における豚舎新築工事は、まず設計を行い、設計が完了したのちに工事を行うという順序で実施される。

本事業では、予算を計画するにあたり、家畜改良センター敷地内のどの地点に新築の豚舎を設置するかについて、家畜改良センターの職員も交えて担当者レベルで会議を行い、平面図（地図）を中心に、系統豚舎との一体的な施設利用の観点から

近接用地に設置場所を決定した。

その後、設計に先立ち、当該設置場所の現地調査を行ったところ、当該設置場所は高低差が激しく予算内での施設道路の敷設が困難であり、そのため既設道路を利用して迂回した場合に糞尿処理施設を経由することによる防疫上のリスクがあることが判明した。これにより、設置場所の再検討を余儀なくされ、また、変更による用地形状に合わせた設計仕様の修正も必要となったため、工事全体に遅れが生じた（この時点で、適正工期の確保及び年度内の完了が困難となつた。）。

なお、当初の設置場所決定にかかる会議の議事録は、日程及び場所が決定されたことのみが記載されており、経緯、当該場所に決定した理由等は一切記載されていない。

②工事入札の不調による遅延

平成 26 年 8 月 22 日、実施設計が終了し、続いて豚舎工事を発注するにあたり、畜産課は、県の施設建築課から指名競争入札業者（15 者）の推薦を受けた。これに基づいて工事を発注したが、上記の全者が辞退し、入札中止となった。

その後、施設建築課と協議を行い、新たに入札業者を選定し（15 者）、再度指名競争入札を行ったものの、当該入札においても 11 者が辞退したため残り 4 者で入札が行われ、その入札も 3 回の入札を経てなお不落となつた。

最終的に、不落の入札で最低価格を提示した会社と随意契約を締結し、工事が発注された。

なお、上記入札の一連の経緯に関する議事録は、日程及び入札の実施のみが記載されており、経緯、遅延した理由、施設建築課の関与等は一切記載されていない。

（3）意見

本事業の新築豚舎工事の実施設計の遅延は、当初の場所設定が地形上誤っていたことに起因する。しかし、当初設定した場所は設置場所である家畜改良センターから提案されており、上記の誤りは指摘できたものと考えられる。また、通常、平面図だけで施設設置の場所を決定するのは想定できず、現地に赴いて高低差やその時点での周辺状況との整合性も考慮することが一般的である。したがって、上記のような新築豚舎設置場所の決定は、検討すべき事項を十分に検討できていないと評価せざるを得ない。

また、実際に設計が遅延しているところ、その遅延の原因を究明し、今後同様な事態が生じないように防止策を取らなければならないにもかかわらず、そのような検討ができる程度の議事録が作成されていない。

このことは、工事の入札においても同様である。

したがって、今後は、施設を設置するような事務を行う場合には、地図のような平面図を中心に参考するだけではなく、同時に現地の視察を行うことが望まれる。

加えて、事業を行うにあたり何らかの意思決定（行政処分も含むが、これに限らない。）がされる場合には、その意思決定の過程及び理由を書面にて詳細に記録しておくことが強く望まれる。

G-5 種豚改良推進事業費

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ア②
担当課	畜産課

①目的

畜産については、他府県のブランド肉に対抗すべくおきなわブランドを確立するとともに、食肉を市場に安定的に供給するための体制を確立するという課題がある。種豚改良推進事業（以下、「本事業」という。）は、種豚を確保し、斉一性があり経済効果の高い種豚を県内養豚農家へ供給することで、養豚経営の安定を図ることを目的として行われる事業である。平成 26 年度の補助金額は予算 28,722 千円、決算 18,956 千円である。

②内容

種豚の改良・増殖を行うとともに、産肉能力検定を受けた優良種豚を農家へ譲渡するものである。これによって、種豚の高齢化、血縁の近交化を抑制することができる。

平成 25 年度は種豚更新のため、県外から種豚を導入することが決定され、平成 26 年度はその導入がなされた。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
28,722	18,956	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

本事業では活動指標として種豚供給頭数が設定されており、平成 26 年度の計画値は 138 頭とされたものの、実績値は 121 頭にとどまり、目標が達成できていない。

この理由としては、平成 25 年度に行われた種豚更新に伴い、種豚（大ヨークシャー種、デュロック種）を県外から導入することとなったが、この手続きが遅延したこと求められる。

種豚を県外から導入するにあたり、まず種豚の導入元の選定が行われる。導入元の選定においては、協議会（県の畜産関係部署、家畜改良センター、家畜保健衛生所等で構成されている。）を開催し決定することになっている。

本件では、当初、栃木県の種豚場を候補として決定していたものの、その後、同種豚場が導入元条件に適合していない（疾病等が確認されたエリアに当該種豚場が属していた）ことが発覚した。そのため急遽、導入元の種豚場を変更することとな

り、結局、別の県の2か所から種豚を導入することとなった。

加えて、実際に導入する段になって、県での検疫の都合上、民間事業者の行う種豚の導入と競合したために県の検疫の通過が遅れたことも、上記手続きの遅延の要因となった。導入元の決定が想定スケジュールで進んでいれば、県の検疫における民間の種豚導入との競合は起こらなかつた可能性が高い。

なお、上記の種豚導入に関する協議会の決定に関し、これを詳細に記載した議事録等は残っておらず、本事業の議事録には、単に議事の日程・導入を決定した旨のみが記載されていた。

(3) 意見

本事業の遅延の原因は、県の導入元条件への適合性を事前に確認しなかつた点に求められる。この点、導入元を決定する機関である協議会は、疾病等に通じている家畜保健衛生所や家畜改良センターも構成員となっていることからすれば、当初決定された導入元が導入元条件に適合していないことを容易に判断できたといえる。

また、会議の議事録は、このような遅延が生じた際に、何が原因であったか、原因を事前に除去するためにはどうすればよいかを検討する上で有用であるところ、本事業の協議会の議事録はほとんど記載がなく、上記の検討において何ら有用でない。

したがって、協議会においては、導入元条件という初步的な要件の有無に関する慎重な議論及び検証可能な程度に詳細な議事録の作成が強く望まれる。

G-6 県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ-①
担当課	畜産課

①目的

県産農林水産物の販売については、県外・海外への販路拡大のため、機能性や先端技術を生かした新商品開発とともに、プロモーション強化やマッチングなどの取組が必要である。特に国内外の消費者・市場に信頼される商品として販売・ブランド化を展開していくには、独自の市場分析力を強化し、マーケティング戦略に基づく取組が課題となる。県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業（以下、「本事業」という。）は、県産豚肉流通保管施設の設置やトレーサビリティシステム（流通経路情報把握システム）の構築によるアグー豚の個体管理を実施することで、国内外において県産食肉の流通対策を強化するとともに、ブランド力の向上を目的として行われる事業である。平成26年度の補助金額は予算146,538千円、決算146,129千円である。

②内容

- 香港現地流通保管施設運用及び現地発信型の効果的な販売展開手法の実証・検証
本事業では、香港に所在する流通保管施設を委託により県産食肉輸出促進協議会に維持管理させ、これを拠点として輸出を促進している。また香港における百貨店等の連携し、県産食肉の販売等を実施し、積極的な県産食肉の認知拡大を行っている。
- アグーブランド豚肉トレーサビリティシステムの運用
本事業では、トレーサビリティシステムの運用をコンソーシアムに委託し、これを運用するとともに、と畜場及び加工施設での生産段階及び流通段階での情報を収集し、情報を消費者へ開示することによって県産食肉ブランドのブランド力向上を図る。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
146,538	146,129	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

- 香港現地流通保管施設運用及び現地発信型の効果的な販売展開手法の実証・検証について

ア 他のアジア諸国への展開

受託業者作成の事業計画書には、輸出相手国の拡大が記載されているところ、実績報告書によると販売展開は全て香港を拠点としている（なお、それ以外のアジア諸国への市場調査等は行っている。）。

他国での販売展開を妨げる要因として、と畜場等の認定が各国で異なっているという現状が挙げられる。県内のと畜場では、豚肉については香港からの認可は受けているものの、香港以外のアジア諸国からの認可は受けていない。

これに対して県は、今後、各国の状況を見ながら香港以外へのアジア諸国への展開を検討する方針である。

イ 県産農林水産物との相乗効果

同じく受託業者作成の事業計画書には、県産農林水産物を照会し、相乗効果による県産食肉の販売拡大を図ると記載されている。このような計画は受託業者から提案されたものである。

県産農林水産物とのフェアの実施実績はあったが、実績報告書では上記に対して何らの記載もなかった。

畜産課として、農産物を取り扱う機関と協力しながら県産食肉の輸出をしていく方針である。

②アグーブランド豚肉トレーサビリティシステムの運用

随意契約により委託されているが、随意契約の方法によることの理由の中で、家畜改良協会が運用管理しているシステムとの連携が「不可欠」という記載があった。

（3）意見

①実績報告書の記載内容

他のアジア諸国への展開可能性や県産農林水産物の販売との相乗効果に関して、事業計画書には記載があるものの、実績報告書に記載が無い。

監査人がその旨の指摘を行うと、これらについて検討が行われたことを裏付ける資料が提出されており、事業計画どおりの検討が行われていることがわかった。

県は、業務受託者が事業計画書に記載した事項について、実績報告書に適切に記載しているかどうかを確認した上で、実績報告書において記載がほぼ無い場合には、これらの事項の検討結果を記載するように求めることが望ましい。

②随意契約の理由の記載内容

家畜改良協会以外が本事業で運用されているシステムと同様のシステムを整備し、運用することは全く不可能とまでは言い切れない。したがって、随意契約が適法であることを求めるあまり過度な記載となっていないかにつき、留意することが

求められる。

G-7 家畜伝染病監視・防疫情報ネットワーク構築事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ウ-③
担当課	畜産課

①目的

県産食肉等の信頼を確保する観点から、新たな衛生基準や国際化に対応し得る食肉加工施設の整備や、特定家畜伝染病の国内への侵入防止対策が課題となっている。家畜伝染病監視・防疫情報ネットワーク構築事業（以下、「本事業」という。）は、農家毎に疾病歴や飼養形態等の情報を集約し、これらを地図情報と組み合わせた防疫マップを県統合型 GIS を基盤に再整備することで、的確な衛生指導及び迅速な防疫対応ができる体制を整えることを目的として行われる事業である。平成 26 年度の事業費は予算 26,147 千円、決算見込額 18,726 千円（最終決算額 18,820 千円）である。

②内容

本事業では、外部の GIS 業者に委託を行い、家畜防疫マップ（県統合 GIS）を開発し、当該マップに県の農家に関する情報を掲載する。

その上で、上記マップの活用方法について県各地の家畜保健衛生所の担当者と研修を行い、周知を図る。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
26,147	決算見込額 最終決算額	18,726 18,820
		県単等

(2) 監査実施により確認した事実

本事業により開発された家畜防疫マップは、現時点で県の 100%をカバーしており、今後は、新規農家や廃業農家等のデータの逐次反映などの微調整が行われることが想定されている。

本事業における「成果指標」は、本事業が沖縄 21 世紀ビジョン実施計画策定後に追加された事業であるために定められておらず、活動指標として家畜防疫マップの研修会に関する事項があるにとどまる。

(3) 意見

成果指標は、予算が有効に使われたかどうかを事後的に検証するためのものであり、これが無いと当該事業が経済性・有効性・効率性の観点に照らして妥当であつ

たかどうか検証することができない。

本事業では成果指標が設定されておらず、活動指標も、目的達成との関係で有機的に関連しているか不透明である。したがって、本事業の目的達成を測る上で有効な成果指標・活動指標を設定すること（本事業は予防の側面が強いため、定性的な指標でも構わない）が望ましい。

G-8 畜産担い手育成総合整備事業（交付金事業）

（1）事業の概要

実施計画№	3-(7)-カ-①
担当課	畜産課

①目的

農業の基盤整備について、県は、全国平均と比較して整備格差が生じているとともに、これに起因する担い手農家の不安定経営への対応が課題となっている。畜産担い手育成総合整備事業（交付金事業）（以下、「本事業」という。）は、草地造成、草地整備及び施設用地造成改良等を行うことで、新たな畜産主産地を形成し、地域ぐるみで飼料生産基盤に立脚した担い手の育成を図ることを目的として行われる事業である。平成26年度の補助金額は予算467,610千円、決算277,895千円である。

②内容

本事業は、宮古、八重山及び久米島において、草地造成、造成改良、牛舎及び堆肥舎等の整備を行うものである。これらは、公益財団法人沖縄県農業振興公社（以下、「公社」という。）が事業主体となる。

③予算・決算額（※）（千円）

予算額	決算額	財源
467,610	277,895	内閣府計上
(うち繰越 214,760)	(うち繰越 193,111)	

※畜産担い手育成総合整備事業（補助金事業）との合計額

（2）監査実施により確認した事実

本事業において、県は平成27年2月27日付で国に対し、全額の概算払いを請求しているところ、当該概算払いに関する県の実務的な理由は、「事業指定法人の契約期限が3月13日であり、その後、検査を実施し、3月27日頃実績報告書及び請求書を提出となり、それを受け県からの支払い（2週間以上必要）となるため、4月10日の実績報告は困難となる見込み。」というものであった（県が内部資料として作成した「全額概算払請求に至った経緯および全額執行されなかつた場合の対処方法」記載）。

これはすなわち、県から国に対する実績報告書の提出の便宜のため、あえて全額概算払いを国に請求しているものと解される。

(3) 意見

国が補助金、負担金等を概算払いすることは法律上許されている。

もっとも、概算払いができるのは、「経費の性質上前金又は概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるもの」となっており（会計法第22条）、これを受け予算決算及び会計令第58条第4号において「補助金、負担金及び交付金」が概算払可能とされている。

上記の法令の趣旨からすると、交付金の概算払いができるかどうかは、交付金「の性質上・・・概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼす」かどうかに依拠するものであることが求められていると解される（注：下線部は包括外部監査人）。

しかし、本事業では、県は事業費の立替が困難という理由ではなく、交付金の処理上求められる実績報告書の提出期限を延長するという理由で概算払いを請求しており、上記法令の趣旨に沿うものと評価できるかは疑問である。

したがって、次年度以降は、事業指定法人と契約を締結する際、国に対する実績報告書の提出が翌年度の4月10日に間に合うように、契約期間や実績報告書の提出の時期を定めることが望ましい。

G-9 畜産担い手育成総合整備事業（補助金事業）

（1）事業の概要

実施計画№	3-(7)-カ-①
担当課	畜産課

①目的

農業の基盤整備について、県は、全国平均と比較して整備格差が生じているとともに、これに起因する担い手農家の不安定経営への対応が課題となっている。畜産担い手育成総合整備事業（交付金事業）（以下、「本事業」という。）は、草地造成、草地整備及び施設用地造成改良等を行うことで、新たな畜産主産地を形成し、地域ぐるみで飼料生産基盤に立脚した担い手の育成を図ることを目的として行われる事業である。平成26年度の補助金額は予算467,610千円、決算277,895千円である。

②内容

本事業は、宮古、八重山及び久米島において、草地造成、造成改良、牛舎及び堆肥舎等の整備を行うものである。これらは、公益財団法人沖縄県農業振興公社（以下、「公社」という。）が事業主体となる。

③予算・決算額（※）（千円）

予算額	決算額	財源
467,610	277,895	内閣府計上
(うち繰越 214,760)	(うち繰越 193,111)	

※畜産担い手育成総合整備事業（交付金事業）との合計額

（2）監査実施により確認した事実

やいま地区（石垣市字平久保、字伊原間）における草地造成工事を実施するにあたり、隣接の土地の通行を必要とすることから、隣接地主との調整を行う必要があった。これは当初計画では平成26年4月から平成26年6月と見込んでいたが、実際には隣接地主との調整が難航し、平成27年3月まで調整が長引いた。隣接地主は、工事において発生する粉じんや騒音の対策が不十分であることを主張した。

これにより工事の終了が平成26年度から平成27年度にずれ込み、予算繰り越しが発生した。なお、県は本事業について、毎月工事状況の報告をさせており、隔月で現地へ臨場している。

（3）意見

工事を実施する事前調査の段階で、工事対象土地が民有地と隣接しており、工事

の実施には民有地の通行が必要になることを理解している以上、県は、隣接地主との調整が難航するかどうかについて細心の注意を払う必要がある。

しかし、当初計画では調整に3か月間とみており、楽観的なきらいがある。また、難航が発覚したあとに効果的な対策を行った形跡がない。

したがって、隣接地主調整に関する調整過程に不足があったといえる。本事業のように、事業実施前において隣接地主との調整が必要になる場合には、事前に、当該地主が通行許可を出すかどうかを調査しておくことが望ましい。

また、報告は口頭ベースで毎月、現場確認は隔月で行っているのであるから、その際に問題状況の共有、効果的な対策措置を遅滞なく講ずることが望ましい。

H 村づくり計画課

H-1 中山間地域等直接支払事業

(1) 事業の概要

実施計画No	3-(7)-エ②
担当課	村づくり計画課

① 目的

中山間地域等直接支払事業は、農地情報の実態把握及び共有化、斡旋等や耕作放棄地の活用等、新規就農者や認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積に向けた取組強化といった課題に対して農地の傾斜や、遠隔離島に起因する生産性の不利性を補填することを目的として、農業・農村が持つ多面的機能を守るための集落協定又は個別協定に基づき 5 カ年以上継続して行われる「耕作放棄地の発生防止等の活動」、「多面的機能の確保」、「集落機能の活性化」等の活動を行う農業者等に対して、補助金を交付する事業である。

② 内容

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組である。

③ 予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
120,093	118,941	各省計上

(2) 監査実施により確認した事実

本事業の最終結果評価（平成 25 年度末時点）における実施状況の概要は、交付市町村数 10、協定数 12、交付面積 4,491ha である。

当該事業において、「耕作放棄地解消面積（解消率）」を成果指標として設定しているが、当該事業の目的が農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）の維持であることを考慮すると、当該成果指標では事業の成果が適切に捕捉されていない。

PDCA に用いる指標は安易な変更が難しいが、担当課内では、定性的な指標も含め、農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）の維持という当該事業の目的を考慮した指標を補完的に設定することが考えられる。

（3）意見

中山間地域等直接支払事業について、成果指標が適切に設定されていないため、農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）が維持できているかという事業の成果が適切に把握されていない。

成果指標について、例えば、農村のコミュニティの中で生まれたまたは維持されている良い取組等、具体的な事例を定性的な指標として取り上げ、農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）が維持されているという成果を捕捉することが望まれる。

H-2 農地・水保全管理活動支援事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ②
担当課	村づくり計画課

①目的

農地・水保全管理活動支援事業は、農地情報の実態把握及び共有化、斡旋等や耕作放棄地の活用等、新規就農者認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積に向けた取組強化といった課題に対して農地等の適切な維持・保全を図り、地域ぐるみでの農地の有効利用や遊休農地発生防止への取組及び地域住民の意識向上を図ることを目的として、地域ぐるみで実施する農地・農業用施設等の定期的な点検、機能診断や補修技術等の研修、共同作業等への支援を行う事業である。

②内容

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、能動等）の質的向上を図る活動を支援する。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
113,193	110,620	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

①成果指標

本事業は、集落共同活動の定着促進に取り組む市町村に対して交付金による支援を行っており、本年度において 25 市町村に対して支援を行っている。

当該事業において、「耕作放棄地解消面積（解消率）」を成果指標として設定しているが、当該事業の目的が農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）の維持であることを考慮すると、当該成果指標では事業の成果が適切に捕捉されていない。

PDCA に用いる指標は安易な変更が難しいが、担当課内では、定性的な指標も含め、農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）の維持という当該事業の目的を考慮した指標を補完的に設定することが考えられる。

②農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）の重要性を農林水産部内で横断的に共有

新規に就農する場合においては、農村のコミュニティに受け入れられる必要性が高いが、農林水産部全体でその重要性について共有し、連携していくことが不足していると考えられる。また、新技術の普及に当たっても、単に優れた技術であるこ

とだけを前面に出すだけでは、十分に普及するに至らない場合にも同様のことが考えられる。

(3) 意見

①成果指標

農地・水保全管理活動支援事業について、成果指標が適切に設定されていないため、農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）が維持できているかという事業の成果が適切に把握されていない。

成果指標について、例えば農村のコミュニティの中で生まれたまたは維持されている良い取組等、具体的な事例を定性的な指標として取り上げ、農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）が維持されているという成果を捕捉することが望まれる。

②農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）の重要性を農林水産部内で横断的に共有

農地・水保全管理活動支援事業について、農林水産部内で横断的な情報共有が不足していると考えられる。

農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）の重要性について、農林水産部全体に対して、積極的に情報を発信し、農業農村の多面的機能（農村コミュニティ等）に関する情報等を迅速に共有できる仕組みを構築することが望まれる。

H-3 ゆがふ農山漁村認定確立事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-キ①
担当課	村づくり計画課

①目的

ゆがふ農山漁村認定確立事業は、農家の高齢化、後継者不足等により農山漁村の活力低下への懸念といった課題に対して農山漁村の活性化に役立てることを目的として、多面的機能を有する農山漁村の持つ魅力を県民に広く紹介し、農山漁村に対する理解を進めるために、「沖縄、ふるさと百選」のフォローアップを行う事業である。

②内容

- ・ ふるさと百選ワークショップの開催
- ・ 活動が停滞している団体へのヒアリングの実施
- ・ 事業計画の作成支援 等

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
8,800	7,887	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

本事業について、農山漁村に対する理解を進めることとなっているが、ふるさと百選ワークショップの開催等を行っているものの、ふるさと百選認定団体に対して、継続的なモニタリングを行うための効果的な仕組み（アンケート調査の実施等）が構築されておらず、過年度の取組みの結果を有効に活用できていない。

(3) 意見

ゆがふ農山漁村認定確立事業について、農山漁村に対する理解が進んでいるかどうかを把握するための効果的な仕組みが構築できていない。

農山漁村に対する理解が進んでいるかどうかについて、ふるさと百選認定団体に対して、アンケート調査等により、継続的に情報を収集する仕組を構築することが望まれる。

H-4 農林水産業活性化推進拠点整備事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-キ①
担当課	村づくり計画課

①目的

農林水産業活性化推進拠点整備事業は、農林漁業者自らが農産物等を利用した高付加価値な加工品の開発及び販路開拓、観光産業との連携による体験交流型観光を展開するなど、農林水産業の6次産業化に取り組むという課題に対して農家所得の向上や農村地域の活性化を目的として、市町村をまたがる交流拠点となる組織体制を整備し、体験・交流メニュー等の効率的な運用を図ることでグリーン・ツーリズムにおける交流人口を増加させる事業である。

②内容

- コーディネーターの配置による拠点組織活動の支援
- 各種体験プログラムの組立支援
- 関連機関で構成する協議会の設置 等

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
10,650	10,408	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

本事業は、本島地域の広域交流拠点モデル（国頭村、大宜味村、東村）と離島地域の広域交流拠点モデル（伊平屋村、伊是名村、今帰仁村）をモデル組織として、広域受け入れ体制モデル作りを実施している。

本事業における農家民泊の受入（延べ宿泊者数：67千人）について、現状は、修学旅行の受入等の県外からの農業体験に対する需要への対応が中心である。なお、特に修学旅行の受入は、時期が限定され、発地型の企画となるため、農村の魅力が十分發揮できていない。

(3) 意見

農林水産業活性化推進拠点整備事業について、連携することにより、大規模な修学旅行などの受入体制は整いつつあるが、農村地域の魅力が十分に伝えられていない。受入の時期や体験を農村地域側から提案する企画力を農村地域が習得していくことが必要であり、今後の交流人口の増につながることが期待される。

また、県内需要の対応について、教育委員会や学校等との連携による農業体験や

家族連れなど多様なニーズへの対応についても積極的に推進することが望まれる。

I 農地農村整備課

I-1 農業基盤整備促進事業

(1) 事業の概要

実施計画No	3-(7)-カ①
担当課	農地農村整備課

①目的

農業基盤整備促進事業は、農産物の収量増大、品質向上という課題に対して、農業競争力の強化、担い手農家の経営安定を図ることを目的として、地域特定に応じた安定した農業用水源とかんがい施設の整備、農地の整形・集約、営農施設の整備等を実施する事業である。

②内容

かんがい施設、農業用排水路の整備、農作業道の舗装等を実施する市町村、地区に対し交付金、補助金を交付している。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
2,371,152	1,951,096	内閣府計上
1,459,500	1,262,239	一括交付金（ハード）

(2) 監査実施により確認した事実

「主な取組」検証票上、活動指標の計画値、成果指標が記載されていない。本事業では、かんがい施設等を新規に整備するものではなく再整備を行っているため、成果指標の設定が行われていないことである。

(3) 意見

県としての活動指標、成果指標が明確に設定されていない状況では、事業の進捗状況や目的達成状況が検証できない。

本事業は国の「農業基盤整備促進事業」により交付金を受けているものであり、国の政策目標及び沖縄 21 世紀ビジョン実施計画に沿った県としての活動指標、成果指標を設定し、有効性の評価を実施することが望まれる。

なお、農業基盤整備事業の政策目標は次のとおりである。

- ・ 担い手が利用する面積が今後 10 年間で全農地面積の 8 割となるよう農地集積を推進
 - ・ 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率 108%以上（平成 27 年度）
- ただし、国の政策目標は主に水田を前提にしたものになっており、水田が少ない

沖縄県には合致しないため、県は、目標値の設定について国と協議中である。平成27年度中に協議を終了し、平成29年度の新規採択からは新たな基準に基づいて計画、採択を実施していく予定とのことである。

I-2 農山漁村活性化対策整備事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-カ①
担当課	農地農村整備課

①目的

農山漁村活性化対策整備事業は、農産物の収量増大、品質向上という課題に対して、営農作業の効率化及び農業用水の安定供給を目的として、田畠の整形及び集積化、かんがい用水の水源整備、かんがい施設の整備を行う事業である。

②内容

圃場整備及びかんがい施設の整備を行う市町村、地区に対し補助金を交付している。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
4,925,501	3,671,440	一括交付金（ハード）
うち平成25年度繰越	うち平成25年度繰越	
1,036,190	1,027,100	

(2) 監査実施により確認した事実

①活動指標の計画値及び成果指標の目標値

「主な取組」検証票上、活動指標の計画値及び本事業としての成果指標の目標値が設定されていない。本事業は市町村主体で実施するものであること、農家のニーズや同意があって実施されるものであることから、県が目標を設定することが難しいとのことである。

ただし、市町村（事業実施地区）毎の計画値、目標値は設定されており、個別の事業進捗状況は把握されている。

②不用処理

平成26年度予算額3,889,311千円（平成25年度からの繰越額1,036,190千円含まず）と平成26年度執行額3,699,091千円（平成27年度への繰越額1,054,751千円含む）の差額190,220千円は執行されずに不用処理となった。これは、土地改良事業を開始するにあたって必要となる土地改良法に基づく手続（土地改良区の場合は受益農家の2/3の同意、土地改良区総会における議決及び県知事の許可、市町村の場合は受益農家の2/3及び市町村議会の議決）が遅れたことによるものである。

(3) 意見

①本事業全体としての計画値及び目標値の設定

本事業全体としての計画値、目標値が設定されていない状況では、事業の進捗状況が検証できない。本事業全体としての計画値、目標値を設定し、実績と比較することにより適切な事業進捗の検証を行うことが望ましい。

市町村（事業実施地区）毎の事業進捗検証のみならず、本事業全体としての検証や事業管理を行うため、市町村と協議したうえで、計画値を設定することが考えられる。

②不用処理の防止

土地改良法に基づく手続の遅れに対し、事業工期を十分に確保するために繰越をせずに翌年度の当初予算として事業執行することとしたとのことであるが、予め当該手続を織り込んだスケジュールを組むよう留意することにより、予算を有効に執行することが望ましい。

J 森林管理課

J-1 やんばる多様性森林創出事業

(1) 事業の概要

実施計画No	3-(7)-ア①
担当課	森林管理課

①目的

やんばる多様性森林創出事業は、自然環境に配慮した林業生産活動という課題に対して環境負荷低減や環境に配慮した収穫伐採方法等の手法検討や実証を行い、環境と調和したやんばるの森林の利活用を図ることを目的として、実証事業等を委託する事業である。

②内容

- ・ 実証事業
- ・ 環境調査
- ・ 歩掛調査 等

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
10,000	9,746	一括交付金（ソフト）

(2) 監査実施により確認した事実

本事業について、事業の推進状況を判定するため、環境負荷低減や環境に配慮した収穫伐採方法等の実証事業を行った地区数を活動指標とし、計画値を1地区と設定しているが、当該活動指標は事業の推進状況の判定において有効な指標とはなっていない。これは、事業の推進に応じて実証事業を行った地区数が増加する関係にはないにもかかわらず、当該地区数を活動指標としているためである。

PDCAに用いる指標は企画部指示によりやむを得ないが、担当課内では21世紀計画の指標をブレークダウンした具体的な指標を持つことが考えられる。

(3) 意見

やんばる多様性森林創出事業について、活動指標が事業の推進状況の判定において有効に活用されていない。

活動指標について、採算性等に関する情報その他のデータの蓄積が、質・量ともに十分に行われているか等、環境負荷低減や環境に配慮した収穫伐採方法等のシステム案の確立プロセスの進捗の程度に関する指標を使用することが望まれる。

J-2 林業構造改善事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ア①
担当課	森林管理課

①目的

林業構造改善事業は、自然環境に配慮した林業生産活動という課題に対して持続的な林業生産活動を実現させるため、木材資源の有効活用の他、木製防風林工等の土木用材の流通対策の強化及び品質の向上を目的として、森林バイオマス等の活用施設の整備を図る他、製品保管施設の整備等を行うことを補助する事業である。

②内容

- 特用林産物活用施設等施設整備事業
- 木材加工流通施設整備事業
- 森林バイオマス等活用施設整備事業 等

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
51,464	0	一括交付金（ハード）

(2) 監査実施により確認した事実

①活動指標

本事業について、平成 24 年度から平成 28 年度まで毎年度 1 か所の林業生産基盤や活動拠点施設を整備し、5 年間の累計で 5 か所の整備を行うこととなっているが、平成 24 年度に 1 か所の整備を行っただけであり、平成 26 年度までの 3 年間の累計で 1 か所しか整備されていない。これは、施設の整備を計画した年度内に着工されず予算の繰越が発生しているという、過年度における実態を適切に反映した数値目標が適切に設定されなかったためである。

数値目標は、事業の推進状況の適切な把握に資するように設定されなければならず、過年度における予算の執行状況を考慮して、数値目標を設定することが考えられる。

過年度における予算の繰越の状況は、(表 1) のとおりである。

(表 1) 過年度における予算の繰越の状況

(単位:千円)

予算措置年度	予算の繰越の状況	市町村名	事業費
平成 19～20 年度	平成 21 年度へ繰越	金武町	263,743
平成 19～21 年度	—	北大東村	275,335
平成 21～22 年度	—	今帰仁村	266,454
平成 22 年度	平成 23 年度へ繰越	国頭村	32,553
平成 22 年度	平成 23 年度へ繰越	名護市	59,965
平成 23 年度	平成 24 年度へ繰越	伊江村	39,071
平成 24 年度	—	本部町	32,235
平成 26 年度	平成 27 年度へ繰越	金武町	72,667

②成果指標

本事業について、持続的な林業生産活動を実現させることを目指しているが、補助金の交付先である林業生産者の生産活動の実態が成果として把握されていない。これは、成果指標が設定されていないためである。

PDCA に用いる指標は企画部指示によりやむを得ないが、担当課内では 21 世紀計画の指標をブレークダウンした具体的な指標を持つことが考えられる。

(3) 意見

①活動指標

林業構造改善事業について、活動指標が適切に設定されていない。

県は、活動指標について、過年度における予算の執行状況を考慮して、事業の推進状況を適切に把握することが可能となるように数値目標を設定することが望まれる。

②成果指標

林業構造改善事業について、成果指標が設定されていないため、補助金の交付先である林業生産者の生産活動の実態が成果として把握されていない。

県は、成果指標について、補助金の交付先である林業生産者の生産活動に関する情報を適時に入手し、成果として把握するとともに、事業の見直しに役立てることが望まれる。

J-3 林業改善資金貸付事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-エ③
担当課	森林管理課

①目的

林業改善資金貸付事業は、林業事業体に対して新たな生産方式の導入等、経営の改善を促進するほか、労働環境を整備するなど担い手育成を図っていく必要があるという課題に対して林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的として、林業者・木材産業従事者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、中・短期の資金の無利子の貸付を行う事業である。

②内容

資金の貸付業務

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
15,000	0	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

①活動指標

本事業について、林業者・木材産業従事者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、中・短期の資金の無利子の貸付を行うこととなっているが、予算が全く執行されていない状況を順調と判定しており、適切な判定が行われていない。これは、活動指標が設定されていないためである。

PDCA に用いる指標は企画部指示によりやむを得ないが、担当課内では 21 世紀計画の指標をブレークダウンした具体的な指標を持つことが考えられる。

林業改善資金貸付事業の貸付実績の推移は、(表 1) のとおりである。

(表 1) 林業改善資金貸付事業の貸付実績の推移 (金額単位: 千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件数	2	0	0
金額	8,627	0	0

②成果指標

本事業について、林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的としているが、資金の貸付先（平成26年度までの貸付実績は117件、448,231千円）である林業生産者及び木材産業事業者の生産活動及び事業活動の実態が成果として把握されていない。これは、成果指標が設定されていないためである。

PDCAに用いる指標は企画部指示によりやむを得ないが、担当課内では21世紀計画の指標をブレークダウンした具体的な指標を持つことが考えられる。

③資金の貸付を促進する取組

本事業について、林業者・木材産業従事者が経営の改善等に必要な設備を導入する先駆的な取組に対して、中・短期の資金の無利子の貸付を行うこととなっているが、特用林産物の県内の消費量に占める県産品の割合が非常に小さく、県産品によって特用林産物に対する需要に応えられていない状況であるにもかかわらず、特用林産物の栽培事業に対して資金の貸付が行われていない。これは、特用林産物の栽培事業の現場において人手が不足しており、林業生産者が事業の拡大に踏み切れないとされているためである。

人手不足の解消を支援する取組みを行い、資金の貸付を促進することが考えられる。

（3）意見

①活動指標

林業改善資金貸付事業について、活動指標が設定されていない。

県は、活動指標について、資金の貸出件数及び貸出金額に計画値を設定することにより、事業の推進状況を適切に把握することが望まれる。

②成果指標

林業改善資金貸付事業について、成果指標が設定されていないため、資金の貸付先である林業生産者及び木材産業事業者の生産活動及び事業活動の実態が成果として把握されていない。

県は、成果指標について、資金の貸付先である林業生産者及び木材産業事業者の生産活動及び事業活動に関する情報を適時に入手し、成果として把握するとともに、事業の見直しに役だてることが望まれる。

③資金の貸付を促進する取組み

林業改善資金貸付事業について、人手不足により林業生産者が事業の拡大に踏み切れず、資金の貸付が行われていない。

県は、特用林産物の栽培事業の現場における人手不足の解消について、他の事業

との連携を図りながら、特用林産物栽培に関する実施研修制度の導入等、事業者の負担を減らして、人手を確保しやすくする取組みを行うことが望まれる。

J-4 森林ツーリズム推進事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-キ①
担当課	森林管理課

①目的

森林ツーリズム推進事業は、農林漁業者自らが農産物等を利用した高付加価値な加工品の開発及び販路開拓、観光産業との連携による体験交流型観光を展開するなど、農林水産業の6次産業化に取り組み、農家所得の向上や農村地域の活性化につなげていくという課題に対して森林ツーリズムの推進を目的として、IT技術等を活用した魅力的な自然体験プログラムの開発及び向上を図り、活用方法について実施主体に普及指導を行うことで、実施主体の育成を図る事業である。

②内容

- ・ QRコード付き樹名板の設置
- ・ 森林ツーリズム実施主体の育成 等

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
3,250	2,956	県単等

(2) 監査実施により確認した事実

本事業について、森林ツーリズムの推進を目的として、森林ツーリズム実施主体3団体の育成を行っているが、事業の成果としてQRコード付き樹名板を活用することにより森林ツーリズムの取組の幅が広がった旨は記載されているものの、森林ツーリズムの参加者の満足度が成果として把握されていない。これは、成果指標が設定されていないためである。

PDCAに用いる指標は企画部指示によりやむを得ないが、担当課内では21世紀計画の指標をブレークダウンした具体的な指標を持つことが考えられる。

(3) 意見

森林ツーリズム推進事業について、成果指標が設定されていないため、森林ツーリズムの参加者の満足度が成果として把握されていない。

成果指標について、森林ツーリズムの参加者の満足度に関する情報を適時に入手し、成果として把握するとともに、事業の見直しに役立てることが望まれる。

K 水産課

K-1 栽培漁業センター生産事業費

(1) 事業の概要

実施計画No	3-(7)-ア①
担当課	水産課 栽培流通班

①目的

栽培漁業センター生産事業は、沿岸漁業の振興を図るため、栽培漁業センター、水産海洋技術センター石垣支所において、魚介類の放流及び養殖用の種苗生産、配布を行う事業である。平成 26 年度の補助金額は 73,985 千円である。

②内容

放流及び養殖用のハマフエフキ、ヤイトハタ、スギ、マダイ、ヒメジヤコ、シラヒゲウニの種苗を生産するとともに、量産技術及び省力化技術を確立し、沖縄型のつくり育てる漁業及び水産資源の持続的利用を目指した資源管理型漁業を積極的に推進する。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額※	財源
73,985	62,249	県単等

※調査票①：歳入予算・決算比較表の資料から決算額を転記

(2) 監査実施により確認した事実

本事業について、「主な取組」検証票の予算 73,985 千円と決算見込 73,985 千円が同額になっているが、活動指標の計画値と実績値（下記（表 1）参照）でシラヒゲウニが計画 13.8 万個に対し実績 6.9 万個であり、計画に対し 6.9 万個減少していることから予算と決算見込みが同額ということは想定し難い。なぜなら、当該事業は漁協や市町村の要望に応じた計画で種苗を生産し種苗を販売することから、販売する種苗の数量が計画より減少した場合決算額も減少すると考えられる。実際、決算額は上記（1）事業の概要、③予算・決算額のとおり予算額 73,985 千円に対し 62,249 千円であり 11,736 千円減少している。

(表 1) 種苗生産の計画及び実績

種苗種類	計画値	実績値	差異
ハマフエフキ	10.7 万尾	10.7 万尾	0.0 万尾
ヤイトハタ	12.0 万尾	12.0 万尾	0.0 万尾
スギ	2.0 万尾	2.0 万尾	0.0 万尾
マダイ	7.2 万尾	7.2 万尾	0.0 万尾
ヒメジヤコ	10.6 万個	10.6 万個	0.0 万個
ヒレジヤコ	7.5 万個	7.5 万個	0.0 万個
シラヒゲウニ	13.8 万個	6.9 万個	6.9 万個

(3) 指摘

「主な取組」検証票記載の決算見込みが予算と同額であるため、一見するとすべて計画どおり事業が進んでいるかのように表現されている。しかしながら、活動指標で記載している計画値と実績値で差異（シラヒゲウニ計画 13.8 万個に対し実績 6.9 万個）が生じていることから上述（2）のとおり、予算と決算見込みが同額ということは想定し難い。これにつき当該事業は漁協や市町村の要望に応じた計画で種苗を生産し、おおむね当該計画どおり種苗の販売が可能であることから決算数値はある程度見込める状況にある。よって、販売可能種苗数を決算見込みで織り込み、これを「主な取組」検証票に記載する必要がある。

K-2 漁業者の安全操業の確保を支援する事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-ア②
担当課	水産課

①目的

漁業者の安全操業の確保を支援する事業は、緊急時の連絡体制を整備する課題に対して、緊急時の連絡手段として用いられる無線機の設置に係る費用を補助することで、漁業者の安全操業の確保を支援する。

②内容

漁業者の安全操業の確保を目的として、遭難時の迅速な通報体制を整備するため、広域通信が可能な無線機の設置に対する補助を行う。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
79,111	77,506	一括交付金

(2) 監査実施により確認した事実

補助金支給対象先である組合等が作成している財産管理台帳と県が作成している漁業者の安全操業の確保を支援する事業補助金等の内訳一覧表の内容一致を確認したところ県補助金の金額、無線機の設置台数が不一致となる事項が発見された。不一致となった内容は下記表で示す。なお、当該台帳には無線機の種類や設置場所、総事業費、県補助金等が詳細に記載される。

（表）財産管理台帳の不一致の内容

補助事業者	不一致の内容	組合作成の財産 管理台帳	県作成の補助金 等内訳一覧表
伊江漁業協同組合	県補助金の金額	6,300 千円	6,299 千円
那覇地区漁業協同組合	県補助金の金額	6,858 千円	6,678 千円
糸満漁業協同組合	無線機の設置台数	無線機 8 台	無線機 5 台

県補助金の金額の不一致につき請求書を確認したところいずれも県作成の補助金等内訳一覧表が正しかった。なお、包括外部監査期間中に県から当該組合に対して財産管理台帳を修正するよう指導し不一致が解消されていることを修正後の財産管理台帳を入手し確認した。

また、浦添宜野湾漁業協同組合及び伊良部漁業協同組合については県において財産管理台帳が無く、当該組合から入手が漏れており、県で財産管理台帳が保管されていなかった。これについても包括外部監査期間中において県が当該組合から財産管理台帳を入手したことを確認した。

（3）指摘

漁業者の安全操業の確保を支援する事業補助金交付要綱第15条にて補助事業者には財産管理台帳を整備保管義務が求められていることから、補助事業者に正確に当該台帳を作成させる必要がある。また、県側でも補助事業者が適切に財産管理台帳を作成しているか確認することが求められることから、記載内容に相違がある場合は適切に財産管理台帳を作成するよう指導する必要がある。

K-3 水産業構造改善特別対策事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ①
担当課	水産課

①目的

水産業構造改善特別対策事業は、離島を多く抱える本県において各地域の水産業の基盤整備が未だ不十分な状況にあり流通資材調達コスト等の価格是正についての課題があり、これに対して県水産業の発展を目的として、生産基盤施設、水産業近代化施設、漁村生活環境の改善施設及び漁業者の組織的な活動の促進等、県水産業の構造改善に必要な事業を実施するものである。

②内容

- ・ 生産基盤整備事業
増養殖場整備事業、水産業近代化施設整備事業、漁村環境改善施設整備事業、水産業構造改善推進
- ・ 漁村コミュニティ基盤整備事業
生活環境基盤施設整備事業、交流基盤施設整備事業、情報基盤施設整備事業

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
1,556,408	720,078	各省計上

※県内 8 地区（伊江、糸満、与那国、久米島、石垣、宮古島、与那原、細崎）において水産物鮮度保持施設及び水産物加工処理施設等の整備を進めたが、4 地区（伊江、久米島、石垣、与那原）については、計画策定の遅れ等により翌年度へ繰越したため予算額と決算額に差異が生じている。

(2) 監査実施により確認した事実

①施設整備に係る全県的な計画

「水産業構造改善特別対策事業」は、漁業者の所得の向上、漁村の魅力向上および 6 次産業化を図ることを目的とした施設整備支援を含む事業である。

全県的な整備計画として、沖縄県卸売市場整備計画に基づく市場統合のための荷捌き施設整備の基本計画はあるが、加工施設及び船あげ施設等は無いことを担当者へのヒアリングにより確認した。

本事業に係る『産地水産業強化支援事業実施要綱』第 8 の 2 によると、沖縄県が

策定した戦略に基づき計画を実行することは可能である。

この点、担当者によれば「県としては、市町村からの要望に対し、国および県の要綱と合致し、費用対効果等も含め検証されていれば否定するのは難しい。」ということであった。

たしかに、市町村の要望に応えるのは大事な役割である。また、地域的な整備を目的とした本事業が、振興計画の実現に寄与するかどうかの検討は難しいと判断されるが、事業採択に当たっては十分な検討が必要であり、事業ありきでは好ましくない。また、県にとって一般財源負担もある中で、振興計画の長期的な目標達成を目指す過程において、各自治体に複数の施設を建設する場合は、その妥当性を十分検討する事が必要であり、受動的・自動的に同意することは避けるべきと考える。

(表) 水産物鮮度保持施設及び水産物加工処理施設等の整備状況 (単位:円)

地区	年度	施設	決算額	稼働率
伊江	26年度	水産物鮮度保持施設	27年度へ繰越	—
糸満	25年度繰越	漁業用作業保管施設	64,583,000	0% (27年度供用開始)
与那国	25年度繰越	無線通信設備	17,585,000	0% (27年度供用開始)
久米島	26年度	水産物加工処理施設	135,863,000	0% (28年度供用開始)
石垣	25年度繰越	水産物加工処理施設	27年度へ繰越	0% (27年度供用開始)
宮古島	25年度繰越	水産物鮮度保持施設	166,060,000	0% (27年度供用開始)
与那原	26年度	水産物荷捌き施設	27年度へ繰越	—
細崎	25年度繰越	海業支援施設	68,615,000	159%

②事業の評価

単年度では市町村から設備稼働状況報告入手し稼働状況を把握している。そのため、低稼働の施設については県担当者が現地で原因調査する仕組みとなっており、また、当該稼働調査結果はその他の施設整備にもフィードバックできる仕組みとなっている。

しかし、評価が「所得」向上の目線になっているか、つまり、「主な取組」検証

票の対応する主な課題に記載されている、生産者の所得安定を図るため、という成果が達成できているか確認できなかった。なお、所得評価については整備が完了した時点から 5 年後に事後評価として実施することとなっている。

所得評価について言えば、単年度で増加していないとダメだということではない。単年度であっても、対応すべき課題に向けた取組状況はどうか？という視点で評価することが必要と考える。例えば、稼働状況が向上しても、それ以上に生産コストが増加していないか？といった、所得の推定に結びつく検討は最低限必要である。この作業が抜け落ちた形で策定される改善策がフィードバックされた場合、必要な軌道修正を図れない可能性がある

国の補助事業として制度上要求される 5 年後の事後評価と合わせて、単年度毎にその取り組み状況を把握する事が重要である。

(3) 意見

①施設整備に係る全県的な計画

荷捌き施設、鮮度保持施設等は、各市町村・漁港レベルで応需する必要性は理解できる。

しかし、最終製品化までを想定した加工施設を各市町村・漁港レベルで応需する必要性については全県的な戦略に基づいて検討することが必要と考えられる。近隣市町村・漁港に同規模の施設を 2 つ造ることが計画された場合、各市町村における水産物の流通量や、物流、スケールメリット等を考慮して、たとえば 1.5 倍規模の施設を 1 つ造るケース等との比較検討をするべきである。

②事業の評価

単年度で市町村から入手する設備稼働状況報告は、本事業で対応する主な課題（水産物の価格安定、販路拡大及び生産者の所得安定）と関連付けたうえで、改善策を講じる仕組みとすることが望ましい。

本事業は 21 世紀ビジョン及び振興計画の一環として沖縄県として主体的に取り組むものである以上、具体的な生産性向上を示す課題との関連性を踏まえ単年度の状況評価を行う必要があると考える。

K-4 持続的な漁業生産額拡大のためのマーケティング支援事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ②
担当課	水産課

①目的

持続的な漁業生産額拡大のためのマーケティング支援事業は、漁業生産額の拡大（水産業の振興）の課題に対して資源の適切な把握と県外市場調査を通じたマーケティング戦略の構築及び県内外におけるプロモーションを通じた県産漁海藻類の認知度向上と消費の拡大を目的として、委託事業者にマーケティング戦略及びプロモーション等を委託する事業である。

②内容

- ・ 魚種毎のマーケティング戦略の構築
　　産地、主要消費地で市場調査を実施。
- ・ 戰略的プロモーションの実施
　　マーケティングに基づき、ソディカ、アカマチ、モズク、カジキ等について、消費拡大を図るためのプロモーションを行う。

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
40,484	38,463	一括交付金

(2) 監査実施により確認した事実

一件書類のファイルに綴られるはずの支出調書の一部が綴られていなかった。当該支出調書については担当者へのヒアリングにより単純な綴り漏れであるとの回答を得ている。なお、資料管理の運用は以下のとおりである。

- ・会計課に支出調書の原本を提出する際にコピーを一件書類のファイルに綴じる。
- ・会計課から支出調書が戻ってきた際は支出月ごとに取りまとめている返却ファイルに一旦返却される。
 - ・事業担当者は返却ファイルから支出調書の原本を取り、一件書類のファイルのコピーと差替える。（事業担当者は一件書類ファイルを確認しコピーが綴られたままであつたら、返却ファイルから原本を取り差替える。）

なお、包括外部監査期間中に原本を探し、現物があつたこと及び本来保管すべきであったファイルへ適切に綴られたことを確認した。

(3) 指摘

一件書類のファイルに綴られるはずの支出調書の一部が綴られていなかったことについては単純な綴り漏れであるが、資料の保管の観点から適切に整理保管することは重要であるため、より慎重に資料を管理する必要がある。

K-5 産地漁協ビジネス連携新商品開発支援事業

(1) 事業の概要

実施計画№	3-(7)-イ②
担当課	水産課

①目的

産地漁協ビジネス連携新商品開発支援事業は、亜熱帯海域で漁獲される水産素材の付加価値向上と観光需要への対応を図るための課題に対して各地域の地先水産物の新商品開発を支援することにより、沖縄における儲かる水産業の実現と地域活性化を目的として、受託事業者への事業委託及び補助事業実施者への補助金交付を実施する事業である。平成26年度の当初事業費は90,744千円である。

②内容

- ・ 県が民間事業者へ委託して実施する内容：委託
 - 連携力強化マッチングフェア
 - 特産水産加工品開発支援
 - FISH-1 グランプリの開催
 - 販路開拓支援
 - 委員会の設置及び運営
- ・ 県が補助金を交付し実施する内容：補助金
 - 県産水産物を活用した水産加工品開発への支援

③予算・決算額（千円）

予算額	決算額	財源
81,369	73,008	一括交付金

(2) 監査実施により確認した事実

県が民間事業者へ委託して実施する連携力強化マッチングフェア、特産水産加工品開発支援、FISH-1 グランプリの開催、販路開拓支援に関するプロポーザル方式の公募にて応募が1者のみの場合、企画提案選考要領や企画提案審査会の場でどのように対応するか決定することとなっている（農林水産総務課がソフト事業の委託に関する規定を所管）。当該事業の場合、企画提案選考要領に記載はないが、企画提案審査会の場で審査を開始するにあたり、1社のみの応募であったためどのように取り扱うか協議・決定し、審査を開始している。具体的には、企画提案審査会の場で「今回1社のみの応募となったことから、全委員の合計点が6割以上であることを評価の目安として、審査を開始した。」と取り扱いを決定している。

現状のプロポーザル方式の選考では、審査会委員は課長クラスの職階者が担当することになっており、選考のレベル感は一定の統一性・継続性が担保できると考えられるが、審査会委員が班長クラスの職階でも担当されることとなった場合、選考レベル感について統一性継続性が担保されなくなる可能性も考えられる。

（3）意見

プロポーザル方式の公募にて応募が 1 者のみの場合、県として規定を整備し、選考レベル感について統一性及び継続性が担保できる体制を構築することが望ましい。